

令和 6 年 第 4 回

大 仙 市 議 会 定 例 会 会 議 録

令和 6 年 11 月 29 日 開会

令和 6 年 12 月 19 日 閉会

大 仙 市 議 会

令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会会議録目次

○第 1 日目（11 月 29 日）

議事日程第 1 号	1
出席議員	3
欠席議員	3
遅刻議員	3
早退議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	4
開 会	4
市長招集あいさつ	4
開 議	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定（21 日間）	5
諸般の報告	5
市政報告	5
議案説明・質疑・委員会付託	13
報告第 10 号から議案第 145 号まで	13
議案第 146 号から議案第 148 号まで	16
休 憩	17
再 開	18
委員長報告・質疑・討論・表決	18
総務企画常任委員長（報告第 10 号）	18
総務企画常任委員長（議案第 139 号）	19
〃（議案第 140 号）	19
〃（議案第 141 号）	19
各 常 任 委 員 長（議案第 142 号）	20
教育厚生常任委員長（議案第 143 号）	21
〃（議案第 144 号）	21
〃（議案第 145 号）	22
産業建設常任委員長（議案第 146 号）	22
〃（議案第 147 号）	22
〃（議案第 148 号）	22
議案説明	23

議案第 1 4 9 号から議案第 1 6 1 号まで	2 3
休会の件	2 8
散 会	2 8

○第 2 日 目（ 1 2 月 9 日）

議事日程第 2 号	2 9
出席議員	2 9
欠席議員	2 9
遅刻議員	2 9
早退議員	2 9
説明のため出席した者	2 9
事務局職員出席者	3 0
開 議	3 0
一般質問	3 0
○佐 藤 育 男 議員	3 0
○佐 藤 芳 雄 議員	3 6
○秩 父 博 樹 議員	4 1
休 憩	4 6
再 開	4 6
○安 達 成 年 議員	5 2
休 憩	6 1
再 開	6 1
○小笠原 昌 作 議員	6 2
散 会	6 7

○第 3 日 目（ 1 2 月 1 0 日）

議事日程第 3 号	6 9
出席議員	7 0
欠席議員	7 0
遅刻議員	7 0
早退議員	7 1
説明のため出席した者	7 1
事務局職員出席者	7 1
開 議	7 1
一般質問	7 1

○佐藤文子議員	7 2
休憩	8 5
再開	8 5
○挽野利恵議員	8 5
休憩	9 5
再開	9 5
○青柳友哉議員	9 5
休憩	1 0 8
再開	1 0 8
○戸嶋貴美子議員	1 0 8
質疑・委員会付託	1 1 4
議案第149号から議案第161号まで	1 1 4
委員会付託	1 1 4
請願第2号	1 1 4
陳情第49号から陳情第52号まで	1 1 4
休会の件	1 1 4
散会	1 1 5

○第4日目（12月19日）

議事日程第5号	1 1 7
出席議員	1 1 9
欠席議員	1 1 9
遅刻議員	1 1 9
早退議員	1 1 9
説明のため出席した者	1 1 9
事務局職員出席者	1 1 9
開議	1 2 0
諸般の報告	1 2 0
委員長報告・質疑・討論・表決	1 2 0
総務企画常任委員長（議案第149号）	1 2 0
〃（議案第150号）	1 2 0
〃（議案第154号）	1 2 0
〃（議案第155号）	1 2 0
産業建設常任委員長（議案第151号）	1 2 1
〃（議案第152号）	1 2 1

産業建設常任委員長（議案第 1 5 3 号）	1 2 2
〃 （議案第 1 5 6 号）	1 2 2
〃 （議案第 1 5 7 号）	1 2 2
〃 （議案第 1 5 8 号）	1 2 2
〃 （議案第 1 5 9 号）	1 2 2
〃 （議案第 1 6 0 号）	1 2 2
各 常 任 委 員 長（議案第 1 6 1 号）	1 2 3
委員長報告・質疑・討論・表決	1 2 7
総務企画常任委員長（請願第 2 号）	1 2 7
教育厚生常任委員長（陳情第 4 9 号）	1 2 8
〃 （陳情第 5 0 号）	1 2 8
〃 （陳情第 5 1 号）	1 2 8
質疑・討論・表決	1 2 9
意見書案第 2 0 号・2 1 号・2 2 号・2 3 号	1 2 9
説明・質疑・委員会付託	1 3 0
議案第 1 6 2 号	1 3 0
休 憩	1 3 2
再 開	1 3 2
委員長報告・質疑・討論・表決	1 3 2
産業建設常任委員長（議案第 1 6 2 号）	1 3 2
各委員会から閉会中の継続審査及び調査の申し出について	1 3 4
閉 会	1 3 4
○署 名	1 3 5
○参考資料	
日程表	1 3 7
一般質問通告者	1 4 0
議案等一覧	1 4 2
議 案	1 4 2
報 告	1 4 5
請 願	1 4 5
陳 情	1 4 5
意見書案	1 4 6

令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金曜日）

議 事 日 程 第 1 号

令和 6 年 1 1 月 2 9 日（金曜日）午前 1 0 時 0 0 分開議

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定（21 日間）

第 3 議長報告

- ・専決処分報告（法第 180 条関係）
- ・財政援助団体等監査の結果について
- ・例月現金出納検査結果
- ・議会動静報告書

第 4 市政報告

第 5 報告第 10 号 専決処分報告について（令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 8 号））

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 6 議案第 139 号 大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 7 議案第 140 号 大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 8 議案第 141 号 大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 9 議案第 142 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）

（説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）

第 1 0	議案第 1 4 3 号	令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号） （説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
第 1 1	議案第 1 4 4 号	令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号） （説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
第 1 2	議案第 1 4 5 号	令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号） （説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
第 1 3	議案第 1 4 6 号	令和 6 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号） （説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
第 1 4	議案第 1 4 7 号	令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号） （説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
第 1 5	議案第 1 4 8 号	令和 6 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号） （説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決）
第 1 6	議案第 1 4 9 号	大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
第 1 7	議案第 1 5 0 号	大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
第 1 8	議案第 1 5 1 号	大仙市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
第 1 9	議案第 1 5 2 号	大仙市中里温泉条例等の一部を改正する条例の制定について（説 明）
第 2 0	議案第 1 5 3 号	大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について（説 明）
第 2 1	議案第 1 5 4 号	字の区域の変更について（説 明）
第 2 2	議案第 1 5 5 号	秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について（説 明）

- 第 2 3 議案第 1 5 6 号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について (説 明)
- 第 2 4 議案第 1 5 7 号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について (説 明)
- 第 2 5 議案第 1 5 8 号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について (説 明)
- 第 2 6 議案第 1 5 9 号 大仙市大曲体育館等の指定管理者の指定について (説 明)
- 第 2 7 議案第 1 6 0 号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について (説 明)
- 第 2 8 議案第 1 6 1 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号) (説 明)

出席議員 (2 4 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴美子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
1 0 番 佐 藤 芳 雄	1 1 番 橋 本 琢 史	1 2 番 小笠原 昌 作
1 3 番 小 松 栄 治	1 4 番 本 間 輝 男	1 5 番 佐 藤 育 男
1 6 番 山 谷 喜 元	1 7 番 石 塚 柏	1 8 番 高 橋 敏 英
1 9 番 橋 村 誠	2 0 番 渡 邊 秀 俊	2 1 番 金 谷 道 男
2 2 番 後 藤 健	2 3 番 鎌 田 正	2 4 番 古 谷 武 美

欠席議員 (0 人)

遅刻議員 (0 人)

早退議員 (0 人)

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人

企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こども未来部長	田 口 美和子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真理子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前 10 時 00 分 開 会

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会を開会いたします。

市長から招集の挨拶がございます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） おはようございます。

本日、令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。

今次定例会におきまして、ご審議をお願いいたします案件は、専決処分報告 1 件、条例案 8 件、単行案 7 件及び補正予算案 8 件の合計 24 件であります。

このうち、補正予算の専決処分報告 1 件、並びに給与改定等に係る条例案 3 件及び補正予算案 7 件につきましては、本日、採決をお願いするものであります。

各案件につきまして、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げまして、招集の挨拶といたします。

【老松市長 降壇】

午前 10 時 01 分 開 議

○議長（古谷武美） これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第１号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第８８条の規定により、議長において１７番石塚柏議員、
１８番高橋敏英議員、１９番橋村誠議員を指名いたします。

○議長（古谷武美） 日程第２、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から１２月１９日までの２１日間とい
たしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、会期は２１日間と決定いたしまし
た。

○議長（古谷武美） 日程第３、この際、諸般の報告をいたします。

議会の委任による専決処分報告が市長から、財政援助団体等監査の結果について及び
例月現金出納検査結果が市監査委員から提出されておりますので、お手元に配付のとおり
報告いたします。

また、９月定例会初日から昨日までの議会動静報告書を併せてお手元に配付のとおり
報告いたします。

○議長（古谷武美） 日程第４、市長から市政報告の申し出がありますので、これを許し
ます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 令和６年第４回大仙市議会定例会に当たり、諸般の状況について申
し上げます。

はじめに、「大曲の花火」についてであります。

「第９６回全国花火競技大会」につきましては、８月３１日、国土交通省をはじめ秋
田県警や広域消防、消防団など関係機関の皆様のご協力の下、盛大に開催されました。

当日は、台風１０号の影響が心配されたところではありましたが、夜花火の部が始ま

る頃には天候が回復し、全国からご参加いただいた28の花火会社が技術の粋を詰め込んだ、創造性あふれる花火が次々と夜空を彩り、全国から訪れた多くの花火ファンを魅了しております。

また、「THE GREATEST SHOW」と題した大会提供花火は、7月のモントリオール国際花火競技大会で銅賞に輝いたプログラムをベースに、誕生から60周年を迎える創造花火の要素をふんだんに詰め込み、世界に認められた芸術性の高い花火が壮大なスケールで打ち上げられたほか、大仙市誕生20周年を記念した特別プログラムをお届けしており、会場から大きな拍手と歓声をいただいております。

競技花火においては、株式会社小松煙火工業が、地元花火会社として第87回大会以来の内閣総理大臣賞に輝いており、日本最高峰と評される全国花火競技大会「大曲の花火」の開催地として、この地域の高い煙火技術と創造性を改めて示す機会になったものと考えております。

10月5日に開催された「大曲の花火 秋の章」では、パリ・オリンピック女子マラソンで6位に入賞し、全国に元気と感動をもたらした鈴木優花選手の活躍を記念した特別花火や、「大仙市誕生20周年記念花火」として、大曲の花火の将来を担う地元若手花火師のプロデュースにより、躍動感あふれる花火が打ち上げられております。また、秋田らしさを表現したドローンショーや世界の絵画を描いた花火パビリオンなど、多種多様な演出で、ご観覧いただいた皆様に、秋の夜空に輝く芸術祭をお楽しみいただいております。

次に、大仙市誕生20周年記念事業についてであります。

次代を担う高校生の夢を後押しする「はたちだいせん 輝け未来プロジェクト」につきましては、これまで、市内の六つの高等学校のうち4校で開催しております。Aターンなどを経て大仙市で活躍されている若者をゲストにお迎えし、Aターンのきっかけや、市外での生活を経験したからこそ気付くことができた大仙市の魅力などをお話いただいております。未来に向かって羽ばたこうとする生徒たちにとって、大きなエールになることを期待するところであります。

市民が主役のまちづくり講座「大仙アカデミー」につきましては、9月28日、大曲市民会館小ホールを会場に開催しており、約250人の市民の皆様にご来場いただいております。今回の講座では、ドローンショーの国内最大手であり、大曲の花火の年間スポンサーでもあります株式会社レッドクリフの代表取締役で、最高経営責任者の佐々木

孔明氏を講師にお迎えし、「ドローンがつなぐ未来、最新の活用事例と次世代の可能性」と題して、ドローンの最新の動向やドローンショーがつなぐ可能性と未来について講演をいただいております。また、同社のご協力の下、講演にあわせてドローンプログラミング教室を開催しており、先端技術に触れる貴重な機会となっております。

1 1月9日には、読売巨人軍の四番打者として活躍され、引退後は読売巨人軍や野球日本代表「侍ジャパン」の監督を務められるなど、長きにわたり日本プロ野球界をけん引されている原辰徳氏を講師にお迎えし、仙北ふれあい文化センターを会場に「大仙市誕生20周年記念特別講座」を開催しております。当日は、約600名の皆様のご来場の下、「野球と私」と題し、これまでの野球人生を通じたエピソードや、自身が大切にされている教訓などの貴重なお話をいただいております、人と人とのつながりや絆を再認識するとともに、挑戦し続けることの意義を考える有意義な機会になったものと考えております。

また、市内の三つの道の駅では、特産品等の割引販売や道の駅を巡る周遊キャンペーンを展開しており、市内外から多くの皆様にお楽しみいただくとともに、道の駅や特産品の認知度を向上させ、本市の魅力を発信する絶好の機会となっております。

さらに、各地域においては、住民の皆様との共創により、地域の特色を生かした記念事業が展開されております。神岡地域では、神岡中央公園を会場に「すくすくキッズフェス」が開催されており、親子連れを中心に、延べ3千人を超える皆様に来場をいただいております。西仙北地域や南外地域では、地域の特産品販売拠点においてキャンペーンを展開しているほか、中仙地域や協和地域においては、地域を代表するイベントを拡充して開催しております。仙北地域では、熱気球に搭乗し、払田柵跡や仙北平野を一望するイベントを開催しており、太田地域では、地域で生産されたエディブルフラワーを活用した記念グルメを募集し、市内6店舗で提供するなど、多くの皆様にお楽しみいただくとともに、20周年記念の節目に向けた機運醸成につながっております。

このほか、大仙市民ギャラリーや大仙市アーカイブズにおいて特別展示を開催しているほか、協賛事業やカウントダウン写真の募集も行っているところであり、引き続き多くの皆様にご参加いただき、市民の皆様と共に創り上げる20周年にしていきたいと思います。

次に、主な部局ごとに諸般の報告を申し上げます。

はじめに、企画部関係についてであります。

「若者チャレンジ応援プロジェクト」につきましては、秋田大学のご協力の下、高校生の目線から地域の課題や魅力を探り、その解決策や活用方法を考える過程を通じた大仙市を舞台に活躍する若者の創出に向け、高校生向けのワークショップを令和４年度から展開しており、今年度は大曲工業高等学校の１年生を対象に開催しております。ワークショップでは、教育文化学部の学生９名に協力をいただき、地域の課題解決に向けた活発な話し合いが行われており、９月３０日に校内で開催された発表会では、高校生ならではの柔軟で新鮮なアイデアが発表されております。

また、学生の柔軟な発想を地域の課題解決や、活性化につなげることを目的に実施している「大学生等フィールドワークサポート事業」を活用し、９月９日と２５日の両日、同学部の学生６名が発酵文化をテーマに市内で調査活動を行っているほか、若者チャレンジ応援補助金を活用し、秋田公立美術大学の大学院生が市内三つの中学校と連携しながら、絵画の新たな鑑賞形態の普及に向けた取り組みを進めております。

このほか、国際教養大学の学生団体「FROM PROJECT秋田」と連携したサポートの下、豊かな自然を生かし、子どもの遊びに焦点を当てた大曲高等学校の生徒のプロジェクトが進行中であり、大仙市を舞台に、学生を中心とした多彩なチャレンジが展開されております。今後も関係機関や団体と連携を図りながら、若者のニーズに寄り添ったサポートや柔軟な支援を通じ、チャレンジの輪を広げてまいります。

次に、市民部関係についてであります。

地球温暖化対策につきましては、１０月を実施期間に、連携協定を締結しているあいおいニッセイ同和損害保険株式会社のご協力の下、「エコドライブ選手権」を開催しており、市内６５事業所１０７チームに参加をいただいております。参加した多くの皆様からは、好評の声をいただいたところであり、脱炭素社会の実現に向けた理解の促進と、主体的な行動を後押しする機会として、事業内容を検証した上で継続してまいりたいと考えております。

公共施設へのＥＶ充電器の設置につきましては、「道の駅協和」及び「道の駅なかせん」への急速充電器の設置が完了し、１０月１７日に供用を開始しております。また、普通充電器の導入を予定している１３施設につきましても、国の補助事業採択のめどが立ったことから、今年度中の稼働に向け、準備を進めているところであります。

ごみの減量化と温室効果ガスの削減を目的に、１０月から１１月にかけて実施しているプラスチック資源の分別回収実証事業につきましては、市民の皆様のご理解とご協力

により、目標とする収集量を確保しております。来年４月からの本格実施に向けた国への申請手続きも順調に進捗しており、他の資源ごみと同様、全ての市民の皆様にリサイクルに対する意識が浸透するよう、準備を進めてまいります。

次に、こども未来部関係についてであります。

「こどもまんなか社会」の実現に向けた具体的な手立てを示す「大仙市こども計画」につきましては、アンケートやワークショップなどを通じて寄せられた、こどもや子育て世帯の声を参酌しながら、今野副市長を総括に、庁内の関係部課長で構成する「子育て支援制度等検討会議」において課題の整理や、その解決に向けた施策の検討を進めてきたところであります。

その後、子育て世帯やこども・子育てに関わる各分野の代表者、学識経験者の皆様を委員とする「大仙市子ども・子育て会議」を開催し、子どもの権利や居場所、心身の発育など、様々な分野にわたり貴重なご意見をいただいております。今般、こうしたご意見を反映し、計画の素案がまとまったことから、今次定例会の会期中に、その概要を説明させていただきたいと考えております。

次に、農林部関係についてであります。

稲作につきましては、１０月２５日現在の全国の作況指数が「１０１」の平年並み、秋田県が「１０２」、県南が「１０３」のやや良と発表されており、ＪＡ秋田おばこ管内における１１月２５日現在の１等米比率についても９６．６パーセントと、高温障害の影響を受けた前年産米と比較し、大幅に高い水準となっております。また、米価につきましては、急速な回復を見せるインバウンドなどによる外食需要の増加や、昨年の猛暑による全国的な不作などの複数の要因が重なり、需給バランスが崩れたことが影響し、ＪＡ全農秋田の標準的なあきたこまちの概算金は、前年度から大幅に増加し、１万８，８００円となっております。

稲作を基幹に位置付ける本市にとりましては、農業所得の向上につながるものと大いに期待するところでありますが、その一方で、高止まりする生産コストや深刻化する気候変動など、農業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあります。国においては、６月に改正された「食料・農業・農村基本法」に基づき、コメを含む食料の合理的な価格形成に向けた議論が進められているところであり、その動向を注視しながら農業経営の安定化に努めてまいります。

「第１８回大仙市秋の稔りフェア」につきましては、１０月１９日と２０日の両日、

大曲ヒカリオイイベント広場や花火通り商店街等を会場に開催しております。初日は時折強い雨に見舞われる、あいにくの天候でありましたが、2日間で約2万8千人の皆様にご来場いただき、大仙市の誕生20周年を記念した「だいせん軽トラ市」での割引販売のほか、地場産食材による「うまいもの食堂」や商工業展示、柳葉敏郎氏によるスペシャルトークショーをはじめとする各種ステージなど、多彩な催しをお楽しみいただいております。2日目には、地元商店街と雄物川鮭増殖漁業生産組合のご協力の下、丸子川街区公園を会場に小学生を対象とする「鮭のつかみどり」を開催しており、ウライの見学や鮭料理の試食を通じて鮭文化への理解を深めていただいております。

鳥獣被害防止対策につきましては、8月にかけて昨年を上回るツキノワグマの目撃情報が寄せられていたことを受け、被害防止対策の強化を図ってきたところであります。緊急性の高い市内6地区における緩衝帯の整備に加え、捕獲現場へのデジタル技術の導入や電気柵の効果を検証する実証事業を実施しているほか、栗や柿などのクマを誘引する樹木の伐採を促進する「誘引樹木伐採事業補助金」につきましては、61件の申請をいただいております。

11月27日現在の目撃件数は118件と、昨年同時期と比較して206件の減少となっており、全県的にも減少傾向で推移していることから、10月31日を期限に発令されていた秋田県の「ツキノワグマ出没警戒警報」は、11月から「出没注意報」に引き下げられております。これから冬眠の時季に入りますが、引き続き関係機関と緊密に連携を図りながら被害の未然防止に努めてまいります。

次に、経済産業部関係についてであります。

雇用・就業対策につきましては、11月5日と21日の両日、それぞれ大曲西中学校と中仙中学校を会場に「仙北地域中学生向け企業説明会」を開催しております。この説明会は、地元企業を知っていただき、ふるさとへの関心や愛着を一層高めるとともに、将来的な進路の選択に役立てていただくことを目的に令和4年度から実施しているもので、合わせて107名の生徒が参加し、出展した延べ18社の説明に熱心に耳を傾け、積極的に質問しております。こうした取り組みは、成果の発現に一定の期間を要するものでありますが、引き続き関係機関と連携を図りながら、若者の地元定着に向けて積極的に展開してまいります。

「大曲企業団地」につきましては、第2期造成工事が11月1日に完了し、1月の分譲開始に向け、確定測量や分筆登記等の諸手続きを進めているところであります。これ

により、第１期の１区画と合わせて６区画、約６ヘクタールが売り渡し可能となりますので、生産拠点の国内回帰や堅調な設備投資など、企業の動向や立地需要を的確に捉えながら、トップセールスによる積極的な誘致に努めてまいります。

「大仙市首都圏企業懇話会」につきましては、誘致企業の本社をはじめ、立地を検討されている企業や本市に縁のある企業３５社の関係者、並びに古谷議長、挽野産業建設常任委員長、商工団体など総勢５１名の参加の下、１１月１２日、東京都において開催しております。懇話会では、私から市政報告を申し上げるとともに、平成２９年に大曲工場を創業し、秋田県沖洋上風力発電事業の認定候補サプライヤーでもあります株式会社ケーエムエフの大藪雅彦取締役副社長から講演をいただくなど、先進事例に触れながら、活発な情報交換が行われております。

次に、観光文化スポーツ部関係についてであります。

観光振興につきましては、インバウンド観光事業として、１０月３日から６日にかけ、台湾の旅行関係者とインフルエンサーを招いたモニターツアーを実施しております。ツアーでは、「大曲の花火 秋の章」の観覧のほか、旧池田氏庭園や市内酒蔵などを巡っており、豊かな田園風景や受け継がれてきた伝統文化に評価の声をいただいたほか、花火を組み込んだ団体旅行の商品化に前向きな意見をいただいております。

また、１１月１日から３日間の日程で、台湾最大の旅行博覧会「台北国際旅行博」に初めて参加し、本市の魅力や観光資源を旅行関係者にＰＲしております。今後、こうした取り組みで得たネットワークや経験を生かしながら、観光コンテンツの発掘・磨き上げと発信を行い、インバウンド誘客の促進と地域内での観光消費の拡大につなげてまいりたいと考えております。

「第４４回全県５００歳野球大会」につきましては、９月１４日から５日間の日程で、神岡野球場を主会場に市内１８会場で開催されております。今大会には全県から１８１チームが出場し、大熱戦の末、秋田市の秋銀クラブが８年ぶり６度目の優勝を飾っております。

大仙市誕生２０周年を機に、これまでの大会を拡充し、初めて開催した「大仙太田ハーフマラソン」につきましては、北は青森県から南は広島県まで６０４名のランナーにエントリーいただき、１０月１３日に開催しております。今大会では、ハーフの部の創設や電子計測の導入、大会ホームページの開設を行ったほか、南外地域出身で、リオデジャネイロ・オリンピック男子マラソンに出場した佐々木悟氏をゲストランナーにお

迎えし、大台スキー場を発着点に、思い思いのペースで秋の気配が感じられる仙北平野を駆け抜けております。

文化財の保存・活用につきましては、鈴木空如が残した「法隆寺金堂壁画模写」の第1作目を表装するため、10月1日からクラウドファンディングを受け付けております。11月27日現在、当初の目標額を大きく上回る305万5千円の寄附をいただいております。寄附者の皆様からは、保護活動に対する多くの応援メッセージもいただいております。

次に、建設部関係についてであります。

「国道13号大曲・秋田間整備促進期成同盟会」並びに「高規格道路本荘大曲道路整備促進期成同盟会」につきましては、10月11日から11月20日までの間、内閣府や国土交通省、財務省、秋田県選出国會議員、秋田県などに対し、集中的に要望活動を行っております。

これにあわせ、国が重点的・集中的に進めている「防災・減災、国土強靱化のための5カ年加速化対策」についても、必要な予算を確保した上で計画的に事業を推進するとともに、対策期間の終了後も継続的かつ安定的に国土強靱化の取り組みを進めるため、国土強靱化実施中期計画を、できる限り速やかに策定することなどを強く要望しております。

最後に、令和7年度の当初予算編成について申し上げます。

本市の財政見通しにつきましては、1991年以来の高い水準となる賃金引き上げや、企業の堅調な設備投資、個人消費の回復基調などを背景に、市税や地方交付税の一定の伸びが期待されるものの、重要施策の財源として活用してきた合併特例債が発行期限を迎えたことに加え、不安定な世界情勢や金利変動リスクなどから、依然として先行きは不透明な状況にあります。

一方で、歳出については、エネルギー価格をはじめとする物価の高止まりや人手不足の影響などにより、公共施設や学校施設に係る維持管理費などの経常経費、公共事業費の増嵩^{すう}が見込まれるほか、職員の雇用延長や会計年度任用職員の昇給、諸手当の支給に係る人件費の上昇、利払い費の増加が見込まれております。さらには、道路や河川などのインフラの計画的な更新に対応しながらも、子育て環境の充実やDX、GXなどの未来への投資にも的確に対応していく必要があります。

各種財政指標につきましては、歳出の抑制や各種基金への積み増しなど、これまで取

り組んできた財政健全化策により着実に改善が図られる一方で、不足する財源を基金の取り崩しに依存する厳しい財政運営が恒常化しており、財政構造の抜本的な改革が急務となっております。

令和7年度当初予算につきましては、来年4月に市長選挙を控えていることから、経常的経費を中心とした骨格予算とすることを指示しておりますが、こうした見通しや財政状況を踏まえた上で、「変化する社会情勢に適合した施策の推進」「10年先を見据えた行財政の構造改革の継続的な取り組み」を基本方針に据え、予算編成を進めることとしております。令和7年度に計画期間の最終年度を迎える「第2次大仙市総合計画」及び「大仙市デジタル田園都市国家構想総合戦略」の総仕上げと位置付け、職員一人一人が将来を見据えた「みらい志向」の下、既存事業の効果検証に基づく、より踏み込んだ事業の「選択と集中」や、公共施設等総合管理計画の着実な推進など、行政経営の視点から創意工夫を凝らしながら編成作業を進めてまいります。

以上、諸般の状況をご報告申し上げましたが、今後とも、市民の皆様並びに議員各位のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げまして、市政の報告とさせていただきます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、日程第5、報告第10号から日程第12、議案第145号までの8件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、報告第10号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第8号）の専決処分報告について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー2、補正予算書〔10月専決〕をご覧ください。

3ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、10月27日投開票の第50回衆議院議員総選挙執行経費及び9月20日から大雨災害に係る応急復旧経費などについて補正を行ったものであり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ6,253万円を追加し、補正後の予算総額を483億6,093万4千円としたものであります。

概要について、歳入からご説明申し上げます。

8 ページをお願いいたします。

16 款県支出金は、衆議院議員総選挙委託金で 5,772 万 8 千円の補正、20 款繰越金は、前年度繰越金として 480 万 2 千円の補正であります。

続いて、歳出について、9 ページをお願いいたします。

2 款総務費は、衆議院議員総選挙執行経費で、期日前投票や投開票における管理者・立会人への報酬などとして 5,772 万 8 千円の補正であります。

10 ページをお願いいたします。

9 款消防費は、災害応急対策費で、大雨により河川敷に堆積した土砂の撤去や内水の排水作業経費のほか、災害対応のため出動した消防団員の費用弁償など 480 万 2 千円の補正であります。

以上、補正予算の専決処分報告についてご説明申し上げましたが、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年 10 月 9 日付で専決処分させていただきましたので、同条第 3 項の規定により、議会に報告し、ご承認をお願いするものであります。

次に、資料ナンバー 1、議案書をご覧ください。

2 ページから 17 ページとなります。

議案第 139 号、大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、国家公務員の給与改定に倣い、令和 6 年度における一般職の給与を改定するものであります。

内容といたしましては、行政職の給料を平均 3 パーセント程度引き上げるとともに、本年 12 月期の期末手当及び勤勉手当をそれぞれ 0.05 月分、合わせて 0.1 月分引き上げるなどの改正を行うほか、医師に支給する初任給調整手当や寒冷地手当の額を改定するもので、公布の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用するものであります。

次に、議案第 140 号の大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定、並びに議案第 141 号の大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、関連がございますので一括してご説明させていただきます。

議案書は 18 ページから 21 ページとなります。

本 2 案は、一般職の給与改定に倣い、議会議員並びに常勤特別職の期末手当を改定するもので、本年 12 月期の期末手当を 0.05 月分引き上げるものであります。

次に、議案第１４２号、令和６年度大仙市一般会計補正予算（第９号）について、ご説明申し上げます。

資料はナンバー３、補正予算書〔１２月補正①〕をご覧ください。

３ページをお開き願います。

今回の補正予算は、給与改定や人事異動に伴う人件費のほか、生涯学習施設の設備改修に係る補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億５，４１４万６千円を追加し、補正後の予算総額を４８５億１，５０８万円とするものであります。

７ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、大曲中央公民館設備改修工事において、資材調達の遅れにより工期が翌年度にまたがる可能性があることから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

補正の概要について、歳入からご説明申し上げます。

１１ページをお願いいたします。

２０款繰越金は、前年度繰越金として１億５，４１４万６千円の補正であります。

続いて、歳出について、１２ページをお願いいたします。

１款議会費の議員報酬・期末手当及び共済費は、市議会議員の期末手当分として６０万３千円の補正であります。

次に、１款議会費から、２１ページの１０款教育費までの職員人件費及び特別職人件費並びに各特別会計繰出金につきましては、給与改定や人事異動等に伴う常勤特別職及び一般職に係る人件費等で１億３，６８２万３千円の補正であります。

また、２１ページの１０款教育費、中央公民館管理費につきましては、不具合が生じている冷却塔更新工事費として１，０１２万円の補正、大曲交流センター管理費は、消防検査で指摘のあった消火設備の改修費として６６０万円の補正であります。

続いて、特別会計についてご説明申し上げます。

今回の各特別会計の補正予算は、給与改定及び人事異動等に伴う職員人件費のほか、後期高齢者医療特別会計では、被保険者保険料還付金の補正も合わせてお願いするものであります。

２７ページをお願いいたします。

議案第１４３号、令和６年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第２号）につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ８２万８千円を減額し、補正後の予算

総額を８５億２，７０９万１千円とするものであります。

３０ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、国民健康保険の県事業を活用した市税窓口業務の民間委託について、業者選定作業に取り組むための債務負担行為の設定をお願いするものであります。

４１ページをお願いいたします。

議案第１４４号、令和６年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ７２０万８千円を追加し、補正後の予算総額を１１億４，６３４万８千円とするものであります。

５３ページをお願いいたします。

議案第１４５号、令和６年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第１号）につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ５００万５千円を追加し、補正後の予算総額を１１億５，８７０万４千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております報告第１０号から議案第１４５号までの８件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 次に、日程第１３、議案第１４６号から日程第１５、議案第１４８号までの３件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。舩谷上下水道事業管理者。

【舩谷上下水道事業管理者 登壇】

○上下水道事業管理者（舩谷祐幸） 議案第１４６号から議案第１４８号につきまして、ご説明を申し上げます。

今回の補正予算は、３会計ともに給与改定及び人事異動等に伴う職員給与費の補正であります。

資料ナンバー 3、補正予算書〔12月補正①〕の 65 ページをご覧ください。

議案第 146 号、令和 6 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明申し上げます。

第 2 条収益的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に 21 万 4 千円を補正し、補正後の額を 8 億 2,910 万円とするものであります。

続きまして、81 ページをお願いいたします。

議案第 147 号、令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

第 2 条収益的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に 386 万 6 千円を補正し、補正後の額を 11 億 3,113 万 3 千円とするものであります。

続きまして、95 ページをお願いいたします。

議案第 148 号、令和 6 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号）につきまして、ご説明を申し上げます。

第 3 条収益的支出の補正として、予算に定めた職員給与費から 233 万 4 千円を減額補正し、補正後の額を 28 億 1,293 万 4 千円とするものであります。また、第 4 条資本的支出の補正として、予算に定めた職員給与費に 53 万 9 千円を補正し、補正後の額を 24 億 1,469 万 1 千円とするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

【舩谷上下水道事業管理者 降壇】

○議長（古谷武美） これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第 146 号から議案第 148 号までの 3 件は、議案付託表のとおり産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩をいたします。再開時刻は後程ご連絡いたします。

午前 10 時 39 分 休 憩

.....

午後 1時30分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第5、報告第10号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） 報告第10号、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

報告第10号「専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第8号））」につきましては、選挙管理委員会事務局の内容説明に対して、委員から「投票するに当たり『そもそも交通手段がない』という市民の声もあった。実態調査やその分析を行い、そういった方々にどういったアプローチや投票の方式が適切かを考えていく必要があるのではないか。」との質疑があり、当局からは「今後、検討してまいりたい。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「期日前投票所について、限定期日前やバス移動期日前も実施しているが、その設置や場所について、基準や線引きといったものはあるのか。」との質疑があり、当局からは「限定期日前投票所は、当日の投票所を再編したときに、以前よりも距離が遠くなったとされる場所に設置している。バス移動期日前投票所は、公共交通機関の乏しい2カ所、市内高校においては主権者教育、スーパーマーケット前は投票率向上のための機会拡充という観点から行った。」との答弁がありました。

当局の答弁に対し、同じ委員から「期日前投票所は、設置することにより、投票率や地域の人の利便性が高まることに違いない。設置について希望はあると思うので、ある程度、設置の基準を設けておいた方がよいのではないか。」との意見があり、当局からは「現在、バスを利用して実施している移動期日前投票所について、来年度、バス運行に関する法改正があり、4月以降の実施方法について検討する必要がある。今ご指摘のあった内容を踏まえ、限定及び移動期日前投票所の在り方についても検討を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、承認すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより報告第１０号を採決いたします。本件に対する委員長報告は承認であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、承認することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第６、議案第１３９号から日程第８、議案第１４１号までの３件を一括して再び議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長１０番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１０番。

【１０番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第１３９号「大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」から議案第１４１号「大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について」までの３件につきましては、関連があることから一括して審査を行いました。

当局の説明に対し、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本３件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより議案第１３９号から議案第１４１号までの３件を一括して採決いたします。
本３件に対する委員長報告は原案可決であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本３件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第９、議案第１４２号から日程第１５、議案第１４８号までの７件を一括して再び議題といたします。

本７件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長１０番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１０番。

【１０番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第１４２号「令和６年度大仙市一般会計補正予算（第９号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、当局の予算説明を了とし、内容に関連する質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長 16 番 山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、16 番。

【16 番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件について、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 142 号「令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、総合市民会館所管の大曲交流センター管理費について、委員から「消火設備に関して、水ではなく泡を放出するとのことだが、環境面については安全なものか。」との質疑があり、当局からは「関係機関からの提案もあり、このパッケージ型消火設備としたところで、環境面での安全性についても問題ないものと認識している。」との答弁がありました。

また、別の委員から「新しい消火設備と従前のものを修理する場合とで選択した根拠を明確に挙げておくことが必要である。」との意見がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第 143 号「令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、債権管理課所管の収納率向上特別対策事業費について、委員から「収納業務を民間事業者に委託するということだが、ほかにも自治体があるか。また、税金徴収に際しては、市民への親切な対応ができるか。」との質問があり、当局からは「全国的には関東、関西の自治体で取り入れている。県内においては税の収納についてはなく、水道事業などでは委託している。徴収の対応については、一般的な事務を委託するもので、徴収が困難を要する方への対応は職員が行う。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

議案第 144 号「令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」に

つきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第145号「令和6年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第1号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、委員から「学校給食の提供に関しては、学校給食協会に委託しているが、働く職員の給与体系について賃金はどうなっているのか。」との質疑があり、当局からは「最低賃金も上がっており、毎年見直しを行い賃金を上げている。」との答弁がありました。

その他、質疑なく、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【16番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長5番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 休憩前の本会議において、当委員会に審査付託となりました事件につき、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第146号「令和6年度大仙市上水道事業会計補正予算（第1号）」、議案第147号「令和6年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第1号）」及び議案第148号「令和6年度大仙市下水道事業会計補正予算（第1号）」の3件につきましては、当局からの補正内容の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本3件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【５番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

【３番 佐藤文子議員 退場】

○議長（古谷武美） これより、議案第１４２号から議案第１４８号までの７件を一括して採決いたします。本７件に対する委員長報告は原案可決であります。本７件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本７件は、原案のとおり可決されました。

【３番 佐藤文子議員 入場】

○議長（古谷武美） 日程第１６、議案第１４９号から日程第２８、議案第１６１号までの１３件を一括して議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） はじめに、議案第１４９号、大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー１、議案書の２２ページから２５ページまでとなっております。

本案は、国の基本方針に基づく情報システムの標準化に向けた取り組みにおいて、住民基本台帳に登録されていない「住登外者」^{じゅうとうがいしや}を一元的に管理するための機能が導入されることに伴い、所要の改正を行うものであります。

内容といたしましては、本市におけるマイナンバーの利用事務として、当該機能による住登外者の情報の管理に関する事務を追加するとともに、当該事務で利用する特定個人情報情報の範囲や部局間の情報連携に関する規定を整備するもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第１５０号、大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定に

について、ご説明申し上げます。

議案書は 26 ページと 27 ページをご覧ください。

本案は、企業版ふるさと納税制度を活用した寄附金について、本市に寄せられた寄附金を柔軟かつ最大限に活用する観点から、本基金への積み立てを可能とするもので、公布の日から施行するものであります。

次に、議案第 151 号、大仙市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は 28 ページと 29 ページとなります。

本案は、環境の保全に配慮しながら企業誘致のより一層の促進を図るため、条例により緑地面積率などを定める一部区域について、その範囲に都市計画区域以外の区域を加えるなどの見直しを行うもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 152 号、大仙市中里温泉条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書は 30 ページから 38 ページまでとなっております。

本案は、中里温泉の改築に伴い、新たな施設の利用区分と料金を定めるほか、維持管理費の増加などを踏まえ、市内公共温泉施設（6 施設）の宿泊料金の見直しなどを行うものであります。

見直しの主な内容といたしましては、宿泊または日帰りでの個室利用料金について、30 パーセントを基本に引き上げを行うほか、繁忙期の宿泊利用における特別料金の設定などを行うもので、所要の経過措置を設け、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 153 号、大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

議案書の 39 ページから 44 ページまでをご覧ください。

本案は、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について、参酌基準である政省令の改正内容を踏まえ、実務経験や学科要件に関する見直しを行うもので、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものであります。

次に、議案第 154 号、字の区域の変更について、ご説明申し上げます。

議案書は 45 ページから 51 ページまでとなっております。

本案は、西仙北地域における六合地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴い、整理後のほ場の形に合わせて、同地区内の字界を変更するもので、地方自治法第260条第1項の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第155号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について、ご説明申し上げます。

議案書は52ページと53ページをご覧ください。

本案は、同組合の構成団体である井川町・潟上市共有財産管理組合が、令和7年3月31日をもって解散することに伴い、組合規約の一部変更などを行うため、地方自治法の規定により、関係市町村と協議を行うことについて議決をお願いするものであります。

次に、議案第156号から議案第160号までの指定管理者の指定につきましては、一括してご説明させていただきます。

議案書は、54ページから最終の58ページまでとなります。

議案第156号は、大曲地域職業訓練センターを職業訓練法人大曲仙北職業訓練協会に2年間、議案第157号は、神岡生産物直売・食材供給施設及び神岡交流促進センターを株式会社神岡ふるさと振興公社に3年間、議案第158号、中仙地域農業総合管理施設を物産中仙株式会社に3年間、議案第159号は、大曲体育館などの大曲地域の屋内スポーツ施設を大曲スポーツクラブに5年間、議案第160号は、ふれあい体育館などの仙北地域のスポーツ施設を株式会社オーエンスに3年間、それぞれ管理させることについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議決をお願いするものであります。

次に、議案第161号、令和6年度大仙市一般会計補正予算（第10号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー4、補正予算書〔12月補正②〕をご覧ください。

3ページをお開き願います。

今回の補正予算は、スライド条項適用による広域し尿処理施設建設費増額に係る市負担金や、設備投資と雇用条件を満たす企業への補助金のほか、スポーツ少年団の大会派遣補助金などの補正をお願いするもので、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億7,014万1千円を追加し、補正後の予算総額を486億8,522万1千円とするものであります。

6ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、南外コミュニティセンターホール及び仙北ふれあい文化センター外灯のＬＥＤ化工事において、資材調達の遅れにより工期が翌年度にまたがる可能性があることから、繰越明許費の設定をお願いするものであります。

７ページをお願いいたします。

債務負担行為につきましては、来年４月から更新される指定管理料や、予納制度に基づく国営かんがい排水事業の市負担金のほか、雪解け後の早期発注を図るための道路維持管理費・交通安全施設整備費や、中学校の教師用指導書購入費の計９件について、債務負担行為の設定をお願いするものであります。

それでは、概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

１１ページをお願いいたします。

１５款国庫支出金は、障がい者総合支援事業費補助金及び地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金などとして４６１万１千円の補正、１８款寄附金は、水産業費寄附金で２００万円の補正、２０款繰越金は、前年度繰越金として１億１，１２０万９千円の補正、２１款諸収入は、建物損害共済金及び柵の湯販売収入などとして５７２万１千円の補正、１２ページに移りまして、２２款市債は、法人立保育所整備事業債及び中央し尿処理センター建設事業債で４，６６０万円の補正であります。

続きまして、歳出について、１３ページをお開き願います。

１款議会費は、議会管理費で、災害時に市議会議員が着用する防災服及び帽子的更新経費として１１９万円の補正であります。

１４ページをお願いいたします。

２款総務費は、１，１２４万円の補正であります。内容といたしまして、コミュニティセンター等管理費は、南外コミュニティセンターホール内照明のＬＥＤ化工事費として、９２４万円の補正、ふるさと応援基金積立金は、２企業からの企業版ふるさと納税額を、市営水産ふ化場改築に係る財源として基金に積み立てるもので、２００万円の補正であります。

１５ページをお願いいたします。

３款民生費は、１，５３６万２千円の補正であります。

主な内容といたしまして、高齢者施設等設備整備費補助金は、国庫支出金の採択を受け実施する認知症グループホームの設備改修に対するトンネル補助金として７７３万円の補正、放課後児童クラブ管理運営費は、令和５年度事業実績確定に伴う国交付金返還

額として５２７万５千円の補正であります。

１６ページをお願いいたします。

４款衛生費は、大曲仙北広域市町村圏組合環境事業負担金で、資材及び労務費の高騰に伴うスライド条項適用に基づく広域し尿処理センター建設工事費の市負担金の増額分として４，６２５万２千円の補正であります。

１７ページをお願いいたします。

６款農林水産業費は、土地改良事業費等補助金で、仙北平野土地改良区が実施する清水下黒土地内の農業用管水路工事に対する市補助金として１３４万７千円の補正であります。

１８ページに移りまして、７款商工費は、６，１８８万１千円の補正であります。

主な内容といたしまして、工業振興奨励事業費は、工場の新設や増設に伴い雇用要件を満たす企業への補助金として５，１９５万７千円の補正、市所有温泉施設管理費は、柵の湯の食材仕入経費として３５０万円の補正であります。

１９ページをお願いいたします。

８款土木費は、１，２５０万円の補正であります。

内容といたしまして、道路維持管理費は、協和地域の市道遅沢線トンネル内の側壁の一部剥離が確認されたことによる応急工事費として、２５０万円の補正、「橋りょう維持費」は、西仙北地域の田中・鬼頭１号線に架かる中畑１号橋の欠損が確認されたことによる補修工事費として１，０００万円の補正であります。

２０ページをお願いいたします。

９款消防費は、防災対策費で、災害時に市幹部職員が着用する防災服及び帽子の更新経費として１３０万８千円の補正であります。

２１ページをお願いいたします。

１０款教育費は、１，８０６万１千円の補正であります。

主な内容といたしまして、スポーツツーリズムコミッション運営費は、太田ハーフマラソンの新年度早々の開催に向けた負担金として２９０万円の補正、第３１回世界少年野球秋田大会招致準備経費は、世界少年野球推進財団が野球の普及・発展及び世界の青少年の交流を目的に、日本野球連盟と地元自治体とで共同開催する大会について、来年度本市での開催招致に要する経費として３３０万円の補正であります。

２２ページをお願いいたします。

11 款災害復旧費は、農地等災害復旧事業費補助金で、7月24日からの大雨災害に係る内小友地区の農業用揚水機の国庫補助災害復旧事業の市かさ上げ補助金として100万の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） これにて、本定例会に上程された議案についての説明が終了いたしました。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。議案等調査のため、11月30日から12月8日までの9日間、休会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、11月30日から12月8日までの9日間、休会することに決しました。

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全て終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る12月9日、本会議第2日を定刻に開議いたします。
ご苦勞様でした。

午後 2時02分 散 会

令和6年第4回大仙市議会定例会会議録第2号

令和6年12月9日（月曜日）

議事日程第2号

令和6年12月9日（月曜日）午前10時開議

第1 一般質問

出席議員（24人）

1番 大山利吉	2番 戸嶋貴美子	3番 佐藤文子
4番 佐藤隆盛	5番 挽野利恵	6番 秩父博樹
7番 青柳友哉	8番 安達成年	9番 高橋徳久
10番 佐藤芳雄	11番 橋本琢史	12番 小笠原昌作
13番 小松栄治	14番 本間輝男	15番 佐藤育男
16番 山谷喜元	17番 石塚 柏	18番 高橋敏英
19番 橋村 誠	20番 渡邊秀俊	21番 金谷道男
22番 後藤 健	23番 鎌田 正	24番 古谷武美

欠席議員（0人）

遅刻議員（0人）

早退議員（0人）

説明のため出席した者

市 長	老松博行	副 市 長	佐藤芳彦
副 市 長	今野功成	教 育 長	伊藤雅己
上下水道事業管理者	舩谷祐幸	総 務 部 長	福原勝人
企 画 部 長	伊藤公晃	市 民 部 長	伊藤 敬
健康福祉部長	佐々木隆幸	こども未来部長	田口美和子

農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真理子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前 10 時 00 分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第 2 号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、一般質問を行います。

順次質問を許します。15 番佐藤育男議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、15 番。

【15 番 佐藤育男議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1 番目の項目について質問を許します。

○15 番（佐藤育男） おはようございます。大地の会の佐藤育男でございます。久々にこの場に立たせていただいております。

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

季節の移ろいは早いもので、今年も残すところあとわずかとなりました。静寂の街を包み込む朝もやの幻想的な景色、肌を感じる凜^{りん}とした冷たい空気が冬の訪れを感じさせ、山々の木々も雪の季節に備えて大分冬支度が進んだようであります。

少し気が早いかも知れませんが、この 1 年を振り返ってみますと、新年の家族だんらんの時間を奪った能登半島地震に始まり、豊後水道や日向灘^{なだ}を震源とした南海トラフ

地震の予兆かと思わせる多発する地震に加え、全国各地で局地化・集中化する豪雨災害が発生しております。また、つい先日には、九州地方を中心に季節外れの大雨被害が発生するなど、多くの災害に見舞われた年でありました。

その一方で、世界を震撼^{しんかん}させた新型コロナウイルスの分類見直しから1年が経過し、33年ぶりとなる高水準の賃上げや、史上最高水準にある企業の設備投資などを背景に、日経平均株価が過去最高額を更新したほか、好調が続くインバウンドに加え、昨年の農林水産物の輸出額も過去最高額を更新しました。このように我が国の経済は、デフレからの完全脱却に向けた道筋が見え始めております。

また、金融政策についても、マイナス金利政策が解除され、17年ぶりとなる利上げが実現するなど、正常化に向けた大きな転換が図られるなど、時流の変化を感じさせる1年であったのではないかと感じております。

本市におきましては、7月の大雨をはじめとした災害への対応に追われる一方で、パリオリンピック女子マラソンで6位入賞を果たし、最高の笑顔を見せた鈴木優花選手の活躍や、モンテリオール国際花火競技大会に初出場した「大曲の花火」チームが銅賞、そして、エコ特別賞の同時受賞など、市民の皆さんの喜びを喚起し、誇りにつながるできごとが多かった1年であります。

また、大仙市が誕生して20周年の節目を迎えるに当たり取り組まれている記念事業も、大仙市民としてのアイデンティティと地域のさらなる一体感の醸成につながる素晴らしい取り組みであると受け止めております。

「共創のまちづくり」をテーマに掲げられた各記念事業は、今後さらなる進行が見込まれる人口減少社会を見据え、大仙市が進むべき新たなまちづくりの方向性を示すものであり、地方自治の大きな柱である「地方自治」を象徴する、まさに時宜を得たものであると感じております。

この機会を捉え、私たち市議会議員はもとより、市民や企業、各種団体の皆さん一人一人が改めて大仙市を創造する当事者であることを自覚し、大仙市民として責任と誇りの下、誰かに任せるのではなく、ほかでもない自分たちの手で、そして足下だけではなく未来を展望しながら共に新たな大仙市をつくってまいりたいと意を強くしているところであります。

さて、この20周年の節目とともに、来春には大仙市が誕生してから6回目の市長選挙を迎えようとしております。老松市長は、初当選された平成29年当時から変わらず、

「大仙市の全ての地域を隅々まで元気にしたい」、そして「市民の皆様が住み良さを実感し、将来に希望が持てるより良いまちにしたい」という信念の下、強い決意と覚悟で、市民のため、そして大仙市全体の発展のために誠心誠意全力で市政運営に当たってこられました。

2期目となる今期は、コロナ禍真ただ中での船出となりましたが、幾度となく押し寄せる感染の波に対し、市民の「命」と「健康」を最優先に感染防止対策に当たられるとともに、コロナ禍で大きな困難に直面する皆さんの切実な声を丁寧に酌み取りながら、各種給付金の支給や地域商品券の発行など、市民生活を守り、事業活動の継続と雇用の維持に向けた地域経済の下支えに努めてこられました。

ロシアのウクライナ侵攻に端を発し、今もなお続く物価高騰につきましても、必要とされる支援を迅速かつ果断に実行され、同時にそうした危機的状況をチャンスに変える取り組みについても種をまいてこられたとっております。

度重なる水害に対しましても、国土交通省や気象台との緊密な連携の下、常に陣頭で指揮を執り、災害の未然防止に夜を徹して取り組まれるとともに、災害が発生した際には被害を最小限に食い止め、早期の復旧に力を尽くしてこられました。

雄物川の築堤や河川改修につきましても、国や県に対し積極的な要望活動を行われ、それが実を結んでいることは周知のとおりであり、これに続く内水排水の強化についても、強力な排水車の導入などを進め、水害への対応力を大幅に向上させております。

また、老松市長は、こうした頻発する自然災害への対応に追われながらも、「だいせん^{ひら}の未来を拓く10の公約」として掲げられた「持続可能な『だいせん農業』の実現」や「地元商工業の振興と企業誘致の実現」「出産・子育て・教育環境のさらなる充実」「全ての地域の元気づくり」などにつきましても、決して歩みを止めることなく着実に推進されてこられました。

農業分野では、新規就農者や認定農業法人の増加、スマート農業への取り組みの活発化など、担い手の確保育成や生産性の向上に向けた取り組みが進捗しているほか、創業件数や誘致企業数が着実に増加しており、商工業の振興につながっております。

最も重要な未来への投資と位置付けるこども・子育て支援につきましては、子育て世代に寄り添った手厚い支援体制の下、今や県内でもトップクラスの子育てしやすいまちとなっております。

また、各地域の特色を生かした住民主体の地域づくりやコミュニティ活動も活発化し

てきております。さらには、「大曲の花火」や「農業と食」などの地域資源を活用し、地方創生の実現に向けて老松市長の放った三本の矢は、今まさに大きく実を結びつつあります。

こうした老松市長の市政運営は高く評価されており、今年度の市民による市政評価では、回答者の約 86 パーセントが「住みやすい」と回答しているほか、民間企業が実施している「住みよさ」や「住み心地」ランキングにおいても常に県内トップを争う順位にランキングされております。さらに、先般公表されました「街の幸福度」ランキングにおいても上位にランクインしており、市民が真に住みやすさを実感し、将来に希望が持てる持続可能なまちづくりに取り組まれてきた老松市政の大きな成果であるものと思っております。市議会議員の一人として、また、市民の一人として、深く敬意を表するものであります。

老松市長は、変化に応ずるしなやかさと柔軟さ、これまで本市をけん引してきた実績と将来を見据えた先見性、これらを実行していく強いリーダーシップがあります。世界規模で社会経済情勢が目まぐるしく変化し、先行き不透明さが増す中、大仙市が未来に向けて着実に歩みを進め、この先 50 年、そして 100 年と持続的に発展していく礎を築くためには、今後も老松市長のお力が必要であり、引き続き大仙市のかじ取りを担っていただきたいと思うところであります。

「一身独立して一国独立する」この言葉は、昨年 3 月の施政方針において老松市長が引用された福沢諭吉の言葉であります。私たち一人一人が当事者として大仙市の未来を考え、そして行動を起こしていくことが重要であることを説いた言葉として受け止めております。私たち市議会議員も、これからは是非とも老松市長、そして市民の皆さんと共に大仙市の未来を切り拓き、全国に誇れる大仙市を創造してまいりたいと考えておりますが、これまで取り組まれてきた老松市政の手応えや所感、そして、次期市長選に対する老松市長のお考えについてお伺いをいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 佐藤育男議員の質問にお答え申し上げます。

まずは、これまでの私の市政運営に対しまして、身に余るお言葉を頂戴し、大変うれしく受け止めたところであり、また、市長としての職責の重さに改めて身が引き締まる思いをいたしております。

私は、平成29年4月の市長就任以来、2期7年と8カ月にわたり市政の運営を担わせていただきました。「市政は市民の皆様のためのものである」との政治信条の下、市民目線と地域目線を大切にしながら、「大仙市のすべての地域をすみずみまで元気にするまちづくり」、そして「市民の皆様が住み良さを実感し、将来に希望が持てるまちづくり」に、誠心誠意、全力で取り組んでまいりました。

中でも市長選で「だいせん未来を拓く10の公約」として市民の皆様にお約束した「持続可能な強いだいせん農業の実現」や「地元商工業の振興と企業誘致の実現」「出産・子育て・教育環境のさらなる充実」などの重点施策を中心に、それにひも付く42の施策の全てに取り組み、大仙市のさらなる発展に向けた「市民の暮らしを守り、明日の大仙を拓く新たなチャレンジ」を押し進めてきたところであります。

この間、新型コロナウイルス感染症との戦いや、度重なる自然災害への対応など、不測の事態への対応に追われながらの市政運営となりましたが、議員各位並びに市民の皆様からのご理解、そして関係機関・団体からのご協力、市職員一人一人のがんばりに支えられ、どうにか乗り越えてくることができたと思っております。

こうした皆様とともに進めてきた「協働・共創」の取り組みにより、先ほど議員からいただいたお話にもありましたとおり、農業分野や商工業分野で新しい兆しが生まれ、子育て・教育分野で高い評価をいただき、地方創生に向けた大仙市らしい取り組みも進むなど、徐々にではありますが目に見える成果が現れてきておると思っております。

また、災害に強い安全・安心なまちづくりや、人生100年時代を支える保健・医療・福祉の充実、若者が夢や希望の実現に向けて挑戦できる環境づくりなども着実に進んでいるほか、本市の活力を生む観光やスポーツ分野も盛り上がりを見せております。

さらには、SDGs未来都市の推進、ゼロカーボンシティへの取り組み、市民の皆様の利便性向上と行政の効率化を図るデジタル変革なども進んできております。

こうした成果は、数値としても見え始めており、国立社会保障・人口問題研究所の最新の推計人口においても、人口減少スピードの緩和が見られるほか、昨年度は子育て世代を中心に人口の社会増減が改善するなど、地方創生の重要な要素である「まち」「ひと」「しごと」の好循環が生まれつつあります。

この芽生え始めた一つ一つの成果が、「市政評価」や民間企業による各種ランキングの評価につながっているものと考えており、本市の将来都市像に一步一步、着実に近づいていることを手応えとして感じているところであります。

それと同時に、この成果は、まさに皆様とともに築き上げてきた協働・共創のまちづくりの成果であると思っております。

大仙市が誕生して20周年を迎える今、不安定な世界情勢を背景とした物価高騰や地政学リスクの顕在化、世界的・社会的要請ともいうべきSDGsやDX、GXなど、合併当時には想像できなかった大きな変化や多くの課題に直面しております。また、一朝一夕には解決できない人口減少問題や激甚化・頻発化する自然災害への対応など、引き続き取り組まなければならない課題が山積しております。

さらに、国レベルでは、コロナ禍や社会の成熟化などにより、人々の価値観や行動、働き方やライフスタイルなど、あらゆる場面で変革が起こっていることに加え、日本経済が次の成長ステージへと移行できるかどうかの分岐点にあることなど、まさに歴史的な大変革期ともいうべき時代を迎えております。

こうしたかつてないほど不確実性が高まっている時代にあって、市政を預かる私が果たすべき責務は、まだ道半ばにあるまちづくりを着実に前に進めるとともに、新たな課題に正面から向き合い、これまで市民の皆様とともに築き上げてきた「ふるさと大仙」の未来を切り拓き、さらなる発展と飛躍に向けた礎を築いていくことであると思っております。私は、こうした強い思いと覚悟の下、残る任期を全力で全うするとともに、引き続き市政運営のかじ取り役を担わせていただきたいと考えており、これからも皆様とともに市の将来を考え、共に汗を流しながら、「市民の皆様の幸せと大仙市の発展につながる共創のまちづくり」、そして「市民の皆様が住み続けたい、将来に明るい希望が持てるまちづくり」に、誠心誠意、全身全霊をかけて取り組んでまいり所存であります。

議員各位並びに市民の皆様のさらなるご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げ、質問への答弁とさせていただきます。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、15番。

○15番（佐藤育男） ご答弁ありがとうございました。ただ今、市民の皆様の幸せと大仙市の発展につながる共創のまちづくり、そして、市民の皆様が住み続けたい、将来に明るい希望を持てるまちづくりに誠心誠意、全身全霊で取り組んでいただけるとのことです。ありがとうございました。ご期待を申し上げます。

また、子育て世代を中心に、人口の社会増減が改善されているというような話も、ご答弁もございました。これは私も同感でありまして、それをちょっと感じた一例を紹介をさせていただきたいと思います。

それは、私の知り合いの息子さんであります。3歳と0歳の2人のお子さんを持つ4人家族でございます。秋田市に本部があります金融機関に勤めておられまして、現在、県北に勤務をしております。旦那さんの希望で本部のある秋田市に住居を構えたいというような旦那さんの意向でありましたけれども、奥様が子育て支援の充実している大仙市において子どもを育てたいというような思いから、大仙市の土地を購入しまして、間もなくですが建築工事が着手するというふうに聞いております。このように重要な未来への投資が着実に成果として現れてきていると感じております。

老松市長には、今後とも健康には十分気を付けられまして、協働・共創のまちづくりをさらに前に進めるため、強いリーダーシップを発揮していただきたいと思っております。

私ども市議会議員も、大仙市の将来を考え、共に汗を流すことをお誓い申し上げ、質問を終わりたいと思います。大変ありがとうございました。

○議長（古谷武美） これにて15番佐藤育男議員の質問を終わります。

【15番 佐藤育男議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、10番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

【10番 佐藤芳雄議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○10番（佐藤芳雄） だいせんの会の佐藤芳雄です。おはようございます。

大仙市におかれましては、日頃から市民生活の向上と市内産業の振興に尽力されるとともに、商工会本部の事業並びに運営に対し、ご指導とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

市長におかれましては、地区別行政経済会3カ所で開催しましたところ、経済産業部長と共に3地区に出席していただき、大仙市の産業振興、中小企業支援施策について説明をしていただき、大変好評です。来年もよろしくお願いしたいと思います。

さて、我が国経済は、コロナ禍から社会経済活動正常化に進み、緩やかな持ち直しを

続けていますが、歴史的な円安、高止まりを続ける資源・エネルギー高、それらを背景にした物価高、さらには大幅な賃金引き上げへの対応など、中小・小規模事業者を取り巻く経済環境は厳しい状況にあります。

こうした中、地域の中小・小規模事業者は、個々の成長や事業の継続発展に向け、経営課題を見極め、様々な環境変化に対応する自己変革力を高めるという挑戦を続けております。商工会では、今後も引き続き県内商工会と県連合会が共に取り組む商工会成長プランの下、大仙市商工会アクションプログラムに掲げる地域と事業者の発展を両立させるため、地域経済団体である商工会の総力を挙げて取り組んでまいります。

大仙市におかれましては、本会事業の運営に対してご支援をいただきますとともに、中小・小規模事業者の振興を最優先として大仙市経済を活性化させる施策を推進していただけますようお願い申し上げます。

さて、質問一つ目は、物価高騰などの影響を受けている事業者に対する支援についてであります。

燃料、原材料の高騰、電気料金の値上がり、急激な円安や最低賃金の引き上げなど経営コストの上昇に苦しむ中、地域の中小・小規模事業者が長期的に安定して経営できるような継続的な支援が求められています。経済の変動や物価の上昇といった課題を容易に解決できるものではありませんが、地域経済全体の健全な成長を支え、市民生活の安定を図るためにも、賃上げなど雇用環境改善や生産性向上等に取り組む中、中小・小規模事業者に対し継続的な支援をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古谷武美） 1 番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤芳雄議員の一つ目の発言通告であります、物価高騰などを受けた事業者支援に関する質問につきましては、経済産業部長が答弁いたしますのでよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 佐藤芳雄議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の中小・小規模事業者への支援につきましては、ロシアのウクライナ侵攻や中東情勢、円安などを背景としました燃料や原材料の高騰が地域の中小・小規模事業者の経営に多大なる影響を与えているものと承知してございます。加えまして、最低賃金の引き上げや賃上げ率が 33 年ぶりの高水準となった一方で、経営者の皆様に与える影響は大きいものと認識してございます。

こうした状況を踏まえ、国では現在、賃金上昇が物価上昇を安定的に上回る経済の実現を図るため、価格転嫁等の取引適正化の推進や生産性向上などによる賃上げ環境の整備のほか、電気料金や原油の高騰に対する支援などを実施する総合経済対策を定めております。また、地域の実情に応じた施策を展開できます「重点支援地方交付金」も措置されることから、国に加えまして県の動向も注視しながら支援策を検討してまいりたいと考えてございます。

検討に当たりましては、エネルギーや賃金等のコスト上昇分を価格転嫁できる健全な地域経済の循環が重要であると考えておりますので、そういった視点を取り入れながら支援策の検討を進めてまいりたいと思います。

私からは以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○10番（佐藤芳雄） 二つ目としまして、災害に強いまちづくりの推進と事業継続支援についてであります。昨今、多発する大雨により市内各地で住宅・店舗への浸水、道路の冠水による交通障害などが発生し、市民生活や経済活動に大きな影響を及ぼしております。

大仙市におかれましては、いち早く災害対策室などを設置し、市民の安全を守るための対策に当たられましたこと、敬意を表するところであります。

しかしながら、近年の気候変動に伴う大型化・頻発化する線状降水帯による豪雨などにより、数十年に1度、100年に1度のような大災害が今後は毎年起こるとも指摘されております。つきましては、災害に強いまちづくりを強力に進めていただくようお願いいたしますとともに、経営規模の小さい事業者については、事業継続計画の策定を含め対策が遅れていることから、県の制度と別に自家発電装置や防災用品、救助用品などを配備するために市独自の助成制度の導入をお願いいたします。できないでしょうか。よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤芳雄議員の二つ目の発言通告であります。災害時の事業継続支援に関する質問につきましては、経済産業部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の、防災用品などを配備するための市独自の助成制度の導入についてお答えを申し上げたいと思います。

地域防災計画では、災害時における地域経済への影響を軽減するため、企業が被災した場合に、被害を最小限に抑えつつ早期復旧を可能とするための行動や資機材の整備等をまとめた計画でありますBCPの策定を支援することとしており、地域防災の観点と企業価値の向上という両面から、非常に重要な位置付けとなっております。

議員ご指摘の県の制度は、中小企業が策定したBCPに基づき、災害対策設備等の導入の取り組みを支援するもので、有用な制度と認識しております。

まずは、市内の企業にBCPの重要性や必要性を認識していただき、BCPの策定と県制度の有効活用が図られますよう、商工団体などの関係機関と連携しながら周知に努めるとともに、市としてどういった支援が必要か今後研究してまいりたいと存じます。

私からは以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○10番（佐藤芳雄） 三つ目といたしまして、食品製造、加工事業者と一次生産者とのマッチング及び新たな販路開拓支援について、大仙市の豊富な農畜産物を活用した食品の開発及び製造・販売は、生産者と製造者、加工事業者との双方にとって大変重要であることから、行政や農業団体等の担当窓口を横断した連携や情報交換を積極的に推進するなど、製造・加工業者と生産者のマッチングを積極的に支援くださいますようお願いいたします。

また、製造・加工事業者は、新たな販路を開拓しようにも従業員の高齢化や人手不足等もあって、商談会や展示会への出展にも苦勞している状況にあることから、これらの機会をより効果的に活用するための出展費用等の助成制度について導入をお願いいたします。

以上であります。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤芳雄議員の三つ目の発言通告であります製造・加工業者と生産者とのマッチング支援などに関する質問につきましては、経済産業部長が答弁いたします。

すので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 富樫経済産業部長。

○経済産業部長（富樫真司） 質問の、食品製造・加工事業者と生産者のマッチング支援についてお答えを申し上げます。

本市における取り組みといたしましては、「農業と食」活性化推進事業における6次産業化の分野におきまして、市内のいぶりがっこ製造販売事業者が中心となりました「大仙市いぶりがっこ生産者協議会」を設立し、原材料となります生大根や薫製大根などを生産者から買い取り、商品化を経て販売する体制の構築や、西仙北地域の「大綱^{つな}の里」における新たな菓子・総菜の加工施設の整備など、地場農産物の活用が図られるよう支援してきたところでございます。

これらは、主に農業者や農業団体などが主体となった取り組みでございますが、一方で議員ご指摘のとおり、市内の食品製造・加工事業者の視点に立ったマッチングの推進につきましては、地域経済の活性化を図る上で非常に重要な課題であると認識してございます。

移動商工会などの場でも食品製造・加工事業者を含めた様々な業種の皆様からご意見・ご要望を数多く頂戴しておりますので、市の担当を横断した連携体制の強化、団体同士の協議の場の創出など、支援体制づくりに努めてまいりたいと思います。

また、商談会等への出展費用に対する助成につきましては、業務委託による出展や、バイヤーを当市にお呼びし展示会を開催するなど、様々な形での実施方法が考えられます。今後、連携強化を図っていく協議体でも議論を深めながら、地域経済活性化や農業振興が図られますよう、実態に即した支援の在り方を検討してまいります。

私からは以上でございます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、10番。

○10番（佐藤芳雄） 全体につきまして希望のあるよい返答をありがとうございました。

これからもよろしくお願いいたしますして私の質問を終わります。

○議長（古谷武美） これにて10番佐藤芳雄議員の質問を終わります。

【10番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、6番秩父博樹議員。

（「はい、議長、6番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

【6番 秩父博樹議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） おはようございます。公明党の秩父博樹でございます。通告に従いまして質問させていただきます。今回、2項目質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

はじめに、体育館への空調設置についてお伺いいたします。

これにつきましては、本年第1回目の定例会の一般質問におきまして「非常時への備えについて」という項目の中で質問させていただいておりますが、この設置条件を取り巻く環境が今変わりつつあることから、再度取り上げさせていただきたいと思います。

公明党の長年にわたる推進で、今や公立小・中学校の普通教室にあるのが当たり前となった空調ですが、災害時には避難所になる体育館への整備についても、これまでの強い主張で進みつつあり、7年前にわずか1パーセントだった全国の設置率は、現在、約2割へと押し上がってきているところです。

しかしながら、酷暑や厳寒から子どもらの健康を守ろうと整備が大きく進んでいるのは、主に都市部に偏っているという傾向があり、本市を含む地方での設置を推進していくためには、これからの取り組みに力を入れていく必要があります。

近年は、夏の酷暑の影響で、屋外運動場だけでなくプールでも体育の授業が難しい状況になることも珍しくありません。地球温暖化の影響と思われる気温の変化により、年々、体育館に空調がないと子どもたちが安心して運動できないような状況も発生しております。

第1回定例会でもお伝えさせていただいた事例ですが、2018年の西日本豪雨では、真夏の中、避難所となった体育館に空調がなかったことから、高齢者及び持病を持っている被災者の健康に大変大きな影響が出てしまっております。

また、年初に発生した能登半島地震でも、厳寒の中、避難所となっている体育館で毛布にくるまって寒さに耐えている被災者の方々が数多くおられ、真冬の寒冷地での災害リスクが改めて浮き彫りになったのは記憶に新しいところです。寒さがより厳しい東北方面では、避難できたとしても、能登半島地震以上に低体温症などによる災害関連死が増えることも想定されます。今後、地震のほか豪雨災害など、どこでも起こり得る自然

災害のことを考えると、避難所となる体育館への空調設置が重要であるというふうに考えます。

小・中学校の空調設備の設置については、自治体が使える国庫補助があります。これを活用し、避難所となる体育館への空調設置をご検討いただきたいと考えるものです。

第1回定例会では、「文科省からも補助メニューが示されているが、補助要件として、既にその体育館の断熱性が完備されていること、あるいは空調設備と併せて断熱工事を行うことが必須となっていて、多額の財政負担が見込まれる。」とのご答弁をいただいたところでした。例えば、この断熱工事への補助メニューの強化が国側から提示されれば、本市としても体育館への空調設置に向け、取り組みやすい環境になるものというふうに考えます。

文科省は、公明党からの度重なる要請を踏まえて、23年度から25年度に体育館へ空調を設置した場合の国の補助率を、従来の3分の1から2分の1に引き上げております。これは、建物に断熱性があることを要件としていますが、断熱工事を実施する場合の経費も補助対象としている内容となっております。また、併せて、災害時に避難所となる体育館の空調整備に活用でき、自治体の実質的な返済負担が大きく軽減される総務省の緊急防災・減災事業債も、当初20年度までの事業でしたが、公明党の主張を受けて25年度まで延長されております。公明党は、文科省に設置促進を働き掛けており、先の衆院選の公約にも「体育館等の空調設置」を掲げました。文科省は「整備は早くても約15年にかかる」と慎重な姿勢を示していますが、公明党としては“5年をめどに100パーセント設置”を目指しているところであり、先般、11月7日に石破総理に提言した「総合経済対策への提言」でも申し入れしたところでもあります。それを反映する形で、11月22日（金）に開かれた臨時閣議において決定された総合経済対策には、設備の「ペースの倍増を目指して計画的に進める」と方針が示されたところです。体育館の空調設備については、秋田県内の小・中学校においても設置率1.7パーセント、これは9月1日現在でのデータですが、全国と比較してもかなり低い設置率となっている状況であります。大きな財源が必要ということが、設置が進まない要件となっている状況であるというふうに認識しておりますが、この補助メニューの強化が国側から提示された際には、本市としても体育館への空調設置に向け、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいというふうに考えるものですが、いかがでしょうか、市当局のご所見をお伺いしたいと思います。

1 点目、以上です。

○議長（古谷武美） 1 番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 秩父博樹議員の一つ目の発言通告であります、体育館への空調設置に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 秩父博樹議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、体育館への空調設置につきましては、本年第 1 回定例会において答弁しましたとおり、避難所の機能強化に加え、近年の記録的な猛暑への対応や熱中症対策など、児童・生徒や教職員の体調管理の面からも検討すべき事項であると認識しております。

体育館への空調設備の設置に係る文部科学省事業の補助要件として、空調の効率的な運用に必要となる施設の断熱性確保が必須であり、補助率が引き上げられている現状にあっても、建築から 30 年以上経過している体育館が 7 割以上である本市においては、施設全体の整備が必要となり、事業費がかかり増しになることが見込まれます。

また、総務省の「緊急防災・減災事業債」は、ほかの補助事業と併用ができないことから、財政負担の軽減は難しい状況にあります。

こうした状況を踏まえると、体育館への空調設備の設置については、導入費用が多額になることに加え、燃料代など維持管理コストも考慮しながら、慎重に整備計画を検討していく必要があるものと捉えております。

一方、整備が完了している職員室や普通教室等の設備更新のほか、音楽室など特別教室への新設の要望も寄せられていることから、引き続き国の補助メニュー強化の動向を注視しながら、空調設備の計画的な整備に努めてまいります。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6 番。

○6 番（秩父博樹） 第 1 回の定例会の時いただいた答弁とあまり変わらないかなと。変わった条件が示されている状況ではないので、そういうご答弁かなと受け止めたところでは。

実は今の 7 日の土曜日ですけど、うちの方で公明党の全国代表協議会が行われまして、

斉藤新代表の下ででしたけれども、昨日、公明党秋田県本部の議員総会行われまして、今のこの国の方で協議行われているこの予算のこの状況について、今のところのこの新しい情報ですけれども、この通告書を出させていただいた時にちょっとなかった情報ですので、ちょっとその辺は申し訳ないんですけど、これ、この体育館の空調についてのこの地方財政措置ですけれども、起債の充当率については100パーセントということで、それから元利償還金へのこの交付税措置率、これが50パーセントになるということで、なので地方のこの実質の負担はこの25パーセントとなるようです。そういうふうになりますと、本市が、もし債権を発行した場合でも、その返済への支援、この地方交付税という形で国の方からお手伝いいただけるということになりますので、将来の財政負担については軽くなるということが期待されますので、このような方向性がはっきりと示された時には、ぜひまず市内で1カ所から一気に全部というわけではなくて、市内で1カ所からこの体育館への空調設置を検討いただきたいと思うところですが、こういうのが示された場合には、先ほどの答弁で状況を注視するということでしたけれども、こういう今の条件が示された場合には、ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思うところですが、ちょっとこの点についてご答弁いただければと思います。よろしくをお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 今、秩父議員の方からいろいろ情報をいただきまして、ありがとうございます。この後、その情報を、私最後に申し上げましたとおり、国の補助メニュー強化の動向に注視しながら、空調設備の計画的な整備に今後とも努めてまいります。ありがとうございます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 6番。

○6番（秩父博樹） お願いします。この国庫補助に対しては、先ほどちょっと話戻るようで申し訳ないですけど、断熱性の確保に、要するに費用がネックになっていると、最初のご答弁でもその部分触れていただいたところですけど、それがなかなかこの整備に踏み切るのが難しいという状況であるというふうに、自分も同じく認識しているところですけども、ただ、これ、文科省の方にもう1回この、よく中身を確認しますと、断熱性の確保自体は設置費用や光熱費の抑制の観点から必要であり、また、断熱化の基準と

いうものがあるわけではなく、個別の体育館ごとに実情に応じて検討し、必要な断熱対策を取っていただければ足りるものであり、必ずしも高断熱化を求めるものではないと、何かすごいこうファジーな書き方というか、もっと本当ははっきり示してもらいたいって、この文書を聞いてからも思ったところなんですけど、なので厳格な、こうでなければならないっていうのはないようですので、その辺も知っていただければというふうに思います。これ、詳細については、後日これ文科省の方から教育委員会の方へ事務連絡があると思いますけれども、申請の提出期限というのは、1月中旬頃を予定しているようですので、ちょっとそう考えると時間もだいぶ限られてくるのかなというふうに思いますので、その点もお含みいただければと思います。

ちょっと他県の事例で申し訳ないんですけど、実はさっき秋田県は1.7ということで低い設置率というふうにお伝えしたところなんですけど、これ調べてみますと、隣の例えば山形県は、もう50パーセントを超えている状況というのもあって、内容を伺いますと、やっぱり部活で熱中症で命を落とされた子もいて、看過できない状況になって、そういうふうにはバタバタと進めたっていうか、スポットクーラーというタイプみたいです。なので、あまり断熱性を考慮しないで、もう進めたのかなというふうに捉えたところなんですけど、断熱性ばっかりにどこまでもこだわっていると、なかなか進まないっていう状況もあるのかなっていうふうに思ったところなんですので、ちょっとそういうふうな観点から見るということも必要なのかなというふうにも思ったところです。

その点も含めまして、今、この計上するタイミングに来ているんじゃないかなっていうふうに思うところなんですけど、これについてできれば最後、教育長の方からご見解いただければと思います。お願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 秩父博樹議員の再々質問にお答え申し上げます。

改めまして最新の情報提供、本当にありがとうございます。

当然私どもも、やっぱり子どもたちの健康面ですので、大事にしていかなければいけないということは重々承知しております。ただ、先ほど申し上げましたように、やはりばく大な経費がかかること、それはまず間違いなく予想されますので、やはり慎重にならざるを得ないというのが現状であります。

先ほどありましたように、うちの方やはり古い建物が多いものですから、やっぱり断熱の部分については、個々にそれぞれいろんな事情があるということも先ほどありまし

たけども、改めてこのお話を受けて、それぞれの施設の状況、これはしっかり下調べをしてこの後に備えたいというふうに考えております。

いずれにしても、この先、具体的な国からのメニュー、やはりそれが示されたところで、我々のその持っている下調べの情報、あるいはほかのいろんな様々な情報と、そして国からの具体的なメニュー、これを両方からですね、これを総合的に判断しながら、やはりこの後対応してまいりたいというふうに考えております。どうか引き続きよろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。

11時10分に再開いたします。

午前10時57分 休 憩

.....
午前11時09分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番の項目について質問を許します。

○6番（秩父博樹） そうすれば二つ目の項目について質問させていただきます。

二つ目は、GIGAスクール端末の更新について質問させていただきます。

このGIGAスクール構想は、2019年12月に文科省が補正予算を計上したことに始まり、児童・生徒に一人1台の端末を配備し、個別最適な学びをICT端末を活用して実現していく構想であります。

翌2020年の新型コロナウイルス感染拡大に伴い、子どもたちの学びの機会を守るため、急速に普及し、今年、これは8月現在のデータですけど、このGIGAスクール端末の普及は全国で950万台に上っているという状況であります。

今後これらの端末が順次更新時期を迎えていきます。GIGA第二期では、政府の負担で都道府県に基金を創設し、原則として都道府県ごとの共通仕様書を基に共同調達することになり、調達の大型化が予想されます。また、MM総研が公表した2024年8月時点の、このGIGAスクール構想実現に向けたICT環境整備調査によりますと、端末更新の68パーセントは2025年度に集中しているという状況であります。

このため、来年度予算での更新端末の適切な調達が課題となる一方で、同時に取り組んでいく必要があるのが、これまで活用してきた端末の処理であり、この大量の端末

処理をどのように進めていくのかが大きな課題になります。

文科省では、この「公立学校情報機器整備事業に係る各種計画の策定要領」において、更新端末への補助に当たり、端末の整備・更新計画の考え方及び更新対象端末のリユース、リサイクル、データ消去等の処分計画の策定、公表を義務付けております。

そこで懸念される事項は大きく2点あります。まず、懸念事項の一つ目として、この文科省、経産省、環境省の、この3省合同通知で示された方法で端末が再使用・再資源化されなかった場合、第二期端末購入の補助要綱に非該当となる懸念があります。この3省合同通知によれば「排出事業者には処理の責任がある。仮に無許可業者に処理を委託した場合、適正に処理されず、不法投棄や不正に海外に輸出されるなどの社会問題につながる」と、小・中・高等学校等の排出事業者としての責任を警告しております。

一般社団法人産業管理協会、これは「リサイクルデータブック2023」ですけれども、これによりますと、国内では年間1,000万台のパソコン処分需要がある反面、リユース・下取り等の名目で回収後、経済合理性を優先した処理により、約4割が海外等へ輸出され、これ自分もびっくりしたところですけども、約4割が海外等に輸出され、不適正な処理が多発、国際問題化している状況であります。

2025年1月以降、国際条約の改訂により、政府間合意がない限り、輸出は原則禁止されるため、使用済み端末の再使用、または再資源化について、法律を遵守した適切な対応が求められております。

懸念事項の二つ目として、この3省合同通知では、「データ消去が適切に実施されずに、個人情報漏えい等の責任を問われる可能性がある」とも言及されております。例えば、写真に自宅の位置情報が保存されていたり、いじめ相談の履歴が残っていたり、閲覧履歴やパスワード情報が、このGIGA端末に残っているという可能性があります。GIGA端末の記憶媒体は、単純な物理破壊ではデータの復元が可能とされており、専用ソフトでの処理により確実にデータを消去しなければ、子どもたちの個人情報の流出につながりかねません。

そこでまず、一つ目の質問ですが、本市においては、来年度以降、何台程度を新端末に替え、旧端末を処分する必要があるのか、まず一つ目それをお伺いいたします。

2024年5月17日のこの環境省の通知では、「使用済み端末には、レアメタル等の有用な金属が多く含まれ、都市鉱山とも呼ばれる。我が国における金属資源の枯渇リスク対応等の観点から、GIGAスクール構想の下で整備された端末を含めた使用済み

端末の適正な再資源化を推進することが必要である」というふうにされております。また、この背景等を踏まえ、この３省合同通知では、当該端末の更新に当たって使用済み小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律、いわゆる「小型家電リサイクル法」に基づく認定事業者への処分委託を、現行端末の再使用、または再資源化の手法と示しており、G I G Aスクール端末等の処分に当たっては、同法に基づき国の認定を受けた再資源化業者との連携を検討するよう依頼されているところであります。

G I G Aスクール構想は教育委員会の施策ではありますが、G I G Aスクール端末を処分するに当たっては、端末が適正に処理されずに不法投棄や不正な海外輸出等の社会問題につながることや、データ処理が適切に実施されずに個人情報漏えい等の責任を問われるということが生じないよう、市長部局が廃棄物行政を所管している立場から、責任を持って教育委員会と連携し、主体的に対応する必要があるものというふうに考えます。

そこで二つ目の質問ですが、本市を含む収集区域における、小型家電リサイクル法の認定事業者数、これを明らかにするとともに、環境省の通知に基づく市長部局と教育委員会の連携への認識と取り組みについてお伺いさせていただきます。

最後に、G I G Aスクール端末の処分委託及びデータ消去等の予算措置に関連して、これらが適切に行われなかったことにより、首長が謝罪せざるを得なかった事例や学校のデータがネットに流出した事案、また、データ消去について正しい認識がない事業者に処分を委託したことで情報漏えいした事例など、個人データの不適切な取り扱いが相次いでいることについて、当局にお伺いいたします。

2019年12月、神奈川県は、納税に関する個人や法人の情報、公共事業に絡む様々な書類、職員の評定や公共施設の設備に関する図面など、情報流出事案としては世界でもまれな規模、これは27テラバイトという規模になりますけど、この大量の秘密情報の流出が明らかになりました。黒岩知事は、神奈川の知事ですけども、この黒岩知事は、同日午後に記者会見し「県としてもデータ消去の履行確認が不十分だった。結果として県民に不安を与え、県への信頼を揺るがせた。深くおわびする。」と謝罪しております。今年、2024年の4月には、札幌市内の中学校に勤める20代の女性教諭が、生徒の個人情報や記された書類を上司の許可なく職員室から持ち出して体育館に置き忘れるなど、個人情報を不適切に取り扱った事例があります。これを複数の生徒が書類の内容を見たことにより、生徒がスマートフォンで撮影したとみられる画像がネット上に流出し、

特定の生徒について「低学力」や「嫌われている」などと書かれた内容が映っており、同市の教育長や市長の謝罪会見につながっております。さらに、今年8月には、宮城県気仙沼市の市立病院ですけれども、ここで担当課が個人データが入っていることを認識しないままレジ端末を業者に引き渡し、業者もデータ消去の認識がないまま、下請け業者を通じてフリマアプリで販売及び同業者へ転売されたことにより、患者の情報4万9千人分が漏えいした恐れが生じております。病院は「患者や関係者の皆様にご心配とご迷惑をおかけし、深くおわび申し上げます。」と謝罪した上で、漏えいした可能性がある4万9千人には、おわびの手紙を送付しております。大変手間だったと思います。

来年度以降に更新が集中するGIGAスクール端末の処分に当たっては、法令を遵守した適切な認定事業者への委託及びデータ消去等がしっかりと行われることが極めて重要であるというふうに考えます。市長がGIGAスクール端末から、データ漏えいにより謝罪会見に至ることのないよう、今後編成される2025年度、令和7年度予算においても、市長部局と教育委員会が、それぞれの縦割りに陥ることなく適切に連携し、適法な認定事業者への委託及びデータ消去等に必要な予算措置を行うことが不可欠であるというふうに考えるものですが、これについて当局のご所見をお伺いいたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の二つ目の発言通告であります、GIGAスクール端末に関する質問につきましては、総務部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 質問の、GIGAスクール端末の更新についてお答え申し上げます。

はじめに、令和7年度以降の端末の更新計画につきまして、本市では令和2年度に文部科学省GIGAスクール構想補助金を活用して5,092台の端末を購入しており、7年度の更新に当たっては、全ての端末を処分する必要があります。また、新しい端末については、今後の児童・生徒数に予備機を加えた約4,800台が必要になると試算しております。

次に、端末の処分と情報資産の適切な管理についてであります。

GIGAスクール端末の処分に当たりましては、本年5月に環境省から通知があり、

小型家電リサイクル法に基づく認定事業者への適切な処理委託及び再資源化の推進に係る要請がありましたので、市長部局と教育委員会において情報を共有し、端末の適正処理の必要性を改めて相互で確認したところであります。

この処理を担う認定事業者につきましては、環境省ホームページにおいて公開されておりますが、本市を収集区域に含む認定事業者数は、9社であります。

端末の処分時におけるデータ消去等の安全管理措置といたしましては、本市では、国のガイドラインに沿った対応として「復元不可能な処理を施しての廃棄」を、市長部局・教育委員会それぞれの情報セキュリティポリシーに定めており、これまでパソコンやサーバー等の廃棄時には、ハードディスク等の記憶媒体を破壊処理した上でリサイクル業者等に引き渡す、または、この処理を併せてリサイクル業者に委託し、その結果を写真報告させて確認するなどの対策を講じてきております。

今後発生してくるGIGAスクール端末などタブレット端末の処分においては、議員ご指摘のとおり単純な物理破壊ではデータが復元される恐れがあることから、専用ソフトによるデータ消去等、機器の特性に合わせた対応が必要となります。また、他団体での情報漏えい事故の発生経緯やその後の対策を見ますと、事業者による処理結果を証明書や報告書で確認できる仕組みも重要と考えております。

今後のGIGAスクール端末の処分では、認定事業者など、情報漏えい対策と適法なリサイクルが担保された事業者の下でデータ消去等の処理結果も確認できる形で進められるよう、事業者の条件や委託内容等の検討並びに必要な予算措置について市長部局と教育委員会とで連携して対応してまいります。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 来年度に集中するだろうと思って伺ったところですけど、そうすれば100パーセント、来年度更新時期を迎えると。半分程度とかではなく100パーセントということで、はい、分かりました。

そういう意味では、この今が一番大事な時期といいますか、それに向けての態勢ということになると思うんですけど、今の部長のご答弁の中で、やっぱり大事な部分というのが結果確認になってくるのかなっていうふうに思います。やっぱり単純に物理的な破

壊ではデータ消去にはならないということで、専用ソフトによる処理ということですが、それも契約する業者側から当局側に分かるように説明いただくというのがやっぱりすごく重要になるかなと思いますし、あと、私からのお願いとしては、それを議会の方にも分かるように、こういうふうなことで事業所の方から示されましたというのを、議会の方にも分かるように伝えていただければなというふうに思うところですけど、ちょっとその辺について部長の方からご答弁いただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 秩父博樹議員の再質問にお答え申し上げます。

議員おっしゃるとおり、データ消去の確認、これが一番の課題であろうというふうに現在のところ考えております。その方法に関しましては、現在、鋭意検討中でございます。現場で実際に確認するのか、ちょっと現実的ではございませんけれども、あるいは証明書等を発行させる、こういった対応をする必要があろうというふうに考えております。もちろん今要請のありました議会への報告、こちらもさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、6番。

○6番（秩父博樹） 総務部の方からの職員でも、例えばその消去している現場に職員、立ち会いの下でそのソフトを使って消去して、これで消去できた状況ですってというのは、そのやっている作業のそばで確認するというのもすごく大事なのかなというふうに思いますので、ちょっとその辺もご検討いただければというふうに思います。

ただ、最終的には、事業者を信頼するしかないのかなと、やっぱり専門家ですから、専門的な取り扱いになると思いますので、その部分は、そこに行き着く、なかなか難しいところではあるんですけど、先ほど申し上げました発注者側としてのチェック機能、そこをやっぱり強化する必要があるんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この個人情報のデータ、適切に取り扱わなければいけませんし、この情報漏えいが発生しないよう、今ご答弁いただいたところですけど、そこ大変重要な部分になると思うんですけど、この点につきまして、できれば最後、市長の方からご答弁いただければ

と思うんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 秩父博樹議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

今回、質問の中でいろいろご指摘いただいた点、本当にありがとうございます。参考にしながら、従来からこうした個人情報の漏えいといいますかね、そうしたことについては、留意してきたところでありますけれども、今回、パソコンといいますかタブレットの件数がですね、大変多いということで、いろんな確認もですね、今申し上げたとおり全て5千台を粉砕したり、いろいろ処分するのをですね、全てうちの方で確認できるかといったところにも課題があると思っております。最善の対応をね、して、間違いないように、私も決して漏えいでね、謝罪の会見をしたいとは思っておりませんので、ぜひね、しっかりした対応を心がけてまいりたいというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） これにて6番秩父博樹議員の質問を終わります。

【6番 秩父博樹議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、8番安達成年議員。

（「はい、議長、8番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

【8番 安達成年議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○8番（安達成年） 大地の会の安達成年です。それでは通告によりまして、今回2項目について一般質問させていただきます。

最初の質問は、予防接種費への助成拡充についてお伺いいたします。

インフルエンザ予防接種費関連ですけれども、の質問ですけれども、これについては令和2年度の第4回定例会で高橋徳久議員が一般質問しておりますが、その時には、コロナの第3波も関連して、市が満6カ月から12歳までの子ども2回分として4千円の助成、それから、13歳から75歳までの方は1回2千円の助成、76歳以上の高齢者は全額助成の事業内容の拡充を図ってございます。ただ、ワクチンの品薄によりまして接種できない方々がおったというふうなことで、今後の接種事業の対策につなげていくような内容だったと思います。

前回はコロナ禍によるインフルエンザワクチンの必要量が追いついていなかったのも

現状にあると思いますが、今は、それも一段落しているものと理解してございます。しかしながら、今年の場合、テレビ等でも報道されておりますけども、風邪薬の不足、特に咳止め薬が不足しているというふうなことが言われてございます。実際に私の孫も風邪でクリニックを受診した際に、咳止めの錠剤が不足しているというふうなことで、取り扱いきない薬局も実際に存在しておりました。

このようなことから、このインフルエンザに関して、やっぱり予防接種をして重症化を防ぐということが大事であると思ってございます。

このインフルエンザ予防接種事業に関しまして、令和3年度以降ですけれども、市では19歳から64歳まで、妊婦を除いてですけれども、市の助成はゼロ、それから、それ以外の年齢の方々、6カ月から18歳までの子どもさんと妊婦さん、それから65歳以上の高齢者は、一律1回千円の助成となつてございます。これはもしかすると、この予防接種法の関係でこの区分けにしているのか、A類・B類とか、それから基準が定期接種とか任意接種の区分でそうしたのかはちょっと判断しかねますけれども、いずれその予防接種の実施主体は市町村なので、私は費用の助成は、いかようにも可能と判断できますけれども、その辺の説明もひとつお願いしたいと思います。

私は、この予防接種事業は市の施策でもあり、医療費の増大を抑制する意味でも予防に力を入れるのが本筋なのではないかなと思ってございます。小学生までは2回の接種が必要でございまして、2回目を同じ病院で予防接種を受けると、いくらか自己負担が安くなっているという分院やクリニックも多くあるのも事実でございますけれども、しかしながら、この育む環境づくりとして子育てに重点を置いている大仙市としては、18歳までの方々に全額助成できないのかお聞きいたします。18歳までの方々は医療費の窓口負担が無償化になっている世代です。今年度から県の2分の1負担の医療費支援策も18歳まで拡充されましたし、何より、児童・生徒にとっても学校にとっても流行化すれば学級閉鎖とか学校閉鎖等が発生しますし、特に受験生などはこれから一番大事な時期を迎えます。インフルエンザにかからないよう祈るばかりですけれども。たまたま令和5年度の決算の予防接種経費事業に関しまして決算を見てみますと、4,000万円の不用額が生じてございます。当然、任意ですので、接種する人・接種しない人がいるわけですが、自己負担があるために遠慮した方がいれば非常に残念であります。

ちなみに、この年代の方々の医療費給付扶助事業に関しては、2,000万円の不要

額が出てございます。これも当然、お医者さんを受診しない方がいるために、予算の執行がなかったための不用額でしょうから、これはこれとして、前の予防接種事業の不用額は、市民の安全・安心の予算ですので、私は使い切って何ら問題はないと思ってございます。

しかしながら、医療費の給付扶助事業については、不用額が出て、それだけお医者さんを受診しない方々が多くおり、健康な証拠でもあるわけですし、次の年度へ繰り越しても何ら問題はないと思ってございます。さらに申しますと、過剰な病院受診を避ける意味でも、医療費の抑制を抑える意味でも、医療費は当然市民全体で負担しているわけですので、予算の残が発生するのは、それはそれで、私は良いのだとも思います。ただ、最大値の予算の確保は必要であります。そういう意味でも先ほどの前者の予防接種と後者の医療費の持つ意味には違いがあるのだと思いますし、もう一つ申せば、例えば、インフルエンザに感染して医療機関を受診した場合、「初診料、検査料、薬剤」細かい点数までは申しませんが、これの診療費を合計すると平均約7千円以上かかります。当然この予防接種の助成よりも高くなることになります。その医療費は、当然市の負担となり、どう考えても予防の予算に重きを置くのが本当だと思いますがいかがでしょうか。

それと、もう一つ、おたふくかぜの予防接種についても、一回につき4千円の助成と1回から2回に接種回数を拡大したことは評価いたしますけれども、それでも、こちらでも当然接種費の自己負担が発生することになります。私の試算によれば、この年代の子どもたちの予防接種費を試算しても、大体年間、最大値でも5,200万円ほどというふうに試算します。今のこの予防接種事業額の前のその決算の不用額に少しプラスするぐらいの金額で可能だと思いますけれども、当然任意ですので全員が接種するわけではありませんけれども予算上は最大の予算は確保しなければならないとは思っております。

さらにもう一つ、高齢者の場合、風邪やインフルエンザに感染するなどと、肺炎のリスクも高まり、同じように病院のお世話になり、入院ともなれば、当然医療費もかかり増しになることになります。何よりも、これも当然予防が非常に大切と考えます。

そんなことはないとは思いますが、後期高齢者医療の対象者のほとんどが1割負担とか窓口負担の限度額が決まっているために、安く済むと思っている方々がおられるのであれば、非常に危ない考え方だなと私は思っております。

後期高齢者医療費の決算を見ると、前年比2パーセント弱の伸びを見せてございます

し、特に今年度の後期高齢者医療特別会計の予算は6,900万円の増となっております、全体的に。さらに市では、この高齢者に対する予防策は、様々な形で打ち出しているのは評価できますので、インフルエンザの予防に対しても、せめて、全額とは言いませんけども、半額助成ぐらいはしてはいいのではないかなと思ってございます。

というふうなことで、以上このインフルエンザの予防接種経費と、おたふくかぜの予防接種経費について、今年度は無理でも、これから当初予算編成が始まるので、次年度へのこの予算の配慮をすることを強く望みますけれども。

また、令和5年度の一般会計決算を見ても、21億以上の黒字を計上している大仙市ですので、私は財政運営上、十分可能と考えますが、これらの助成額の拡充について市の見解をお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 安達成年議員の一つ目の発言通告であります、予防接種費助成に関する質問につきましては、こども未来部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） はい、田口こども未来部長。

○こども未来部長（田口美和子） 安達成年議員の質問にお答え申し上げます。

質問の予防接種助成についてであります。

インフルエンザ予防接種は、ご承知のとおり65歳以上の方と60から65歳未満の方で特定の疾患がある方は予防接種法に基づく定期接種の対象であります、それ以外の年齢の方は、任意の予防接種として実施されているものであります。

この任意接種は、個人予防の観点から、本人の意思と責任で自己負担により接種していただいているものになります。

しかしながら、市では、インフルエンザ予防接種を行うことにより、発病を予防することや、発病後の重症化や死亡を予防することに関しては一定の効果があるとされていること、また、18歳未満の子どもに関しては、保育施設や学校等での集団感染の抑制にもつながることが期待されることから、接種費用を1回につき千円を助成し、重症化や、まん延予防に努めているところであります。

おたふくかぜ予防接種につきましては、1歳児を対象に、令和5年度までは1回の費用助成を行ってまいりました。さらに就学前に1回接種することで抗体を高め、就学後の学校生活においての集団感染抑制につながることが期待されること、子育て世帯の経

済的負担軽減の観点から、今年度からは1回4千円の費用助成を2回に拡充したところでございます。

いずれの予防接種においても、接種することにより副反応が起こることなどがあり、接種を希望されない方も一定数いるものと捉えております。

市といたしましても、予防接種の重要性を十分に認識しており、さらに助成を拡充することにより見込まれる効果や、財源の確保などについて子育て支援制度等検討会議などで研究してまいりたいと考えております。

次に、75歳以上の高齢者へのインフルエンザ予防接種費用の半額助成についてであります。市では、定期予防接種の位置付けとなる高齢者のインフルエンザ予防接種に対しても、65歳以上の方に千円を助成しております。

このほかの定期接種費用の助成といたしまして、高齢者肺炎球菌と新型コロナウイルスワクチン予防接種について、助成を実施しているところでございます。

市といたしましては、高齢者へのインフルエンザ予防接種助成につきまして、現行の助成制度を継続しながら、高齢者の感染予防と接種勧奨に努めてまいりたいと存じます。

なお、予防接種経費の不用額については、定期接種・任意接種両方の予算を計上しており、希望者全員が確実に接種していただけるよう予算措置に努めているものでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） 今の答えですね、18歳まではもうちょっとこう枠を広げて検討するけれども、75歳以上については、今のまんまというふうな認識でいいことなのかな、そういう意味合いだったのかなとちょっと解釈しますけれども、確かに予算上の話もありますけれども、私はやっぱりその、特別会計的な考え方で、その分については、これに特化して繰り越していくという考え方も必要でないのかなとは思います。当然、国保、たまたま今、後期高齢者は繰越額がないぐらいの決算でしたけれども、国保なんかは当然繰り越しがあればそれはそのまま次の年さ、それに近い形で繰り越していく、これも当然医療費な部分もあるので、その部分は最大限用意して、できるだけ子育てに関する世帯に関しては十分な手当てをしていただきたいなと思うし、先ほど一番最初に我が会派の佐藤育男議員がちょっとお話ししましたけども、秋田市さ住まねで大仙市さ住むとい

う方も、やっぱりそういうふうな支援策があるから当然私たちの市に来ていただけることになろうかと思います。そういった意味でも、ぜひとも次の予算編成の時には、ひとつ頑張っていたきたいなと思うし、高齢者の方さ対しても、半額は無理でももうちょっとね、上乘せするどかつうのは可能かなと思うす、予算上。当然、この人口の数を見ても、その点、私調べた中では、18歳までは大体その9千人ぐらいなんですよ。当然その75歳以上は、その18歳までよりも倍近くいるので、なかなか難しい部分はあるかもしれませんが、可能な限りすよ、ひとつご検討いただければなと思いますので、そこら辺ひとつよろしく願いして、ちょっとお聞きしたいなと、はい。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 安達成年議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、18歳までについては、先ほどの答弁で子育て支援制度等検討会議ですか、で検討するということであります。それから、高齢者インフルエンザについては現行という考え方で申し上げましたけれども、いずれこれもですね、決して今の千円というのが、ほかの市町村でも採用している助成額ではあるんですけども、決して高い方ではないということもはっきりしております。そういった意味で、ほかの市町村よりも助成額が低いというのは私も大変気にするところでありますので、全体の市町村の、これ見直しの状況もあるかと思いたすけども、いずれ検討させていただきたいと思いたす。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、8番。

○8番（安達成年） ありがとうございます。お礼を言って今の質問は終わります。すいません。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○8番（安達成年） そうすれば、2項目目の質問ですけれども、定例会初日の市長の市政報告にもありましたけれども、この大仙市エコドライブ選手権のことについて、検証と今後の方向性についてお伺いたします。

大仙市では、去る10月に、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社様と地方創生連携協定事業として、大仙市エコドライブ選手権を開催しましたけれども、終了から1カ月が過ぎましたので、参加された方々の感想や検証作業も一段落したのかなと推察いたしまして今回質問させていただきます。

実は、私も、ある団体のメンバーとして参加させていただきました。私、個人的に損害保険会社との関わりとか、頼まれたからという意味で質問しているわけじゃありませんので、誤解のないように初めにお伝えてしておきます。

この選手権に参加して感じたことを述べますと、まずこの自分の車に専用タグ、車載器を取り付けて、自分のスマホの専用アプリと最先端の通信技術というふうにうたっていましたけれども、「テレマティクス技術」だかちょっとうまく言えませんが、当然これ、安全運転意識はもちろんですけれども、脱炭素に配慮した運転、自分の運転の基準が見える化できるというふうな内容で、この事業をやったかに思いますし、私もこの事業に参加することで仲間内で安全運転について話ができるということもよかった事業なのかなというふうに思います。

この内容を私なりにいろいろ8項目に細分化してみました。一つ目がCO₂排出削減量の状況、それから二つ目が節約できた燃料の状況、三つ目が運転した時間や距離、コースを地図上に明示できる、それから、4番目がスピード超過の有無、それから5番目が急ブレーキの有無、6番目が急なアクセルの有無、それから、急なコーナーリングの有無、さらに八つ目ですけれども、運転中のスマホ使用の有無まで自分、運転者にフィードバックしてくれます。これらのことも判断して、安全運転の判断をいろいろトータルで点数を付けてくれるような事業でありましたし、これは非常に、この機械自体も非常に優れものと感じました。環境に配慮した運転はもちろんですけれども、私自身も改めて今以上に交通ルールを守った運転をするようになったと思ってございます。私は交通安全の意識は、他人に言われるよりも、個人がきちんと意識しないと身に付かないと思いますし、普段の安全運転が非常に大切であるとも思ってございます。この事業の評価ですけれども、私自身は120点ぐらいの評価をつけたいなと思ってございます。

そこで、この選手権を開催しての検証と、その成果を、市ではどのように評価しているのか一つ目お伺いします。

次に、二つ目として、今後の方向性といいますか取り組みとして、確かこの選手権が終了した時に参加者の方々にアンケート調査した内容に、今後この器具といいますか車載器ですか、今後もあれば設置を希望したいですかみたいな聞き取り内容があったやに思います。そこで、非常に、この環境、安全運転、特に交通安全意識の向上には非常に役立ちますし、「SDGs 未来都市」、それから「ゼロカーボンシティ」の実現のため

にも、市が自ら、特にですけれども、全部の公用車にこの器具を取り付けることをお勧めいたしますけれども、いかがでしょうか。また、市民の方でも、運転免許取得初心者とか、70歳以上の方々と高齢者講習を受けないと免許の更新ができない方々とか、希望する家族、それぞれの家族単位でとか、会社単位でとか、希望する市民がいたら無料で配付できないのか、無料でなくても貸し出し利用料金をいただくとかでも構わないと思います、私は。個人の見解ですけれども、利用料を払ってでも安全は買うものと私自身思っております。今回使用したこの器具は、安全な運転をアシストしてくれる優れたものだと思っております。ただ、利用料金をいただく場合でも、それはそれで交通安全対策として様々なこの地域振興基金とか交通安全対策特別交付金とかと一緒にして、道路の補修や白線の整備、または通学路のグリーンベルトの整備に使うとか、いろいろなアイデアはあると思いますけれども、いずれこの安全・安心なまちづくりの市の施策として進める意味でも、一過性のイベントで終わるのではなくて、安全対策の一つとして重要な役割と考えます。それぞれの地域にあります交通安全協会等とかいろいろな団体等とも連携しながら、今後拡充していかないのか、拡充していくためには、もしかすると多額の予算を必要とするのか、その辺も含めて市の見解をお伺いいたします。よろしくをお願いします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。今野副市長。

【今野副市長 登壇】

○副市長（今野功成） 質問の、大仙市エコドライブ選手権の検証と今後の方向性についてお答え申し上げます。

はじめに、本選手権の検証と成果についてであります。このイベントは、ゼロカーボンシティの実現と交通安全対策の両面から、環境にやさしい安全運転の推進を目的として、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と締結した「地方創生に関する包括連携協定」による取り組みの一環として実施したものであります。

内容といたしましては、同社からテレマティクス技術を活用した機器である「テレマタグ」を貸与いただき、参加チームの車両に取り付け、専用のスマホアプリと連携することで、CO₂削減量や安全運転スコアなどが数値として可視化されるものとなっております。

本イベントには、市内65事業所から107チームにご参加いただきました。同社による集計結果によりますと、一般的な走行をした場合と比較して、参加チーム合計で約

3. 7トンのCO₂排出量の削減につながっております。

環境省が公表している統計値を見ますと、東北地方の1世帯当たりのCO₂年間排出量の平均値は約3.5トンとなっており、本イベントでは、これに相当するCO₂が削減されたこととなります。これらの成果は、参加されたチームの皆様が、環境に配慮した安全運転に積極的に取り組まれたことによるものであり、今後も市民の皆様はCO₂削減と安全運転に関する意識を高めていただく上で、非常に良い機会になったものと捉えております。

次に、今後の事業展望についてであります。

まずはじめに、議員ご提案の公用車への機器の設置につきましては、本イベントで利用した機器は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社が独自に開発したものであり、同社の保険加入者向けに貸与されているものであります。

したがいまして、一事業所である市の取り組みとして機器を調達することができない状況にあります。市といたしましても、率先して温室効果ガスの排出抑制に取り組む責務がありますので、今後、機器の調達などのめどが立った場合は、設置に向け検討を進めてまいります。

今後といたしましては、エコドライブ選手権は、新たな取り組みとして多くの参加者から好評をいただいたことから、まずは、同社から協力をいただき、今後も継続してイベントを実施したいと考えております。参加対象者や実施方法の見直しなども行い、更なる啓発につなげてまいります。

なお、本イベントには、市職員のチームも15チーム参加しており、今後の取り組みにおいても積極的に職員の参加を促してまいります。

また、本イベントでは、参加チームの運転データが蓄積されており、今後、急ハンドルや急ブレーキなどが行われやすい危険箇所を記した交通安全マップを作成する予定としております。この交通安全マップにつきましては、市ホームページなどによる周知のほか、小・中学校や地域の交通安全会などにも情報提供し、更なる交通安全対策の強化につなげてまいりたいと考えております。このマップは、回を重ねるごとにデータが蓄積され、精度が高まるものでありますので、本イベントの参加対象者につきましても、事業所のみならず、今後、市全域において幅広い年代の市民の皆様にご参加いただくことを念頭に、同社と協議しながら、今後の事業展開について検討してまいります。

【今野副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、８番。

○８番（安達成年） 前向きな検討をするというふうなことで、大変良かったなと思います。１０７チームなのでね、今回３人一組だったので、３００人以上の方々がこれに参加されたと思うし、非常に私も参加して、改めてこうＣＯ₂とかの部分も交通安全意識も非常に高まった事業だと思いますので、ぜひともこの保険会社さん、ただで借りるのが一番いいことなので、できればですよ、またぜひとも継続してやっていただければ、で、もしかして、ただで手に入るものであれば、それもまだ続けで、市の公用車等にもぜひとも付けていただきたいと思います。やっぱり個々の意識が変わらなければ、どうしてもこのＣＯ₂の削減とか交通安全って良くなならないので、次やる時には比較的こう家族単位でとかすよ、おじいちゃん、おばあちゃんがいる家とかってあれば、いろいろこう家族の中でもこのお話ができるので、フィードバックされた内容についてですよ、「じっちゃん、今回ちょっと急ブレーキよげだったとごでねが」とか、「スピード何か超過してらどごでねえが」なんという、そんな話題も出てきて、家族の中でそういうお話ができるということもあるので、ひとつそういうこともお願いして、特別答えはいりませんけれども、何とか継続していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（古谷武美） これにて８番安達成年議員の質問を終わります。

【８番 安達成年議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。午後１時１０分に再開いたしますので、ご参集よろしくお願ひします。

午後 ０時０２分 休 憩

.....
午後 １時０８分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、１２番小笠原昌作議員。

（「はい、１２番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１２番。

【 1 2 番 小笠原昌作議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1 番の項目について質問を許します。

○ 1 2 番（小笠原昌作） 新政会の小笠原昌作です。

長引いたコロナから大分脱却され、今年は四季折々の行事やイベントが市内各方面で行われ、盛り上がりました。特に大曲の花火、全県及び全国 5 0 0 歳野球はもちろん、大仙市制 2 0 周年行事など、各地で多彩に行われており、当然ながら、毎度ながら、市職員が休日・祭日にもかかわらず一生懸命頑張っているところを拝見し、市民の一人として感謝を申し上げます。

早速通告に従いまして一般質問をいたします。

人手不足の解消についてお伺いいたします。

人口減少が急速に進む中、労働人口の減少と人材のミスマッチが大きな原因となり、従業員を募集してもなかなか確保できず、働き手の「人手不足」は多くの企業が直面している深刻な課題であります。特に若者世代の減少は、社会全体に大きな影響をもたらしていると考えられています。今や県や市町村、企業が一体となり、コロナ前の安定した経済を取り戻そうと懸命に頑張っていますが、物価高騰に相まって、なかなか暗いトンネルを抜け出すことができない状況が続いています。

本市にとっても建設関係、農業、医療・介護、運搬、サービス業など、いろんな職種が指摘されているようですが、市としては、この厳しい人手不足の現状をどのように把握しているのでしょうか。

市内の建設会社によると、最近、若い人が就職してきても、なかなか長続きしない。毎日本当に人手不足で困っていると嘆いていました。

今や、少子高齢化が首都圏へ若者流出などに人手不足感が強まる中で、地元定着に目を引くような環境の工夫や人を引きつける魅力的な職場を、どうアピールするかが大事な時代であります。入社後、わずかな勤務で離職したり、退職したりする若者が急増している中で、丁寧に耳を傾けてアドバイスする現代に合った働き方改革や人事制度の見直しを行う必要があると思います。今から 3 0 年前とは全く時代が変わっております。特に最近では、長時間労働など労働環境の改善や業務効率化を推進し、業務の「ムリ」

「ムダ」「ムラ」を省く必要が重要視されています。また、いろんな職種がありますが、DXを推進する企業が増えており、そのためにはIT人材の確保するための努力が必要です。今や人手不足解消のために、ドローンやロボットまで働いていますが、何といっ

ても私は若手人材の活力が大切だと思っております。特に賃金や安全衛生、休日、残業の有無、福利厚生の実、特に女性にとっては結婚、子育ての環境、他方では「誕生日休暇」など設けている事業所もあると聞いています。

建設業にとって2030年頃までの間に建設後50年以上経過した老朽化施設の割合が加速度的に高くなり、労働力の需要が比例して上がっていくと見られています。しかし、最近、工事の作業を行う技能労働者の成り手が少なく、高齢の技能労働者が大量退職が迫ってきています。労働力不足と構造的失業のダブルパンチが慢性的人手不足という状況を引き起こしております。

医療や介護の人手不足も深刻な状態です。例を挙げますと、今年4月に秋田大学医学部附属病院で臓器移植法に基づく県内2例目の脳死判定と臓器提供が行われました。全国では1,050例を超える中、本県では2000年に由利組合総合病院で24年ぶり実施されて以来でありました。秋田魁新聞にも掲載されていましたが、秋田県は臓器提供数、全国の最下位でございます。最低でございます。なぜ24年間も行われなかったのか、私も驚きました。これは高度な医療の提供が可能な施設に限られ、県内では11施設のうち体制が整っているのは6施設ですが、ほかの5施設は、まさに医療人材の不足が要因でした。

医療業界はコロナ感染とともに看護師の人手不足が深刻化しています。厳しい労働環境による離職・退職が問題となっておりますが、看護協会の調べによりますと、仕事を辞めたい人が7割もいるといわれております。主な理由としては「人手不足で仕事がきつい」「賃金が安い」「休暇が取れない」「夜勤が辛い」など、順に取り上げられていますが、高い離職率の一番の問題は、やはり人手不足による業務過多が原因でございます。

横手市にある秋田県立看護衛生学院も最近定員割れとなって、本当に今後の道行きが心配であります。

一方、介護業界の人手不足も深刻な問題となっております。最近では、介護を必要とする高齢者人口が増加している一方で、介護職として活躍する可能性ある若者の数が減少しています。ここでも離職率が高く、これが人手不足を引き起こしているといわれております。そして昨今では、介護人材の採用が困難となっております。離職者が多いのは賃金の低さ、精神的にも肉体的にもハードである理由からです。県内でも倒産している施設もあります。大仙市においても介護施設がたくさんありますが、高齢者がますます増

える中で「人手不足」を解消すべき将来を見通した具体的な対策が、どのように講じられているかお伺いいたします。

そのほかに私たちの身近な人手不足による問題はたくさんあります。農業の担い手もそうありますが、特に夜間のタクシーや代行車、バスの運転手不足、宴会場ではコロナ時の影響で従業員の離職が多く発生し、その後なかなか回帰できないという悩みも聞かれます。

秋田県は人口 90 万人を割り、80 万人台になりました。大都市への一極集中の是正という目標を達成するには、女性や若者の視点に立った施策に雇用問題が注視されます。市が積極的に音頭を取り、働きやすい職場環境・労働条件を整える対策を企業や団体と連携し、人手不足の原因を解消し、働き手の定着、活躍できる組織を立ち上げ、経済の回復と市民生活の向上に強い指導力を発揮してほしいものですが、どのような取り組みを推進していくかお伺いいたします。

以上です。

○議長（古谷武美） 1 番の項目に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

【佐藤副市長 登壇】

○副市長（佐藤芳彦） 小笠原昌作議員の質問にお答えを申し上げます。

質問の、市内の人手不足の現状と解消についての対策でございますが、ハローワーク大曲管内の令和 6 年 10 月の有効求人倍率は、全体で 1.11 倍と求人数が求職者数を上回っております。業種別では、建設業の 17.17 倍が最も高く、一方で、希望する業種として最も求職者が多い一般事務につきましては、求人倍率が 0.18 倍と業種により偏りが非常に大きくなっている状況であります。

医療・福祉分野での人材不足につきましては、近年、高齢化に伴う医療・福祉ニーズが急増したことにより、慢性的な人手不足の要因となっております。

介護関連の有効求人倍率は 1.9 倍となっておりますが、求人数は 220 人と人手不足が顕著となっており、高齢者ケアの需要が増加する中で介護職員の確保が喫緊の課題と捉え、各事業所におきましては介護職員の処遇改善、そして労働環境の改善に努めているところであります。

介護従事者の人材確保といたしまして、大曲仙北広域市町村圏組合の第 9 期の介護保険事業計画に基づきまして、介護の未経験者を対象とした「介護に関する入門的研修」の実施や、大曲仙北圏域の事業所の安定的な運営を図るための離職防止研修を実施して

いるところでございます。

また、民間の介護施設では、既に外国人の人材を介護士として確保する取り組みが始まっておりますので、今後、こうした取り組みに関する情報を事業者に提供することなどにより、人手不足の解消にもつなげてまいりたいと考えております。

市としましては、地域の高齢者介護を支える中・長期的な人的基盤の整備や人材確保を重要な課題として捉え、大曲仙北広域市町村圏組合と連携しながら課題解決に向け取り組んでまいります。

建設業や介護関連の人手不足、一般事務の求人倍率が低いといった状況にはありますが、人手不足の解消とともに求職者の皆様が希望する職業に就き、地域な産業の振興が図られるよう、求職者向けの支援であります「資格取得応援事業」や、労働環境整備にも活用できる「人材獲得応援補助金」などの企業支援に努めてまいりたいと存じます。

また、若者の活力や女性が安心して就労できる職場環境の整備は、人手不足の解消や地域活性化に結びつくものと考えており、ハローワーク大曲、秋田県、仙北市、美郷町と連携しながら、雇用・就労に関する各種事業を実施しているところであります。

就職を控えた高校３年生向けの求人説明会や、高校２年生向けの企業説明会に加え、昨年からは、もっと早い段階で様々な地元企業の仕事の内容や魅力について知っていただく目的で、中学生向けの企業説明会も開催しているところであります。

若者の早期離職につきましては、新規学卒者の就職後３年以内の離職率が３割を超える状況が続いていることから、早期離職の防止と職場定着による、地域における労働力の確保を目的に、若手従業員を対象とした「職場定着セミナー」を実施しております。

これらの取り組みに加えまして、就業希望者に地元企業を選んでいただき、人手不足の解消につなげ、さらには被雇用者にもメリットのある制度として、被雇用者の入社準備に関わる費用を負担した企業を支援する「入社準備助成金制度」も実施しております。

人手不足の解消は、地域活性化や労働力の確保、地域経済の維持に必要不可欠であります。地域全体で考えていかなければならない重要な課題であると認識しており、地元の企業の皆様、商工団体の皆様などと連携を強化しながら、課題の解消に取り組んでまいりたいと存じます。

以上でございます。

【佐藤副市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、12番。

○12番（小笠原昌作） どうもご丁寧なご答弁ありがとうございました。やっぱりこの地域でも、今この人手不足というのが言われていますけども、我が大仙市においても、いろんな経済の場面、また、人口減少の分野でのこの人手不足というのは、大変な課題であると思いますから、何とかひとつ市としてもよろしくお願ひしたいなと思っております。

また、ついにここ2、3日から本格的な冬の到来となりました。人手不足により、除雪対策、それも大変苦しんでいると聞いています。どうか支障のないように、市民に支障のないように、市民生活のために万全に尽くしてほしいものだと思っておりますが、以前にも申し上げましたが、作業員の健康管理、これらについては安全・安心の下、十二分に施してほしいと、こういうふうに思っております。これらについて事故のないように、市としての取り組み、これらについて確認したいと思っております。以上です。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐藤副市長。

○副市長（佐藤芳彦） 小笠原議員の再質問にお答えを申し上げます。

冬季の市道の除雪、それから市で実施している雪対策総合事業という事業ございます。市内の除雪につきましては、ご存知のとおり旧8市町村を複数の企業で共同事業体を作っていただいて、その中でそれぞれ運用をしていただいているところであります。その中で急に欠員が生ずるといったこともありますので、そういった場合には、それぞれ調整を行っていただいているところでもありますし、また、この2年間、雪がかなり少ない、降雪が少ないシーズンでありました。そういった時には安定した収入を得られるように、いわゆる待機補償というのを、今、市では実施しておりますので、そういったことでも少ししっかりやってまいりたいというふうに思っているところでございます。

やっぱり大事なところは、オペレーターの皆様の健康管理、それから機械を稼働する際の注意喚起も含めてですね、まずは安全・安心な除雪体制をしっかり築いていくことが大事だというふうに思っておりますので、そういったことを踏まえてですね、今冬の除雪作業に支障が出ないように対応してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひを申し上げます。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて１２番小笠原昌作議員の質問を終わります。

【１２番 小笠原昌作議員 降壇】

○議長（古谷武美） 以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、明日、本会議第３日を定刻に開議いたします。

大変ご苦労さんでした。

午後 １時２８分 散 会

令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 3 号

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）

議 事 日 程 第 3 号

令和 6 年 1 2 月 1 0 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

第 2 議案第 1 4 9 号 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第 3 議案第 1 5 0 号 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第 4 議案第 1 5 1 号 大仙市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第 5 議案第 1 5 2 号 大仙市中里温泉条例等の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第 6 議案第 1 5 3 号 大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について （質疑・委員会付託）

第 7 議案第 1 5 4 号 字の区域の変更について （質疑・委員会付託）

第 8 議案第 1 5 5 号 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について （質疑・委員会付託）

第 9 議案第 1 5 6 号 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について （質疑・委員会付託）

第 1 0 議案第 1 5 7 号 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について （質疑・委員会付託）

第 1 1 議案第 1 5 8 号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について （質疑・委員会付託）

第 1 2	議案第 1 5 9 号	大仙市大曲体育館等の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
第 1 3	議案第 1 6 0 号	大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について (質疑・委員会付託)
第 1 4	議案第 1 6 1 号	令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号) (質疑・委員会付託)
第 1 5	請願第 2 号	「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の請願書 (委員会付託)
第 1 6	陳情第 4 9 号	「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書 (委員会付託)
第 1 7	陳情第 5 0 号	「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情 (委員会付託)
第 1 8	陳情第 5 1 号	「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情 (委員会付託)
第 1 8	陳情第 5 2 号	オーガニックビレッジ宣言に名乗りを上げる陳情書 (委員会付託)

出席議員 (2 4 人)

1 番 大 山 利 吉	2 番 戸 嶋 貴 美 子	3 番 佐 藤 文 子
4 番 佐 藤 隆 盛	5 番 挽 野 利 恵	6 番 秩 父 博 樹
7 番 青 柳 友 哉	8 番 安 達 成 年	9 番 高 橋 徳 久
1 0 番 佐 藤 芳 雄	1 1 番 橋 本 琢 史	1 2 番 小 笠 原 昌 作
1 3 番 小 松 栄 治	1 4 番 本 間 輝 男	1 5 番 佐 藤 育 男
1 6 番 山 谷 喜 元	1 7 番 石 塚 柏	1 8 番 高 橋 敏 英
1 9 番 橋 村 誠	2 0 番 渡 邊 秀 俊	2 1 番 金 谷 道 男
2 2 番 後 藤 健	2 3 番 鎌 田 正	2 4 番 古 谷 武 美

欠席議員 (0 人)

遅刻議員 (0 人)

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人
企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こども未来部長	田 口 美和子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真理子	主 幹	佐々木 孝 子
主 査	藤 澤 正 信		

午前１０時００分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第３号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第１、本会議第２日に引き続き一般質問を行います。

３番佐藤文子議員。

（「はい、議長、３番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、３番。

【３番 佐藤文子議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、１番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） おはようございます。日本共産党の佐藤文子です。通告に従い、質問させていただきます。

まずはじめに、原油・物価高騰対策について2点お尋ねいたします。

最初に、灯油購入助成についてお尋ねいたします。

寒さが厳しくなり、いよいよ本格的な冬の到来の季節となりました。今年も市民の方から、灯油購入に助成をしてもらえないかといった声が寄せられました。

秋田県の灯油価格は11月25日時点で18リットル当たり2,162円と過去最高水準となっております。また、秋田県の10月の消費者物価指数は、前年同月比で1.7パーセントの上昇となっており、全国的にも生鮮食品を除く食料品は3.8パーセントも上昇しているとのことであります。

こうした中、昨日から国の予算委員会が始まりましたけれども、政府が進めている新たな経済対策は、国民の暮らしを抜本的に改善するには不十分ではありますが、自治体が多様な住民施策に活用できる「重点支援地方交付金」、いわゆる地方創生臨時交付金の増額を見込み、早期の予算化を自治体に要請しております。

重点支援地方交付金活用の推奨メニューについては、物価高騰対策として、まず生活者向けでは、小・中学等における学校給食費の支援、プレミアム商品券など消費の下支えの取り組みやLPGガス使用世帯への給付金の支援だそうです。また、事業者向けでは、特別高圧やLPGガスを使用する中小企業、飼料等を使用する農林水産業者、地域観光業のほか、医療・介護、保育施設、学校施設、商店街、自治会等への支援といったこれらの取り組みを継続しつつ、今回新たに灯油支援のメニューを追加したとのことであります。

昨年、第4回定例会最終日に上程されました物価・原油価格高騰対策関連の補正予算は、約11億円のうち原油価格高騰対策生活支援事業として灯油購入助成は4,188万4千円でした。財源は県と一般財源からそれぞれ2,094万2千円ずつ出したわけであり、支給額は1世帯8千円とするものであります。

今回、国の推奨事業メニューに灯油助成も加わったことですので、地方創生臨時交付金を充当することが可能になりました。今年度も灯油購入助成を実施するとともに、その対象には住民税均等割のみの世帯を加えること、そして、支給額を1万円超に引き上げることを願うものであります。これへのご見解を伺います。

二つ目に、消費者米価高騰の問題がありまして、これを中心にお話させていただきます。

す。

さて、今年はスーパーなどの店頭から米が消えてしまうという米不足と出回り始めた新米が10キロ5,980円と、通常の1.5倍にも跳ね上がる事態となっております。こんな事態を招いた原因は、政府が主食である米の需給と価格を民間の取引、市場任せにしてきたこと、そして、需要に応じた生産の名で米の消費が毎年10万トンも減ることを前提に生産抑制政策を進めてきたことにあるといえます。

今回の米不足は一過性のものではないといわれます。7月に公表した政府の「米穀の需要及び価格の安定に関する基本方針」によりますと、去年の供給量は生産量661万トンと民間在庫量197万トン、合わせて858万トンとしておりましたが、去年の7月から今年の6月までの需要実績が702万トンとなり、858万トンから702万トンを差し引きしますと、民間在庫量は156万トンとなり、41万トンも減ったのであります。

今年7月から来年6月までの見通しについては、政府は、生産量を去年の661万トンより8万トン多い669万トンと見込み、これに今年6月末時点での民間在庫量の156万トンを足すと、供給量は825万トンとしております。これは去年見込んだ供給量858万トンより33万トンも減らしたことになります。

一方、今月7月から来年6月までの需要実績を673万トンとして、去年の需要実績見込みの702万トンより一気に29万トンも減少させるという見込みを立てています。その結果、民間在庫量は152万トンを確認できる見通しというわけのようです。

政府はこれまで、近年の需要は毎年10万トンずつ減っているとしてきました。仮に需要の減少が10万トン程度と見込めば、来年6月末の民間在庫量は133万トンまで落ち込んでしまいます。1カ月の需要量は約60万トンとされておりますので、民間在庫量の133万トンは2カ月分しかないということになり、今年と同様に8月には民間在庫は底を尽き、8月に出回る新米では足りず、米不足という事態に陥る危険があるといわれております。

政府は、6月末の民間在庫量を新米が出回るまでに販売される量として200万トンとこれまで言ってきましたが、先に述べましたように、今年6月末の民間在庫量が156万トンで、1999年以降で最低水準となったわけであります。大手の生産者団体や卸を中心にした業者による7月末の調査では、この民間在庫量は82万トンにまで落ち込んだとのことであります。こうした中で商系の業者は、飲食店や業務用の米を確

保するために集荷を急ぎました。いわゆる買い占めしたことが店舗から米が消えたのではとささやかれています。また、商系に流れるのを防ぐためにＪＡが概算金を高値にしたともいわれるなど、米を確保するための集荷競争が今年は大変激しくなったのであります。これらは国が米の需給と価格の調整を市場任せにし、安定的供給対策を怠ってきたことによる弊害であると思います。

さて、二つお尋ねいたします。

食料品やエネルギーをはじめ、暮らしの必需品に関わる物価高騰が続く中、とりわけ五十数パーセントと異常な価格高騰となっている米により、家計はもとより学校給食、病院、介護や保育施設、飲食店やホテルなど、食事を提供する事業所は経営に甚大かつ深刻な影響を与えるものと思われます。また、こうした事業所には、米販売店さんなんかは値上げをせずに卸しているというところも全国にはあると伺い、そうしたところへの影響は計り知れないものがあります。こうした米の価格高騰による各事業所に及ぼしている実態調査、これが必要なのではないかと考えますが、これへの見解を求めます。

二つ目には、国の補正予算に掲げる経済対策に連動しまして地方創生臨時交付金活用の物価高騰対策の事業について、既に市当局も検討をしてきているところと察します。米価の異常な高騰の事態も踏まえて、過去に実施した事業よりも、対象事業、額、共に大幅な拡大が望まれるところであります。これへの見解と関連補正予算編成の基本的な考え方について伺います。

以上、１番目の質問です。

○議長（古谷武美） １番目の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の一つ目の発言通告であります、原油・物価高騰対策に関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の原油・物価高騰対策についてであります。はじめに、灯油購入費の助成につきましては、昨年１１月に民間の日本エネルギー経済研究所石油情報センターが公表した秋田県の１８リットル当たりの宅配灯油価格は２，１０１円になっており、１年間で１０６円の価格上昇がありました。

このような状況を受け、令和５年度には、県による緊急的な灯油購入費助成事業が実

施され、本市におきましては、住民税非課税世帯のうち高齢者世帯や障がい者世帯、一人親世帯を対象に、1世帯当たり8千円の助成を実施したところであります。

直近の秋田県の宅配灯油価格の公表値は2,154円でありまして、令和5年から令和6年の同時期の値上げ幅は53円となっております。議員ご指摘のとおり、昨年に引き続き高値で推移しております。

市といたしましては、今後の国・県による物価高騰対策や近隣自治体の動向も踏まえながら、灯油購入費の助成の実施の可否について判断してまいりたいと考えております。

次に、米価高騰対策につきましては、米価のみならず物価全般の上昇が市民生活に与える影響は非常に大きなものであると認識しております。本市におきましても、これまで物価高騰対策として市民や事業所等を対象とした各種の支援事業を実施してきたところであります。

議員ご指摘の米価高騰に関する実態調査につきましては、まずは消費者物価指数をはじめとする統計データや各種指数を用いた分析に加え、事業所等の現場の声も伺いながら現状の把握に努めてまいります。

次に、地方創生臨時交付金を活用した市の物価高騰対策事業につきましては、国において国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策をまとめており、その内容の一つであります「物価高の克服」対策として、住民税非課税世帯への3万円給付や、電気・ガスの元請け業者に対する補助の再開、地方独自の物価高騰対策事業に活用できる「重点支援地方交付金」について、現在、国会で審議中であります。

この交付金につきましては、物価・エネルギー高騰対策として令和5年度に創設されたものでありまして、昨年度、本市独自に農業経営体に対する農業用資材の購入支援や、18歳以下の児童がいる世帯へ所得制限を設けず1人当たり2万円を給付した「だいでん子ども応援給付金」など、様々な物価高騰対策事業を実施しております。

なお、今般の国の補正予算可決後、交付金の配分額に応じ、かつ、県事業との調整によりまして、市民や事業者への物価高騰対策事業を検討し、準備が整い次第、議会へ補正予算を提案することとしておりますので、ご理解くださるようよろしくお願いいたします。

以上になります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） まず、灯油の価格高騰についてですけれども、昨年度の高騰額よりも、まず53円というふうなレベルで去年よりも高くなったわけじゃないというふうなことから、今後の動向を見て判断したいと、可否も含めて判断したいというふうなことのようですけれども、今回、国の方で推奨メニューに灯油助成というそういう支援も入ってきましたので、ぜひこれを活用してですね、灯油助成を実施されるように、可否の判断、もう既に可と判断されているものというふうに私は受け止めましたがけれども、ぜひ実施されることを望むものであります。

それから、この昨年の実施した市独自の支援を含めましたこの物価高騰対策、これ、紹介がするありましたけれども、これらの事業は今年度も継続しようとしているのかどうか、そして今年の、最初の質問で申し上げましたように、米の異常な高値、これらを取り扱う事業所たくさんあるわけですけれども、こうした事業所の実情に即してしっかりとこの額、大きく増やしていただきたい、こういうことを望むものですが、この2点について回答をお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げます。

灯油助成に関しては、実施する方向でももちろん検討しておりますけれども、昨年みたいな形でやるのか、それともこの重点支援交付金を活用してやるのかという、重点支援交付金、限りがもちろんありますのでね、その交付金を使うのか、それとも市の事業で、そして県単補助がというようなことがね、この後どうなるのか、そこを見極めながら検討してまいりたいというふうに考えております。

今のところ、この重点支援地方交付金、17日ですかね、順調にいくと17日に補正予算可決になる見通しだというふうに情報いただいております。順調にいった場合だと思っておりますけれども。そうしたことで、手元で試算しましたがけれども、低所得世帯向け支援枠の関係では2億7,000万円程度というふうに試算しておりますし、また、推奨事業メニューの関係では2億9,000万円程度というふうに、本当に試算ですので、このとおり交付なるかどうかは分かりませんが、一つの目安として私どもで手元で試算した結果、トータル5億6,000万円というね、額になるわけですが、その枠の中でどういったことに優先してこの予算を、交付金を使用するかということ、この後ですね、しっかりと固めてまいりたいと。経済対策ですので、年度を越すという

ことは、あまり好ましくないことだとは思っております。早め早めにですね、案がまとまり次第、議会にも相談して実施してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 試算とはいえ、まずこの5億6,000万円ほどというふうなこと、この額というのは昨年の経済対策と比較して決して高くなっているというふうには捉えてないわけですが、今年の価格高騰の状況を見ますと、昨年よりは、これはもう額を引き上げなければいけないような状況になっているのではないかと。各家庭に対する支援金は、国の方の支援ですので、自治体としてまず関わるこの支援金、あるいはこの助成金、そういったものは、ぜひ昨年度よりはね、額をやっぱり増やす、そして、対象事業も増やす、幅を広げる、こういったことが今、必要な事態になっているのではないかと思いますので、昨年と比べて、試算とはいえ、この額というふうなものがどういう状況なのか、もう一度認識をお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再々質問にお答え申し上げます。

今、5億6,000万円の試算というふうに申し上げましたけれども、そのうちのですね、2億7,000万円ですか、低所得世帯支援枠ということで、ご存知のとおり住民税非課税世帯1世帯当たり3万円を基礎としてと、それから、住民税非課税世帯の子育て世帯は子ども1人当たり2万円を加算と、この部分に使用される枠ということになります。ですから、推奨事業メニューということで先ほど議員ご指摘のいろんな事業については、この推奨事業メニュー枠、2億9,000万円ほどということで、決して昨年と比較して大きく伸びているという状況にはないというふうに思っておりますので、そうしたことからですね、もちろんね、市の一般財源をつぎ込みながらいろいろやらなければならないものもあるというふうに思っております。ですから、どういったことに今対処しなければならないか、緊急経済対策として実施しなければ、市としてですね、市としてやらなければならないかということは、この後精査してまいりたいというふうに思っておりますので、全ての事業ですね、今までやってきた事業を増額するんだと、なかなかここでね、言い切ることはできない状況にあるということとはご理解いただきたい

いと思います。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 次に、介護保険の利用状況と介護予防生活支援サービス事業についてお尋ねいたします。

まず、介護保険サービス利用状況についてお尋ねします。

大仙市の介護保険利用状況について、コロナ禍であった令和4年3月と令和6年3月末との比較し、実態はどうなっているのか私なりに調べたことを述べて、現状と課題、今後の対策について見解を伺いたと思います。

まず、大仙市の高齢者人口は、この2年間で365人、率にして1.2パーセント減少しております。伴い、65歳以上1号被保険者の要介護認定者数は183人、率にして3パーセント減少しております。認定率は20.6パーセントから20.2パーセントへと微減という状況であります。

こうした中で介護保険サービスの利用状況、これは2号被保険者も含みますが、この利用状況を見ますと、在宅介護サービスは668件、率にして7.8パーセントも減少しております。中でも訪問介護と通所介護の減少が大きく、訪問介護で11.2パーセントの減、デイサービス・通所介護で11.7パーセントの減となっています。

一方、特別養護老人ホームと老人保健施設、合わせた施設サービスは1,231件から1,269件へと、わずか37人、率にして3パーセントの増加であります。

こうしたことから言えることは、高齢者数や介護認定者数は減少しているものの、その減少率は大変小さいものであります。しかし、介護サービスが必要とされた方々のサービス利用は、需要度の大きい訪問介護とデイサービス等において大きく減少していることが言えます。これらの理由に何かがあるものと考えられます。利用控えが起こっている、こういうことも考えられます。こうした現状への認識、課題と対策について、考えられるこうした減少している理由も含めてお尋ねいたします。

二つ目には、介護予防・生活支援サービス事業についてお尋ねいたします。

また、要支援1・2と判定された方々は、合わせて令和4年3月の1,634人から令和6年3月の1,673人へと39人、大きな増加とはいえませんが増加しているものの、要支援者が受けられる市の実施主体となる介護予防・生活支援事業の訪問型及び通所型サービスの利用回数は、いずれも令和4年を大きく下回っています。延べ利用回数で示されていることから、実質利用者数については定かではありませんけれども、そ

れでも利用者が減少しているものと思われます。

この市が行う総合事業、介護予防、生活支援事業、一般介護予防、こういうふうなものを総合事業といいましたが、これら総合事業が始まって7年となりますが、介護予防、生活支援サービス事業をはじめとするこの総合事業に対する評価と課題、対策について伺います。

以上、2点目の質問を終わります。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の二つ目の発言通告であります、介護保険の利用状況などに関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、介護保険利用状況と介護予防・生活支援サービス事業についてお答え申し上げます。

はじめに、介護保険サービスの利用状況につきましては、人口減少で要介護認定者数が減ったこと、さらには老人福祉施設、老人保健施設の利用者が増えたことにより、在宅で介護サービスを利用される方は減少に転じております。

要介護認定の状況につきましては、要介護4と要介護5に認定される重度の方の割合が減り、少しの介護サービスの利用で在宅生活が可能な軽度の要支援認定者が増加している傾向にあります。

また、高齢者包括支援センターでは、自立支援型地域ケア会議において、自立に向けたケアマネジメントを実施するため、ケアマネジャーに対してアドバイス等を行っており、利用者の状態の改善、悪化防止につながり適切な介護サービスの利用がされているものと考えております。

以上のような複合的な理由で在宅介護サービスの利用の減少につながっていると認識しており、利用控え等ではないと推測しております。

今後も現行の取り組みを継続してまいります。

次に、介護予防・生活支援サービス事業につきましては、従事者の資格要件や設備の基準が緩和された訪問型サービスA単独型、通所サービスA単独型の利用者の減少が見られることから、現状を分析した上で今後の対策について検討しているところであります。

住民等のボランティアが主体となり、自主的・自発的に運営する通所型サービスBにつきましては、令和4年3月の9団体から令和6年3月には14団体に5団体増えており、市が団体へ補助金を交付する形で支援を行っております。

また、移動が困難な方々の支援が課題として挙げられることから、その対策として、総合事業の訪問型サービスB、訪問型サービスDを来年度中に実施する予定であります。こちらは住民ボランティア等が主体となって提供するもので、訪問型サービスBは外出同行支援を含む生活支援サービス、一方、訪問型サービスDは車両を使用した付き添い支援となります。

今後とも変化する時代に合わせて多種多様なサービスが提供ができるよう、地域住民の介護予防に関する意識を高め、介護予防活動の育成支援を実施してまいります。

以上になります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 介護サービスを必要とする方々の利用控えというのは、ないというふうなご答弁でありました。その理由としては、いろいろありまして、老健や特養などが増設されたことによる入所者が増えているというふうなこと、あるいは軽度の人たちが増加しているというふうなことであります。本質問でも申し上げましたけれども、特養や老健、それほど増えているわけじゃないですね、入っている人たちの人数が。そして、軽度の人たちが増加しているけれども、軽度の人たちが利用できるその訪問看護、デイサービス、これにおいて、あのコロナ禍で暮らした時よりも人数が大幅に減っている。私は、利用控えはないというふうにおっしゃいましたけれども、確実に何らかの理由で利用が控えられている、これが現状ではないかというふうに思います。昨日、小笠原昌作議員の質問の中にもありましたが、コロナ禍の時に起こった、いわゆるこのコロナのために通所、デイサービス、あるいは訪問介護、これらをコロナのためになかなか受け入れ側の方でお断りするというケースもたくさんあったわけで、その間に訪問介護事業所などを中心にして倒産、あるいは廃業、廃止、こういう事態が大変起こったわけです。実際に介護保険事務所からの話によりますと、9事業所が、訪問介護だけではありませんけれども、9事業所が廃止、中止になったというふうな経過がありました。そういう意味で、この軽度者が増えた、あるいは施設の方に入所した、だから利用控えがな

いといっても、どうも提供する体制の側にこの間の利用者、減少というふうなものの影響しているのではないかというふうに私は思っています。それがしっかりと改善されているのかどうか、少しは、2カ所ぐらい増えるという見通しを持って介護保険事務所の方ではおっしゃってございましたけれども、そういう意味で、もっともっとデイサービスに通いたい、また訪問介護を受けたい、こういう要支援の方も含めて要介護1の方々が利用できる、そういうふうなサービスにしっかり応えられる体制がちゃんと整っているのかどうか、まずそこら辺の認識をひとつ伺いたいと思います。

それから、総合事業に関してですけれども、次、今度はBとDを加えたサービスを提供したいというふうなことでありますけれども、この今やっているその現実、大変この利用者が限定されているのかどうか分かりませんが、利用回数は4年度と比べて、このA・Bも大変減ってきているというのが実情でありますので、これがね、総合事業というふうなのが、ほんとに有効なサービスだったのかどうかという点での認識、これをね、もう一度聞きたいと思います。

そういうふうな意味で、体制が、サービス提供を十分に満たせるだけに改善されているものなのかどうかということへの認識と、それから総合事業、これまでの7年間に事業の結果、大変有効なサービスだというふうに捉えているのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 佐藤文子議員の質問にお答えします。

施設側、提供者側の受け入れがしっかり整っているのかというご質問につきましては、介護保険事務所等の努力、それから市側でも施設受け入れは十分満たされるようには努めているところであります。需要供給のバランスを取りながら入所なり、それからその方々の介護の支援の程度、その辺を見極めまして入所等の措置を取っているところでありますけれども、今言われましたように、確かに完全、もう大丈夫かといいますと、その辺はまだ検証できていないところであります。したがって、これからも入所を必要とする人方が措置できますように、施設等の整備、それから受け入れ体制を万全にするような取り組みを市としても取り組んでまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

それから、総合事業の訪問介護の方の事業でありますけれども、現在、通所型サービスAにつきましては、サービス提供の場所の建物や老朽化など、利用者の減少以外の課題

も出てきておるため、その対応について検討しているところであります。

介護予防のためのサークルやサロンも市内に89カ所ありまして、通所型サービスを利用せず要介護予防に取り組んでいる方も多くいることから、サークルやサロンの充実にもこれから引き続き取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、新たに来年度には訪問型サービスB、それから訪問型サービスD、こちらの方の実施につきましても準備を進めているところでありますので、そちらの方のサービスを利用してもらう、また、そちらの方の受け入れの方もしっかりとしまして、サービス提供に努めてまいりたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） 訪問介護事業、デイサービスも含めましてですね、本当に十分かといわれれば、いろいろ考えられるというふうなことがあります。現実問題、昨日もお話がありましたけれども、介護士さんがいない、人材不足、非常に大変になっているというのが現状です。そしてその原因には、もちろんこのケアワーカーの皆さんに対する賃金が非常に低い、こういうことが挙げられます。全労働者から比べますと7万円も月、違う、これが介護士さんたちの給料の実態なわけであります。ほんとに今、賃金を引き上げろ、こういうふうなことで公務員の皆さん、あるいは民間も含めまして、今、3パーセント引き上げというようなことが、もうずっと出てきてます。しかし、介護労働者につきましては、介護報酬と中につくられるめられて、わずか、処遇改善0.9パーセント、そして介護保険事務所の話によりますと、令和7年度までに2パーセント引き上げる、こういうふうな状況というふうなことで、その頃にはもっとこっちもまた引き上がる可能性あって、格差はいずれ開きっぱなしの状況、これではやっぱり秋田県に介護が重要な産業であるにもかかわらず、若い介護労働者がここにしっかりと収まるというふうなことが難しい状況にあります。やっぱり賃金を引き上げる、何としても介護報酬だけに頼らず、県として重要な産業として位置付けて、やっぱりこの介護労働者の賃金アップに全力を向ける、傾ける、これが必要なのではないかというふうなことを思いますので、市長さん、そして県知事にも大きく働き掛けていき、全国に対して報酬を、大幅な報酬の引き上げというふうなところにぜひ働き掛けていただきたいことを市長にお願いしまし

てですね、この質問を終わります。

○議長（古谷武美） 次に、3番の項目について質問を許します。

○3番（佐藤文子） 最後に、国保税の子ども均等割の減免について、18歳までぜひとも拡大するよう要望いたします。

国保加入者で18歳年度末までの国保税均等割を減免するよう求める質問を私は繰り返し行ってまいりましたが、今回も改めて要望いたします。

子どもの均等割減免については、収入のない生まれたばかりの子どもからも徴収する仕組みが納得できるものではないこと、加入者には農業者や自営業、年金生活者、無職者などが多く、低所得の方が多い中で全ての税金の中でも最も高い税金となっていることなどから、減免実施を求めてきたところであります。

国保事業が県と共同で運用するようになり、年度当初に県から示される国保事業費納付金を納付するために国保財政調整基金が活用されるのかなというふうに思ったことがありましたが、これまで一度も納付金上納のための基金取り崩しはありませんでした。国保財政調整基金は、令和5年度決算で新たに2,914万1千円積み増しし、令和5年度末残高は4億937万となり、令和6年度でも取り崩しを予定しておりません。

財政調整基金は集めた国保税の使い残しの積み増し分であります。この中から少額でも、しかし効果的な減免として、また、子育て中の農業者の負担軽減として喜ばれることとなる18歳年度末までの均等割を減免することに踏み切るべきだと思います。約1,000万円程度でそれが可能となります。実施したからといって決算のたびに基金に積み立てても2億円程度の残額をもたらしているのですから、国保運営に支障を来すものというふうには考えられません。どうでしょうか。ぜひとも均等割減免18歳まで拡大を求めるものです。

以上です。

○議長（古谷武美） 3番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の三つ目の発言通告であります、国保税の減免に関する質問につきましては、市民部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 伊藤市民部長。

○市民部長（伊藤 敬） 質問の、国保税子ども均等割減免の18歳までの拡大についてお答え申し上げます。

未就学児の均等割保険税の軽減につきましては、令和4年度から子育て世帯の経済的

負担軽減を図る観点で、多子世帯や低所得者世帯による制限をかけずに全国一律の制度として、5割軽減されております。

また、国保税の税率につきましては、平成21年度に改定して以来、16年間にわたり据え置き、被保険者の負担増とならないよう努めてまいりました。

国保財政調整基金につきましては、平成30年4月に国保事業が県単位化され、財政運営の安定性が向上したことにより、これまで取り崩しを実施していない状況であります。

しかしながら、今後、被保険者の減少による国保税の減収や事業費納付金の増加が予測されることから、将来的に税率の引き上げ等による被保険者の急激な負担増とならないよう、基金の運用に努めているところであります。

また、国では、特定の対象者にあらかじめ画一的な基準を設けて減免を実施することは適切ではないとの考え方を示しております。

市といたしましては、子どもの均等割の減免は、国の制度としての実施が望ましいと考えており、引き続き市長会等を通じて軽減割合と対象年齢のさらなる制度拡大を国に働き掛けてまいります。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、3番。

○3番（佐藤文子） これまでと同様の答弁というふうに取りましたけれども、全国知事会の方でも、いろいろ今回の総選挙に向けていろいろ知事会がですね、子どもの均等割減免の年齢拡大、額の拡大、これらを強く要望して、全国の地方自治体からの要望の強い内容にもなっているわけであります。子どもの均等割、これもですが、最も医療費と、そして子どもの給食費無料化、これはもう知事会などもしっかりと要望している子育て支援の一番の重要な課題だというふうにも捉えられておりますので、ぜひそのところをですね、まず市長さん、市長会を通じて要望していくというふうなお話でしたけれども、強く、もっと強くですね、現知事さんとも力を合わせてですね、国に働き掛けて、必ずこれが実現されるよう、まず願うものでありまして、その点について少し見解を伺って、この質問を終わりたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 佐藤文子議員の再質問にお答え申し上げたいと思いますが、全国市長会でもこれは強く要望しているところであります。国も一部を認めながら、制度をね、見直してきているという状況にありますので、国においても問題があるということは分かっておられるのではないかなというふうに思っております。

ただ、国の制度の見直しがいつになるか分からないという状況なので、恐らく自治体です、実施しようとしたところもあるのではないかなと、実施しているところもあるようですけども、これに対しては、国・県からですね、強い指導があるようでありまして、そしてペナルティもあるというような状況であります。本当にね、残念な状況でありますけれども、そうしたことを全体を考えてですね、先ほどの答弁のように、国において制度を見直していただけるように強く要望するしかないかと、今の段階ではそういうふうに思っているところであります。いずれ全国市長会を通じて、私どもも強く国に対して要望しているところあります。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて3番佐藤文子議員の質問を終わります。

【3番 佐藤文子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中でありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は午前11時5分といたします。

午前10時51分 休 憩

午前11時05分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、5番挽野利恵議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 5番。

【5番 挽野利恵議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 公明党の挽野利恵です。今回も一般質問の機会をいただき、ありがとうございます。

昨日、老松市長の決意をお聞きしました。平成29年4月の初当選後、7月には豪雨災害がありました。この地域において未曾有の災害でありましたが、死者はゼロ。また、令和2年から始まったコロナ禍においては、先例がない中で指揮を執られ、コロナ検査所の設置や市民や市内事業者への各種支援策など、市民生活を大きく支えていただきました。これらの歴史的災害を乗り越えられたこれまでの手腕とご努力に敬意と感謝を申し上げます。これからも大仙市を隅々まで元気にしていただくようご期待申し上げます。

さて、公明党は、去る11月17日、結党60年を迎えました。政治を庶民の手に取り戻し、庶民を守り、地域住民の手足となって働くために結成されました。これからも「大衆とともに」の精神の下、私たち地方議員から国会議員までのネットワークで様々な課題に向かってまいります。

それでは、通告に従い質問させていただきますので、ご答弁をよろしくお願いいたします。

はじめに、学校林について、2点ほどお伺いさせていただきます。

学校林とは、小学校、中学校、高等学校において、当該学校等の基本財産の形成や児童・生徒への環境に関する教育、体験活動の実施を目的に、学校が保有している森林を指します。

この夏、大曲小学校にも学校林があることをお聞きいたしました。大曲小学校創立60周年の際に、大曲地域の数名の篤志家から寄贈されたそうで、内小友の余目地区にあります。大曲小学校では学校林については資料で保管されてはいたものの、その存在については久しく認識されていなかったようです。内小友の方の案内で現地に行ったら、余目地区ふれあいの森の案内板に、「大曲小学校学校林・記念植樹記念碑」と書かれてあり、その散策道を登ると確かに記念碑がありました。長年、内小友地域の方々の善意で維持・管理してくださっているとのことで、散策道も木々もきれいに整備されていました。維持管理を担っていただいた内小友地区の皆様の篤行に心から敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

さて、公益社団法人国土緑化推進機構が令和3年に行った学校林現況調査報告書によりますと、学校林を有する小・中・高校は全国で2,233校、その合計面積は1万6,473ヘクタール。

秋田県においては、小学校25校、中学校10校、高校2校の計37校で、その合計面積は、小学校214ヘクタール、中学校93ヘクタール、高校31ヘクタールの計

338ヘクタールとのことであります。

報告書によりますと、学校と学校林の距離については、校地内が11パーセント、隣接地が8パーセント、1キロメートルまたは徒歩20分以内が7パーセント、1キロ以上が72パーセントと、多くの学校林は学校から離れた場所にあることが分かります。

大曲小学校の学校林は、学校から約5キロメートル離れておりましたが、全国では中には50キロメートル離れた学校林もありました。

また、学校林の所有形態については、学校の所有が46パーセントと多く、次に国有林や都道府県有林・市町村有林などの分収林が29パーセント、ほかには借地等の形態を取っているものが10パーセントや使用許可の形態を取っているもの9パーセントなどのケースもありました。

管理体制については、一番多いのは教職員と保護者で、その作業頻度は年に1度、または学期や季節ごとというものが半数以上でありました。

学校林の設置目的については、学校の基本財産、建築燃料資材としての利用、教科・特別活動での利用、地域活動などが挙げられていました。しかしながら、その利用率はというと、およそ3割、32パーセントにとどまっており、約7割の学校林が利用されていない状況となっております。利用できない理由としては、「森林の管理が行き届かず、利用が困難」という理由が最も多く、次に「学校林への距離が遠い」という理由でした。

今回、大曲小学校に学校林があることが分かりましたが、市町村合併や学校の統廃合で学校林所在地の引き継ぎが十分でなかったケースがあるほか、学校林の管理主体を教育委員会に「返納」という形で移譲するケースもあるようです。

そこで一つ目の質問ですが、本市において学校林を有する学校は何校あり、その所有形態はどのようなになっているのかお伺いいたします。

次に、二つ目の質問ですが、学校林の維持管理について、本市教育委員会はどのような認識を持っておられるか。維持管理について現状の取り組みや今後の計画などがあれば、その点も含めてお聞かせ願えばと思います。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の一つ目の発言通告であります「学校林」に関する質問につきましては、教育委員会事務局長が答弁いたしますので、よろしく願いいたします。

○議長（古谷武美） 藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 挽野利恵議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、学校林についてであります。一般的に学校林とは、小学校、中学校、高等学校などにおいて、学校の基本財産形成や児童・生徒への環境に関する教育、体験活動を目的に学校が保有している森林であります。

歴史的には、将来の学校建設などの教育費に充当することを目的に学校林を設置した例が多く見られます。

本市の学校林保有校は、大曲小学校のほか、西仙北中学校、共同保有となっている内小友小学校と大曲西中学校の合わせて4校であります。

土地の所有形態については、大曲小学校学校林が市の所有地で、ほかの3校は、国有地や財産区の土地に植林し、学校運営の基本財産として設置された分収林であり、それぞれの土地所有者の責任により、関係機関と連携を図りながら維持管理されております。

大曲小学校の学校林については、創立60周年を記念して寄附されたもので、寄附当時の記録では、そこから生じた収入は学校建築費や育英費に充てることが主旨であると記されております。維持管理に関しては、県事業で整備した「ふれあいの森」の一部として、地元団体から土地や施設なども含めて一体的に管理していただいているものであります。

教育委員会といたしましては、それぞれの学校林の歴史的な経緯や設置目的などを踏まえ、関係機関と連携を図りながら、今後も貴重な学校財産として維持管理に努めてまいります。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再質問はありますか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 答弁ありがとうございます。

大曲小学校、これは市のものということが今分かりましたが、学校がなぜ認識できていなかったのか、ちょっとこう、いろんな経緯があったと思うんですけども、今回取り上げさせていただいたことで、学校もその存在を認識していただいて、何らかの活用ができればというふうに思います。

県の補助金で内小友地区の方が維持管理していただいていたということなんですけれ

ども、そもそも市の所有であれば、市が本来であればきちんと管理していなければなかったのではないかというふうに感じます。西仙北中、内小友、西中に関しましては、分収林ということで、その対応でそちらの方でご対応、維持管理していただいているということだったんですけれども、市の所有であれば、なおさらきちんと市がその内小友の方のご厚意に甘えるのではなくやるべきかなというふうに思います。例えば林業専門監がいらっしゃいますので、この活用についてご助言いただくとか、現状のままではなく、やはりきちんと管理していくべきではないかというふうに思います。私、行ってみて感じたんですが、やはりクマ、出そうな感じでした。案内していただいた方は鈴を持って、あと時々こうパンパンとやりながら対策して行ったんですけれども、なかなか子どもたちを連れてね、教育活動は難しいのかなと思ひまして、維持管理含めてもうちょっと具体的に今後の維持管理についてご検討いただければなというふうに思いますが、ご答弁お願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。藤原教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（藤原秀一） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

大曲小学校の学校林につきましては、県の事業により、余目公園が整備されております。その整備区域の一部に大曲小学校の学校林が含まれているということであります。この事業により整備された区域及び施設等については、地元で維持管理するよう、県と市及び地元団体の三者協定を締結し、維持管理されておるという現状でありますので、ご理解いただければなと思います。

以上であります。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） 維持管理についてありがとうございます。きちんと協定を結ばれているということなので、それはまずそれでよかったなというふうに思います。

その協定があることすら学校が分かっていなかった。学校にある書類には、令和3年度のその調査の書類しかなかったんですね。ということは、それまで市及び教育委員会は、大曲小学校の学校林に対して手を打っていなかったとは言いませんが、ちょっと認識が薄かったのかなというふうに思いますが、そこあたりはどうでしょうか。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 挽野利恵議員の再々質問にお答え申し上げます。

まず、学校として学校林の認識、少し薄かったのではないかというお話でしたけれども、その部分はやはり我々がもう少し学校に何かの機会にしっかり伝えていかなければいけなかったのかなというふうには思います。ただ、学校林の活用については、体験活動とかそういったものの活動というよりは、先ほど答弁しましたように、寄附者の思い出、将来的な学校建築、あるいは子どもたちの育英活動のために使っていただきたいということです。そういった意味での学校林という捉えでこれまでできておりますので、そういう意味では学校として、なかなか普段の活動に直結はしていませんでしたので、そういった意味では、なかなか認識する機会がなかったのかなというように思いますので、これを機会に、もう一回改めてそこは学校としっかり連携を取っていきたいというふうに思っております。

ただ、まとめ的になりますけれども、いずれこの学校林、今回改めて挽野利恵議員の質問を受けまして、我々いろんな書類ですとか、それから歴史的な経緯を精査したところであります。そうしたところ、やはり学校林には地域の方々の思い、そういったものがあって、そしてそれが歴史的に間違いなく引き継がれているということを改めて感じたところでもありますので、やはりそうした思いが脈々と引き継がれているということの重みをしっかり受け止めながら、この後も対応してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○5番（挽野利恵） 次に、女性特有のがんに対する早期発見のための検診と予防対策について、2点お尋ねいたします。

まずはじめに、乳がん検診についてお伺いいたします。

国立研究開発法人国立がん研究センターの2020年の統計によりますと、女性のがん罹患数第1位は乳がん^りで、その数9万1,531人となっており、これは実に女性の9人に1人が罹患する数だとのことですが、他の病気と同様に、検診等で早期に発見し治療すれば亡くなることは防ぐことはできます。

乳がん検診には、マンモグラフィと呼ばれる乳房レントゲン検査が一般的で、本市においても自己負担1,600円で受けることができるほか、70歳以上の方については無料となっております。この検査は、乳房を片方ずつプラスチックの板で挟んで撮影することで、小さいしこりや石灰化を見つける乳房専用のX線検査です。乳房を圧迫して

薄く伸ばすことで乳腺が広がり、少ない放射線量で、より鮮明に病変を観察することができます。圧迫時間は数十秒ほどですが、痛みを感じる人も少なくありません。私もやりましたが、とても痛かったです。

ほかに超音波検査などがありますが、最近注目されているのは無痛MR I 乳がん検診と呼ばれる検査です。MR I なので、痛くないのはもちろん、胸を見られる心配ありません。また、マンモグラフィ検査と違い、被ばくもゼロです。そして、マンモグラフィ検査の乳がん発見率千人中3人に対して、無痛MR I 乳がん検診では千人中15人が見つかっているそうです。また、片方の乳房を切除し、挿入物を入れている方や豊胸手術をされた方など、マンモグラフィ検査が受けられない方も、この検診で対応できるということです。

このように無痛MR I 乳がん検診はメリットが大きい検査ではありますが、受診できるのは、秋田県内では秋田市の中通総合病院と仙北市立角館総合病院の2カ所しかありません。さらに、その検査費用も比較的高額で、中通総合病院では税込み1万9,800円、角館総合病院では税込み2万2千円となっております。仙北市では、この4月より市民で無痛MR I 乳がん検診を受ける際には、半額の助成制度があるそうです。角館総合病院では、令和5年8月から実施され、令和5年度の利用者は18人、内訳は仙北市14人、大仙市3人、秋田市1人で、令和6年度は既に20人を超え、当市からの利用者もおられるようです。

そこで1点目の質問ですが、私は、本市の乳がん検診の選択肢の一つに、この無痛MR I 乳がん検診も加えるべきと思っておりませんが、実施のお考えはあるでしょうか。また、実施するとして、仙北市の助成金と同等とまではいかないまでも、本市のマンモグラフィ検査への助成と同額程度の補助ができないものか、ご所見をお伺いいたします。

次に、2点目の質問として、子宮頸がんワクチンのキャッチアップについてお伺いいたします。

子宮頸がんワクチンにつきましては、令和3年第1回定例会、同年第4回定例会において質問させていただきましたが、キャッチアップ接種の情報提供に関しては速やかにご対応いただき、この場をお借りし感謝申し上げます。おかげ様でキャッチアップも順調に進み、全国的にも接種される方がこの夏以降、増加したことにより、HPVワクチンの不足が生じ、現在、メーカーによる限定出荷が行われている状況です。キャッチアップは今年度末までですが、期間中に接種を希望される方が、ワクチンが入荷しない

ことにより接種機会を逃さないよう、また、3回の接種が終了できない事態を避けるため、期間終了後の取り扱いについて、先月行われた第64回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会において、期間中に1回以上接種している者については、期間終了後も公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置が設けられました。さらに、ワクチンの限定出荷に伴い、キャッチアップ接種の対象者、これは平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子に加え、令和6年度が定期接種の最終年度である者、平成20年度生まれの女子も対象となりました。このことに対する周知・広報については、自治体の準備や医療機関の接種体制を確保するため、経過措置の内容について、できるだけ速やかに情報提供を行う必要があると述べられています。

今後の接種スケジュール等について、該当する市民に対し、速やかに情報提供を行うべきと考えますが、市当局のお考えをお伺いいたします。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 挽野利恵議員の二つ目の発言通告であります、乳がん検診と子宮頸がん予防ワクチンに関する質問につきましては、健康福祉部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 質問の、乳がん検診と子宮頸がん予防ワクチンについてお答え申し上げます。

はじめに、無痛MRI乳がん検診の追加と補助についてであります。

がん検診には、1次検診と2次検診があります。健康な人と、多少でもがんの可能性が疑われる人を判別する「スクリーニング」を1次検診として実施し、その結果を受けて、2次検診として精密検査を実施しております。

現在、国では、がん死亡者を減らす効果が確実で、かつ、メリットがデメリットを上回ることが科学的に認められた検診を推奨しております。

乳がん検診では、問診及びマンモグラフィ検査がこれに該当するものとして推奨されておりまして、本市の1次検診においても、国が推奨するマンモグラフィ検査を継続して実施してまいりたいと考えております。

無痛MRI乳がん検診の導入につきましては、議員ご案内のとおり、マンモグラフィ検査を受けられない方についても対応できるなどの様々なメリットがあり、MRIによる画像診断は、マンモグラフィ検査により発見された疑わしい症例の精密検査としても

有効であるという研究報告もあることから、国の動向を引き続き注視するとともに、他市の事例も参考にしながら、検診の充実を図るための選択肢の一つとして調査研究してまいります。

補助につきましても、その中で考えてまいります。

次に、子宮頸がんワクチンのキャッチアップ接種につきましては、議員ご説明のとおり、令和7年3月31日までのキャッチアップ接種期間中に1回以上接種していることを条件に、期間終了後においても公費で3回の接種を完了できるよう、経過措置を設ける旨、厚生労働省より通知を受けております。

12月中に、国から今後のスケジュール及び周知・広報の内容等につきまして、自治体向けの説明会が開催される予定であります。この内容を把握次第、速やかに市広報やホームページにより周知してまいりたいと存じます。

なお、本市の11月29日時点で経過措置の条件である1回以上の接種をクリアできていない対象者は1,121人となっております。来年度の支援につなげるため、経過措置の内容と合わせ、年度内に1回接種していただくよう、市としまして接種勧奨をしております。

以上になります。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、5番。

○5番（挽野利恵） ご答弁ありがとうございます。子宮頸がん予防ワクチン接種につきましては、ほんと情報提供が早ければ早いほど、やっぱり接種者及び保護者の安心感につながるので、ぜひよろしく願いいたします。

あと、もう間に合わない、9月までなんて言われてまして、1回目の接種、間に合わないって諦めた方にとっても、これはとても朗報だと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

乳がん検診のこの質問をするに当たって、実は私、角館総合病院で無痛MRI乳がん検診を受けてまいりました。受け付けはネットでできて、MRI検査室には女性の技師が最初から最後まで丁寧に説明、アテンドしてございまして、とても安心して受けることができました。検査は検査用の服に着替え、服に胸は隠れたまま検査しました。検査結果は2週間超くらいで郵送されるとのことでした。受診者は、先ほど申し上げた仙

北市ほか秋田県内のみならず、最近は隣の岩手県からも検診を受けに来ているとのことで、予約の枠を増やしたそうです。先ほど健康福祉部長おっしゃってた、これは無痛MRI乳がん検診は一次検診とのことでありました。ほかの検査で異常が疑われて受ける要精密検査ではなく、一次検診ということでした。MRIなのですが、造影剤は使用されないなので体に負担ありませんでした。そういう意味では、非常に女性にとってメリットの大きい検査であるというふうに感じたところであります。

本市健康増進センターの各種検診についてによると、乳がん検診に対する年齢制限は明記されておりません。また、マンモグラフィ検査ではなくて医療機関受診を勧める方には、例えば乳がんの診断を受け治療を継続している方、あとはペースメーカーを装着している方、豊胸手術をした方、治療のためポート管を造設している方、授乳中の方、妊娠している方、または妊娠の可能性のある方というふうに書かれております。豊胸手術を受けた方や授乳中、妊娠中、妊娠の可能性のある方というのは、健康である方が多いと思いますが、マンモグラフィ検査は受けられません。乳がんの発症年齢は40代後半から60代後半がピークであります。20代の発症は約10パーセント、30代は約30パーセントだそうです。20代、30代で妊娠中、または授乳中の時はマンモグラフィが受けられません。また、未婚の方であれば乳房を出して検査することに抵抗がある方が多いです。検査費用が高価ですし、検査場所が角館ですので、多くの女性が受けられるかは分かりませんが、若い女性が早くから乳がん検診を受けやすくするために、本市でもこの無痛MRI乳がん検診をメニューに取り入れる意義は大きいと考えます。また、不妊治療の準備として不妊治療をこれから受ける時、ホルモン投与を受けます。この時に、もしホルモン感受性の乳がんが存在していると、乳がんを育ててしまうことになります。事前チェックが重要だというふうに書かれてあります。子宮頸がん予防ワクチンにしても、乳がん検診にしても、女性を守る観点から非常に大事な対策と思っております。先ほど研究していただくということだったので、ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。それに対するご答弁をお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木健康福祉部長。

○健康福祉部長（佐々木隆幸） 挽野利恵議員の再質問にお答え申し上げます。

議員ご指摘の点につきましては、十分承りました。市といたしましては、この件に関する様々な情報等を収集するほか、関係機関等と協議をいたしまして、また併せて、市としてできることの取り組み等を調査研究いたしまして、今後の方向性を見いだしてい

きたいなというふうに考えております。よろしくご理解くださるようお願いいたします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて5番挽野利恵議員の質問を終わります。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午前11時40分 休 憩

午後 0時58分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、7番青柳友哉議員。

（「はい、議長、7番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

【7番 青柳友哉議員 登壇】

○議長（古谷武美） はじめに、1番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） こんにちは。大地の会の青柳友哉でございます。

先日ですね、秋田魁新報さんで報道されましたお隣の仙北市で誘致を行っていたインターナショナルスクール、こちらがですね、来年9月に開校する見通しとなったそうです。記事によると、運営主体はシンガポールのインターナショナルスクールです。初年度は40人程度からスタートし、2028年度には600人程度まで規模を拡大という見込みだそうです。対象となるのは中学生から高校生に当たる年代で、主にアジア圏から募集するとともに、日本人も受け入れるとのこと。学費は授業料だけで年間約150万円、ほかにですね寄宿舍の料金は別途ということだそうです。

これに当たって仙北市では、開校により関係人口の増加や雇用創出、国際的な人材の育成などの効果を期待しているようです。また、人口減少や少子化が進む中で、多くの生徒が集まる学校の誘致は、地域活性化につながると考えているとのことでした。

秋田市には国際教養大学もあります。この先ほどの仙北市のインターナショナルスクールが開校し軌道に乗りましたら、高等教育の分野においては、秋田県は全国及び海

外からも生徒を集める学校を有することになります。非常にですね、誇らしいことだと思います。

一方で、義務教育、特に小学校については、全国的、あるいは国際的な知名度を持っていて、県外から児童・生徒を集める学校というのは、秋田県内ではあまり思い当たりません。そこで、当市の移住・定住促進の看板施策として、また、少子高齢化対策の一環として、市内公立小・中学校における教育の一層の充実を図っていただきたいと思います。それも、他市を引き離す意気込みで、いち早く取り組んでいただきたく、本日質問させていただきます。

教育の充実と申し上げましたが、具体的にどういった方向で進めるべきか、それについては、やはり公教育ですので、国の学習指導要領やそれを補う中教審答申に従って進めるべきだと考えます。学習指導要領や答申は、社会情勢やテクノロジー、将来予測の変化、さらには教育に関する最新の研究・調査などを踏まえて随時更新されています。しかしながら、学校現場では教員の皆様が多忙を極めており、最新の学習指導要領や答申の内容を、すぐさま高い次元で実現することは、全国的にも困難な状況だと思われます。

例えば、令和3年には、「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」というタイトルの中教審答申が示されています。この答申の内容を、私は本当に大事、重要だと思っております。ですので、少し長くはなりますが、突っ込んで説明させていただきます。

まず、ここに示されている個別最適な学びとは、指導の個別化と学習の個性化という二つに分けて考えられています。指導の個別化というのは、子どもの特性や学習進度に応じて指導方法・教材を柔軟に提供・設定するということです。子どもそれぞれに使っている教材や、その子を指導する方法が違って構わない、違うことの方が当然だという考えです。もう一つ、学習の個性化というのは、子どもの興味・関心、キャリア形成の方向性等に応じて、教師が子ども一人一人に応じた学習活動や学習課題に取り組む機会、これを提供することで、子ども自身が学習を最適化できるようにするということです。

ここでは、これまで以上に子どもの成長やつまずき、悩みなどの理解に努め、個々の興味・関心・意欲等を踏まえてきめ細かく指導・支援することが求められます。また、子どもが自らの学習状況を把握し、主体的に学習を調整できるよう促していくことも求められます。当然、今のまま、そのままやるとですね、先生の負担も増えますので、I

C Tを活用すること、それにより教師の負担軽減を図ることが、併せて重要とされています。

一方、協働的な学びとは、探究的な学習や体験活動等を通じて、子ども同士、あるいは多様な他者と協働しながら学ぶことです。多様な他者には、地域の大人など学校外の人たちも含まれます。

先ほどの個別最適な学びだけを追求しますと、どうしても個別、個別ですので、最適なので、孤立した学びに陥る可能性があるため、協働的な学びも併せて重視されます。

ここでは、集団の中で個が埋没しないよう、一人一人の良い点や可能性を生かすこと、また、多様な考え方が組み合わさることで、よりよい学びを生み出すことが求められます。他者を価値ある存在として尊重し、様々な社会変化を乗り越え、持続可能な社会のづくり手となることができるように必要な資質・能力を育成することが目指されています。

改めて申し上げますが、これら個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実は、現代、非常に重要な方向性であると考えます。

そこで、まず、市としてこの令和3年答申にどのように取り組んでいるのか、その状況を教えてください。

義務教育を大きく変えるに当たっては、第一義的に、やはりその児童・生徒本人の成長と幸福のためであることというのが大前提です。しかし、この大前提を踏まえつつも個別最適な学びと協働的な学びを充実させることによって、結果として地域が抱える少子高齢化などの課題解決にも寄与すると考えます。具体的には、子ども一人一人の能力を最大限に引き出して、自己肯定感や社会性を育むことで、この子たちが次世代の地域を担う人材として育ち、地域全体の活力向上につながります。

また、魅力的な教育環境を提供することは、移住や定住を促す大きな要因となります。特に、子育て世代にとっては、質の高い教育が受けられる環境は、移住先選びの重要な基準です。地域独自の教育プログラムや特色ある学校づくりを推進することで、新たに子育て世帯の呼び込みが可能となり、人口の社会増や若年層の定着が期待できます。さらに、地域の方々との協働的な学び、これを充実させることによって、高齢化対策や地域コミュニティの活性化に寄与もします。これには、世代を超えた交流の促進や、地域資源を生かした教育活動が重要な役割を果たします。

具体的には、地域の高齢者が学校教育に関わることで世代間交流が深まり、高齢者の

社会参加機会が増えます。例えば、地域の伝統文化や技術を子どもたちに教える「地域講師」のような形での参加は、知識や経験を次世代に受け継ぐと同時に、高齢者ご自身にも生きがいや社会的役割を与えます。また、子どもたちが地域の高齢者を支援する活動を学ぶ場を提供することで、子どもたちには助け合いの精神、お年寄りを助けるという精神が育まれ、高齢者の孤立防止にもつながります。加えて、地域課題を解決するプロジェクト型学習を取り入れれば、地域全体の活性化が図られます。例えば、地域の農業や地場産業、お祭りなどを題材にした学習を行うことで、子どもたちは地域の魅力や課題を理解し、地元への愛着も深めることができるでしょう。こうした活動には、地域住民、特に高齢者の方々の協力が不可欠です。自然とコミュニティ全体の結びつきが強化されるものと思われます。

また、学校が地域交流の拠点となることで、地域住民が集まりやすい行事やイベントを開催し、高齢者が参加しやすい仕組みを作ることもできます。これにより、高齢者の社会的孤立を解消し、健康維持や生きがいづくりを促すことにもつながります。

このように、小・中学校での教育や活動を充実させることは、子どもの成長支援にとどまらず、高齢者の社会参画や世代間交流を促し、地域コミュニティ全体の活性化をもたらします。これは結果的に、高齢化社会における地域の持続可能性を高める上で極めて重要な手段となります。

以上の観点からも、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を、ぜひ積極的に推し進めるべき、そう考えますが、当局はどのようにお考えでしょうか。

最後に、実際にこれらをですね、積極的に進めようとする際には、市内に20の小学校、10の中学校、30校ありますので、これらが同時に一斉に取り組むというのは、スピード感に欠けるかもしれません。そこでまず、モデル校を設置し、そちらで個別最適な学びと協働的な学びを大胆に試行してはいかがでしょうか。また、このモデル校では、最新の学習指導要領や中教審の答申が示されるたびに、いち早く取り組みを実践し、大仙らしい地域に根差した学校教育を模索します。そして、そこで得た成果やノウハウを、速やかに市内の他校へと展開して、「最良の義務教育が受けられるまち大仙」、これを確立することをぜひ目指していただきたいと思います。

モデル校を実施するに当たっては、教育方法の急な変化を望まない保護者様、児童・生徒もいることも想定されます。そのため、モデル校は選択通学制の特例校とするなど、通学先を保護者や児童・生徒自身が選べる仕組みを整えることも一案です。実際、当市

と人口規模に近い長野県伊那市では、伊那小学校や伊那西小学校といった個性ある小学校へ子どもを通わせるために移住される方、これがですね、年間何十人にも上ると聞いております。また、福山市立常石ともに学園のように、児童数が減って廃校になりそうだった学校を先進的な教育内容に転換した結果、児童数が倍増したと、そういった例もあります。

以上を踏まえまして、小・中学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を積極的に進めることについて、当局のお考えをお聞かせください。

○議長（古谷武美） 1 番の項目に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

【伊藤教育長 登壇】

○教育長（伊藤雅己） 青柳友哉議員の質問にお答え申し上げます。

はじめに、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の取り組み状況につきましては、本市では、以前より課題解決の過程を重視した「秋田の探究型授業」に取り組んでまいりました。

授業の中で、「学習の見通しをもつ」「自分の考えをもつ」「集団で話し合う」「学習の内容や方法をふりかえる」の四つの段階を意識し、意図的に二つの学びを組み合わせた授業づくりであります。特に「自分の考えをもつ」段階では、児童・生徒一人一人が自力で課題に取り組む学習、すなわち「個別最適な学び」を意識した活動が行われます。「集団で話し合う」段階では、ペアやグループなど様々な形態での学習、すなわち「協働的な学び」を意識した活動が行われます。加えてGIGAスクール構想により導入した一人一台タブレットにより、動画をはじめとするデジタルコンテンツを活用したり、複数の情報を同時に提示し比較検討したりするなど、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の充実を図っております。

全国学力学習状況調査の児童・生徒質問紙では「友だちと話し合う活動を通じて自分の考えを深めることができたか」「ICTを利用することで自分のペースで理解しながら学習を進めることができたか」の質問項目に対する肯定的回答の割合は小・中学生ともに全国の平均を上回っております。

引き続き、ICTを活用し「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実を図りながら「探究型授業」を推進してまいります。

次に、小・中学校における教育の充実につきましては、本市の教育目標を「生きる力を育み、社会を支える創造力あふれる人づくり」とし、「地域活性化に寄与できる子ども

もの育成」を目指しております。そのため、中学校区を単位として、子ども園や保育園、小学校、中学校、公民館、支所などとの連携を深めながら、地域に根ざした教育を進める「大仙教育メソッド」を推進しております。

各学校では、地域行事や伝統文化への積極的な関わりはもとより、祖父母を交えた三世代交流会、地域の先生による授業支援、地域住民も参加した「避難所開設訓練」、地域素材を活用した体験活動、地元企業の協力を得た「職場体験」、地域の環境保全学習など、様々な年代の地域住民とのつながりを大切にした多様な教育活動を展開しております。こうした活動は、ふるさとへの思いを深め、自尊感情を醸成し、子どもたちの生きる力の育成に寄与するとともに地域に活力を与えております。

教育委員会といたしましても、各学校の取り組みを支援するために、体験的学習に対する予算を措置するとともに、地域行事への参加を促したり地元企業や農業への理解を深めたりするための「大仙ふるさと博士育成」事業、子どもたちが主体となってSDGsの視点を踏まえながら社会や地域の課題解決を図る「中学生サミット」などの取り組みを進めております。

全国学力・学習状況調査の結果では、「地域や社会をよくするために何かしてみたい」「自分には、よいところがある」「将来の夢や目標をもっている」の質問項目に対する肯定的回答の割合は、小・中学生ともに全国の平均を上回っています。引き続き「大仙教育メソッド」をはじめとする取り組みにより、地域活性化の視点も大切にしながら子どもたちの健やかな成長に努めてまいります。

次に、モデル校の設置についてであります。現行の学習指導要領は、小学校は令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施されており、中央教育審議会答申をはじめとする国や社会の動向にも注視しながら、学校教育の充実に努めております。

あわせて、本市においては、先ほど申し上げましたとおり「大仙教育メソッド」により地域に根ざした教育を推進するとともに、国が進める「地域学校協働活動」や「コミュニティ・スクール」の制度も活用しながら「地域とともにある学校」「学校を核とした地域づくり」を進めております。

したがって、特定の学校をモデル校とするよりも、引き続き全ての学校が、地域とのつながりを大切にしながらか学校の実態や地域の特色を生かした魅力ある学校づくりを進めてまいります。

なお、特認校制度についてであります。本制度は通学区域に関係なく学校を選択で

きる制度であり、全国的に様々な形での取り組みがあることは承知しておりますが、住所を基にした指定校、受け入れ先である特認校、共に入学者数の予測が難しく安定した学校経営に課題があり、制度の内容を変更したといった報告がなされております。

したがいまして、現段階で判断を下すことは時期尚早であると捉えており、引き続き、既に実施している地域の情報収集に努めてまいります。

【伊藤教育長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

○7番（青柳友哉） ご答弁ありがとうございました。状況については、僕も小学生の子どもがいて通わせているわけではないので、実態はどんなものを伺いたかったので、非常に丁寧にご説明いただきまして大変助かりました。ありがとうございます。

地域との協働的な学びについては、僕も神岡で避難所開設をやって、地域の方とのやり取りがあったりとか、いろんな事例を実際に聞かせてもらったりとかもしていたので、地域との協働的な学びについては進んでいるというか、進められていて、非常に魅力的な取り組みも多いなというふうに感じておりました。

一方でですね、個別最適な学びに関しては、果たして本当に足りているのかな、十分なのかなというのは、ちょっと分からないなというのが正直な実感でした。何度か授業を見させてもらうことがありましたが、小学校で、基本的には時間を区切って、はい皆さんこれやりましょうって言って、それ自体は個々のペースでやれているんですけども、じゃあやり方を自由にというか、子どもそれぞれに合わせて最適なやり方でできているとか、何十分間の中での進度は自由にというか、子どもにある程度、子どもによって違うんですけども、大枠としては、その授業の単位の中で大きくあまり個別の最適化されているような感じは、ちょっとそういう印象はなかったというのが実感としてはあります。で、このお話をもともと切り出させてもらったのは、やっぱりちょっと今の状況として、教育として全然駄目だとかって思っているわけではなくて、非常に平均的に見てすごくいい教育をされているんだと思うんですね。なんですけど、とはいえ、多様化の時代でありますし、それこそ不登校だったりとか、発達障がいといわれるような子どもたちに対しても、きちんと個別最適な学習の機会を与えましょうというふうになっているこの世の中ですので、全部の学校が一律に、同じような方向で教育を充

実させていくだけではなくて、やはり、これちょっと話がそれるかもしれませんが、不登校とか発達障がいといわれる方々の一部で、いわゆる学校への不適合、現在の学校への不適応もあるんじゃないかなと思うんですね。なんで、やはりですね、全部同じようなスタイルで、皆さん一斉に黒板を向いて覚えること覚えましょうというだけではない学校を用意してあげることってというのは、必要なんだろうなと思います。で、それはもちろんですね、そこを突き詰めていけば、先ほどの例えば伊那小学校さんとかも含めそうですけれども、やはり特徴が明らかに違うと、それをいいと言ってくれる方がやってきて、移住してきてくれるということもありますので、全体をよくするというのは、もう当然なことだと思うんですが、それだけじゃなくて、少しく、特徴あるところに振るというところもしていただきたいなと思っての意見でした。

で、もう一つですね、ちょっと伺いたいんですけど、探究的学習って実際の授業数の割合でいうと、その全体の年間の授業の中でどれぐらいの割合があるのか。結局、やってるよっていうけど、たまにちょっとだけやってるっていうことだと、やっぱり全体としては個別最適な学習や協働的な学びを一体的に充実させていってるって呼ぶのかなって思ってしまうので、そこを少し、どれぐらいの割合でできているのか、授業数的なもので、分かれば教えてください。お願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。伊藤教育長。

○教育長（伊藤雅己） 青柳友哉議員の再質問にお答え申し上げます。

まず、前段でありました多様な子どもたちがいて、そして多様な学びの場ということになるかと思いますが、やはりそこについては、常にやはり上を目指すといいますか、より高みを目指していく必要があるんだろうなというように感じております。

じゃあ具体的にどうするかということになりますけれども、当然、公立の学校、義務教育ですので、その通常の枠組みの中でということにはなりますけれども、そういう意味で本市ではユニバーサルデザインといった視点も注目しておりまして、つまり、子どもたちがそこに迎えるような、例えば先生たちの話し方ですとか、指示の出し方ですとか、資料の提示の仕方ですとか、そういったところについては、どこの学校でもかなり高い関心を持って研修を含めながら進めているところであります。いずれこの点に関しては、さらにこの後も進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、全体的な時間というお話あって、ちょっとあれですけども、まず総合的な学習の時間という、いわゆる教科の枠を越えたそういう探究する時間がありまして、概

ねまず週２時間程度、７０時間程度の枠が設定されております。それはそれなんですけれども、ただ一方で、先ほど個別最適な学びのところもお話ありましたので、そういう意味では、当然そこはその教科の枠もいろんなものをなくして、子どもたちの興味・関心を基にしながら、それに応えるような形の当然年間の計画が組まれますし、同時に、個別最適な学びは先ほど申し上げましたように、全ての時間で本市では四つの段階を意識した授業をするようにしております。したがって、子どもたちは、前段で必ず自分の考えをしっかりと持つ、当然そのためには少し時間をかけて、場合によっては調べたり、自分の考えを整理する、そういう時間を持たせておりますので、全て個別最適な学びといった感じの時間を常に設けるようにしているというのが今、本市が進めている探究型の事業であります。

以上です。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、７番。

○７番（青柳友哉） ありがとうございます。ぜひ、ぜひですね、どんどんどんどん、他市に先駆けて進めていただきたいと思います。で、現場の先生方もかなり、またその現場に施策を落としていく教育委員会の方々も、かなり試行錯誤しながら尽力されていたと思うので、大変そこは感謝を申し上げます。

で、最後、すいません、市長にちょっとお伺いしたいんですが、結局この教育委員会さんって、多分もう予算は結局当局からこの予算でやってねという中で、中でというか、もちろんほかの部局と同じで、予算の編成権限はなくて、編成権限は多分市長にあるのかなと思います。で、これらの活動をですね、どんどんやらせようとか、新しい取り組みをしようと思うと、どうしてもやっぱり人手としての余裕が必要だったりとか、新しく研修するだ、調べものするだにしても、時間とお金がかかったりとかあると思うので、もう少しですね、そのこう、移住・定住促進としての側面でも、少し予算として何かしらこう余裕をもって教育が充実できるような形で予算編成考えていただけないかなとちょっと希望をお伝えしてですね、どう思われるか最後伺って終わりにしたいと思います。お願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 青柳友哉議員の再々質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、私も最近ですね、映画を見させていただいて、「夢みる小学校完結編」というのを仙北ふれあい文化センターで見させていただきました。様々な学校があるんだなということを、そこで改めて確認させていただいたところでありましたけれども、いずれ私とですね教育委員会の皆さんとの会議が年1回か2回ですかね、総合教育会議ですか、ありますので、そういった時にいろんな話題をとといいますか、テーマにしてですね、議論をさせていただいております。今、青柳議員からご提言ありましたそうしたことも踏まえてですね、今度の会議でテーマとして少し教育委員会の皆さんと、教育委員の皆さんと私と意見交換させていただきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（古谷武美） 次に、2番の項目について質問を許します。

○7番（青柳友哉） 続きまして、公民連携窓口の設置について伺いたします。

昨年度にも公民連携をキーワードとする質問をさせていただきまして、その際に、公民連携に精通した職員の育成を提言いたしましたところ、職員勉強会の開催や視察・研修への派遣など、着実な取り組みを進めていただいております。これに対しまして、改めて感謝申し上げます。誠にありがとうございます。

さて、目下、市の歳入が減少しつつある中で、市民ニーズは多様化しております。そのような状況下において、市が単独で公共サービスを企画、提供し続けることは、今後ますます困難になると考えられます。

こうした背景から、公共サービスの充実及び地域価値の向上を図るために、行政と民間が、その垣根を越えて連携すること、すなわち公民連携の必要性が一層高まってまいります。通常、工事の発注や商品、サービスの購入などにおいては、市が民間事業者を選定するという立場であります。公民連携の場合は異なります。市が連携する民間を選ぶだけではなく、民間側からも連携の相手として当市を選んでいただく必要があります。

ここで、経済産業省中国経済産業局が令和2年に実施したアンケート調査によれば、企業が提携先の地方公共団体を選ぶ際、最も重視する点は、「自治体から地域課題に関する情報提供が積極的に行われていること」であったそうです。次いで「実証実験の提供など新たな取り組みに対する受け入れ態勢があること」や「打ち合わせなどをオンラインで実施できる環境を整備していること」が重要事項として挙げられています。

また、この調査のまとめでは、本社からのアクセスや取引先に近い、金銭的なサポー

トがあるなどの立地、財政的な条件よりも、「地域課題に関する情報提供」「新たな取り組みへの受け入れ態勢」「オンライン打ち合わせ可能」、そして「担当職員の対応の早さ」、こういったソフト面での充実を求めているということが分かったそうです。

実際、宮崎市や大阪府枚方市では、地域や行政の抱える課題を積極的に公表し、その上で公民連携を進めて実績を積み上げております。両市とも解決を求める課題を一覧化して、ホームページ上で公開しており、大きな課題から小さな課題まで10から20件程度掲載されております。また、これまでに実施してきた公民連携事業の事例も同様に公表されております。さらに、両市には民間事業者からの提案や問い合わせを一元的に受け付ける窓口が設置されており、このことが公民連携のさらなる拡大と発展を後押ししております。

そこで、当市においても、民間企業や大学、研究機関などが有するアイデアや技術を活用して、本市の課題解決や魅力向上を図る公民連携を促進するため、市が考える地域行政課題を整理明確化し、公表してはいかがでしょうか。

あわせて、そのような提案を一元的に受け止め、適切な担当部局につなぐ、その機能を有する公民連携窓口を設置することについてもご検討いただきたいと思います。当局のご所見をお聞かせください。

○議長（古谷武美） 2番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

【老松市長 登壇】

○市長（老松博行） 質問の、公民連携窓口の設置についてお答え申し上げます。

市におきましては、地域の課題解決や地方創生の推進に当たり、企業や大学等が持つ知見やノウハウ、ネットワークを生かした連携協力が不可欠であるという認識の下、これまで企業などとの連携協定に基づき、様々な取り組みを行ってきたところであります。

現在のところ、連携協定の締結数は161件に上っており、分野につきましても、包括的な連携のほか、農林業や子育て、防犯・防災など多岐にわたっております。

また、各部署におきましては、企業などからの個別接触や市側からのアプローチをきっかけに、実証事業の実施に至る事例も見られるところであります。

人口減少の進行に伴い、地域課題の深刻化・複雑化や新たな行政課題の顕在化が懸念される中であって、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応していくため、公民連携の重要性はさらに増していくものと考えており、民間事業者からの提案を一元的に受け付ける窓口の設置は、内部業務のみならず、民間事業者にとりましても

有益と認識しているところであります。

このようなことから、今後、市に一元的な窓口を設置することとし、その上で、議員ご提案の課題の公表を含む公民連携に関するスキームをはじめ、市としての公民連携のありようを模索してまいりたいと考えております。

以上です。

【老松市長 降壇】

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

○7番（青柳友哉） まずは窓口の設置いただけるということで、大変ありがとうございます。ぜひ進めていただけることを非常に期待申し上げます。

実は先ほど市長が言っていた連携協定、非常に今までいっぱいあって、昨日もちょうど安達議員があいおいさんでしたかね、とやった事業の話とかも出てました。で、多分これもきちっと、あんまりお金はかかってないですけど、公民連携事業ですので、そういったPRも含めてですね、ちゃんとやってるよと、実は結構企業さんと組んで、それこそタニタさんとやったりとかありますので、実はやってる自治体なんだよというのを、ぜひぜひですね、市外にPRしていただければ、もちろん市内の事業者さんにもPRしていただければと思います。

で、宮崎市さんに公民連携推進室というのがございまして、ちょっとそちらに実はお話を伺いに行ったことがありました。で、その時はソフト事業を担当する担当の方と、ハードの活用をする方、例えば使っていない市の建物とか、それこそ廃校になった学校とか、そういったものを活用していくところで、ちょっと二段構え、別でいらっしゃっている感じで、同じチームとして公民連携室があるという形でした。で、使っていない施設だけでなく、すいません、そのソフトじゃなくてハードの方だと、今ある施設も、いかに効率的に管理していくか、また、民間の力を借りながら、より有効に、効率的に管理できるかといった、そのファシリティマネジメントと呼ばれる分野のスペシャリストとしても、その公民連携室の中にいらっしゃるという形でしたので、まずいろんな他市、公民連携室とか、公民連携窓口とか置いてらっしゃるところあって、いろんな置き方があるので、ちょっと研究していただいて、うちの市だとどれが合いそうだなというのを、リソースもあると思うんで、検討していただければと思います。

課題については、実は市外もそうなんですけど、これって市内の方とか、これから事業をやられる方とか、事業を広げたいと思っている方にも非常に有益だと思うんですね。なので、いわゆる企業とか第二創業を促進するという面でも、市ではこういう課題を持っています。で、市役所としても、ある程度お金を払ってでも解決してほしいと思ってるということがあれば、事業のニーズになるので、この辺も含めて、そういった視点も持ってですね、ぜひ積極的に課題をオープンにしていっていただければと思います。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 青柳友哉議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まずは、最初にご指摘ありました、やはり窓口の役割ですね、その明確化というか、それと併せて、やっぱりスペシャリストというかね、専門のスタッフの配置というのは当然必要だと思っております。ですから、今いろいろ模索する中で、人材の確保といいますかね、これも大事なことだと思っております。市職員の育成のみならず、やはり外部人材の登用ということも当然考えていかなければならないというふうに思っております。

それから、連携を何といいますかね、強力に進めていくためには、今ご指摘ありましたとおり、市の課題の公表と、それもですね、いろんな大きな問題から小さな問題まで、あらゆる課題をですね、公表するのが、もしかすると進めることを早めることになるのかなという感じがしておりますので、宮崎市さん、それから枚方市さんも同じようなやり方をしておるようですので、参考にしながら、大仙市版の何ていいますかね、そうした公民連携窓口を構築していきたいというふうに思っております。

あくまでも手段ということだと思っておりますので、それに基づいて課題解決といいますか、市民の皆さんの、市民サービスの向上といいますかね、大原則に向けて、これから取り組みをしていきたいと思います。

まずは、内部でもいろんな議論がありましたけれども、窓口を設置するというので、まず進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、7番。

○7番（青柳友哉） ありがとうございます。今、市長の口から非常に大事なと思うキーワードが出ましたので、あくまでもやっぱり手段だと僕も思っております。窓口を

置いてしまうと、公民連携窓口、君だからねってなると、どうしても公民連携しなければいけないとなって、やることが目的になってしまうと、ちょっとそれはあまりよくないことだと思ってます。あくまで、やっぱり市がやる事業は、その事業そのものの目的があって、目的に合わせて、あと環境とかも含めて、手段として公民連携取った方がいいというものに関しては公民連携した方がいいと思いますし、そもそも先ほどから言っている課題一覧を出して、お困り事ですとって民間から提案が来たとしても、それは必ず公民連携という形で応えなければいけないという、その縛りをもってやる必要は多分ないと思うので、あくまでその、お互いにとってよい形になるものであれば、進めるといった形で公民連携も手段として認識しておいていただければなど、はい、僕も強く思った次第でございます。答弁は結構でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） これにて7番青柳友哉議員の質問を終わります。

【7番 青柳友哉議員 降壇】

○議長（古谷武美） 一般質問の途中ではありますが、この際、暫時休憩いたします。再開は1時50分といたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 1時42分 休 憩

.....

午後 1時50分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

次に、2番戸嶋貴美子議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

【2番 戸嶋貴美子議員 登壇】

○議長（古谷武美） 1番の項目について質問を許します。

○2番（戸嶋貴美子） お世話になっております。だいせんの会、戸嶋貴美子です。会派を代表して質問させていただきます。

このたびは、大仙市の市営住宅について一般質問をいたします。

本市の市営住宅は、579戸で、全体の8割が活用され、特に大曲地域は買い物や病院が近く、非常に人気です。さらに、中仙、太田地域の木造の市営住宅もファミリー層に好評で「住みやすい」とお声をいただいております。

一方で、入居者が低い地域も存在し、特に昭和の時代に建てられた住宅では、入居者から「かびくさく、キッチンやお風呂の使い勝手が悪い」という声もあります。

大仙市民、建設業の専門職からの意見によりますと、「市営住宅は、汚れがひどい」「今の若い世代は、清潔感ときれいさを重要視するので、適度なリフォームが必要ではないか」「建物の見た目が汚いと、小さい子どもたちのいじめにつながってしまう懸念がある」「リフォームは入居者促進のため、投資と考えて今取り組むべきではないか」とのお声が届いております。しかも老朽化した建物は、入居率低く、採算が取れていない状況です。

市営住宅は市の大事な資産であり、さらに、地域やまちの活性化につなげるためには、入居率100パーセントを目指す必要があると考えます。

令和の時代においては、耐震性の確保はもちろん、様々なバリアフリー対応や子育て世帯のニーズを生かした住宅供給が求められています。

また、我が市における市営住宅の入居条件は、低所得で住宅に困窮している人が対象で、月収が15万8千円以下、もしくは住宅に困窮している市民が対象となっており、連帯保証人については、市内在住者であることが条件とされております。

こうした様々な課題を抱えているのが大仙市の市営住宅ではないでしょうか。そこで私は7項目を質問し、市営住宅をもっと活性化させるべきと考えます。

はじめに、市民が自分で希望した市営住宅の場所が通らなかった際、どのように説明されているのか伺います。例えば、本当は病院が近い大曲市内を希望していたけれども協和になってしまった。あるいは、神岡地域になってしまったなどと伺いました。その市民に、断る理由を丁寧に説明はされているのか、お尋ねいたします。

次に、市内在住の連帯保証人が必要とありますが、連帯保証について市内在住者に限る必要はないのかと思っております。連帯保証人すら見つからず、市営住宅に入居を断念している市民もおります。本市は、配送された納付書でのキャッシュレス対応はしていると当局の説明でありました。ほかの自治体で行っている保証人不要で借りられる物件は、保証人の代わりに家賃保証会社の利用を条件とすれば、家賃の支払いを月々のクレジットカード払いにすることで保証人不要としている例もあります。また、家賃滞納などのリスクに備えることも可能であると伺いました。

次に、先ほどの2番目の質問と重なりますが、家賃滞納リスクに備えることや保証人不要も可能な月々引き落とされるクレジット払い対応を本市も採用してはどうか伺いま

す。

成功事例といたしまして、長野県松本市、広島県広島市、北海道千歳市、静岡県沼津市、秋田県秋田市などがありますので、参考にさせていただきたいと思います。

次に、当局が力を入れている高齢者世帯向け市営住宅について伺います。

本市が行っているバリアフリーの住宅とは、どこまでを指すのでしょうか。バリアフリーの定義や程度は幅広く、床の段差をなくす対応のみを指すのか、さらに、トイレの位置、浴槽の位置や高さなど、障がい者や高齢者が利用するに当たり、個々の状態が違います。退居の際、個人が手すり等を設置した場合、全てのものを撤去するということが条件なのでしょうか。あるいは、使える部分は活用するものか、退居者と担当者がその後の利便性を検討して決めるべきと考えますが、当局のお考えをお伺いいたします。

次に、ペットを飼うことを全面禁止とされておりますが、近年のペットブームに伴いまして、その条件緩和を検討してもよいのではないかと考えます。市営住宅などの公的な住宅では、原則として犬や猫などのペットの飼育は禁止されているため、飼うことはできません。ただし、盲導犬や介助犬、聴導犬といった障がい者の補助犬は飼育が認められており、条件でペットに対しては厳しい制限が設けられております。また、水槽で飼育するカメや鑑賞魚、鳥かごで飼育する小鳥、鳥かごで飼育する昆虫等、ほかの入居者に迷惑を与えないことが明白なものについては飼育を認められている市町村もあります。一方で、例外に、一部の住宅に限定し、ペットの飼育を許可している自治体もあります。

ペットの制限を緩和しているほかの市の事例といたしましては、大阪府門真市の市営住宅で、一部の市営住宅に限定して自治体が指定した手続きを経た方のみ、例外的にペットの飼育を認めております。兵庫県神戸市の市営住宅は、大切なペットとともに楽しい共同生活を営むことを目的とした「ペット飼育可能住宅」があります。資格・条件といたしまして、現在ペットを飼育し、入居時も飼育していることが条件にあります。一方で、動物嫌いな人への配慮は、入居前の事前アンケートをするなどし、市民への説明が不可欠と考えます。

そこでお尋ねいたします。動物を飼って壁などを損傷した際は、退去時に原状回復を条件に、本市でも一部の市営住宅に限定してペットの飼育を可能とできないのか伺います。

最後に、市営住宅の空き家対策といたしまして、岡山県奈義町における定住促進住宅や地域対応活用を本市でも取り入れるお考えがあるのか伺います。

地域対応活用とは、地域に居住しようとする者等に対して公営住宅を活用できるよう措置することを言っております。出生率2以上をキープしている奇跡の町岡山県奈義町では、定住促進住宅を適用され、100パーセントの稼働率で、現在断りを入れる状態です。大阪府大東市では、市内中小企業の事業者社宅として活用し、定着を促進することで、事業者を後押ししております。

定住促進等の成功事例といたしまして、長崎県長崎市では、人気のない3階以上の空き住戸を、移住者用住宅、30歳未満で新規の就労者移住者、そして移住希望者含む方に利用していただいております。お隣岩手県では、県を挙げて県への移住・定住を希望する若者に、18歳以上39歳以下で、移住定住促進用住戸に活用しております。また、住宅困窮者向け支援・児童養護施設退所者などを受け入れている自治体も複数ございます。

以上、このように各地方公共団体が地域の実情を勘案し、若者単身世帯、U・J・Iターンの、より地域に移住しようとする入居希望者に対して、公営住宅ストックを弾力的に活用できるよう措置している事例もあります。本市でもこれらの施策を柔軟に取り入れて活用してもよいのではないかと考えますが、当局のご所見を伺います。

○議長（古谷武美） 1番の項目に対する答弁を求めます。老松市長。

○市長（老松博行） 戸嶋貴美子議員の市営住宅に関する質問につきましては、建設部長が答弁いたしますので、よろしくお願いいたします。

○議長（古谷武美） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 戸嶋貴美子議員の質問にお答え申し上げます。

質問の、市営住宅についてであります。はじめに「入居の希望がかなわなかった場合の説明」につきましては、入居申込者からは、希望する住宅一つを選択してもらうことになりますが、希望する住宅への申し込み者が複数となった場合には、判定基準に基づき入居者を決定する旨、この旨を申し込みの際に説明してございます。

なお、希望がかなわなかった場合に、議員ご指摘のような事案はございません。

次に、保証人要件の緩和につきましては、連帯保証人は、住宅使用料の納付が滞った場合の債務者として選任してもらうこととしておりますが、高齢世帯や単身の方の場合、突如、体調を崩されるなどの連絡が取れない緊急時に立ち会いをお願いする場合があるため、市内の方をお願いしております。しかしながら、事情により市内の方を選任することが難しい場合は、市外の方でも可能としており、確実に連絡が取れる方の選任をお

願いしてございます。

議員ご提案の家賃債務保証業者の機関保証を活用することにつきましては、有効手段の一つと考えますので、近隣自治体の状況を見ながら研究してまいりたいと考えております。

次に、「住宅使用料のクレジットカード払い」につきましては、本市では、市税納付の際に納付書による支払い方法としてクレジットカード払いが可能となっておりますが、市営住宅使用料については、現在対応してございません。また、クレジットカード決済では、口座振替のような「継続払い」にはまだ対応しておらず、その都度支払う必要がございます。

議員ご提案のクレジットカード利用による登録口座からの定期的な自動引き落としにつきましては、先行する自治体の事例などを調査してまいりたいと考えております。

次に、「市営住宅のバリアフリー」につきましては、現在、市では、高齢者向け住宅において、段差解消や手すりを設置した部屋が72戸あります。また、高層階の住宅には、エレベーターが設置してございます。

次に、「退去時の個人で設置した手すり等の扱い」につきましては、入居者が市の許可を得て設置した設備は、退去者が費用を負担して撤去することを原則としておりますが、利便性や付加価値のある設備の場合は、退去者と市の双方で相談の上、判断することとしてございます。

次に、「市営住宅でのペットの飼育」につきましては、飼っている方にはかわいい動物であっても、他の入居者には、においや鳴き声、飛散する毛、それからふん尿、病気など、迷惑となる場合があります。市営住宅は、動物の飼育に適した構造にはなっておりませんし、動物アレルギー発症の要因や近隣とのトラブルを招く恐れがあります。また、一部の市営住宅を可能とする場合であっても、現在の入居者と混在することになるため、事前に周辺の自治会や入居者の理解を得るなど、ルール作りやきめ細かな協議が必要となりますので、現時点では難しいものと考えております。

次に、市営住宅の活用についてであります。

市営住宅を若者向けや移住者向けなどの住宅として活用する議員からのご提案につきましては、目的外使用やリノベーションによる公営住宅の活用策として有効と考えますので、今後、調査・研究を進めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（古谷武美） 再質問はありませんか。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、2番。

○2番（戸嶋貴美子） ご答弁いただきありがとうございます。

ご提案した内容を検討し、進めてくださるということで、ぜひ前向きにいろいろと施策に取り入れていただければ幸いと存じます。

私からの質問なんですけれども、ペットの方、ご家族様と一緒に入ることができない、まずちょっとその、今のところ考えていらっしゃらないといった内容だったかと思うんですけれども、昭和の時代と今の令和の時代、ペットのその命の重みもそうなんですけれども、私の知り合いの方に、まず家族、お父さんとお母さんと子どもたち、そしてペットと一緒に過ごしていたというご家族が、今度離婚して別れてしまったということがあって、そのお母さんの方が子どもたちを引き取り、そして何かペットも一緒にいる状態ということも伺って、で、結局、市営住宅には入ることができなかったということで、やっぱりその活用できていないその地域、入居者が低い地域に、そういったペットも一緒に入居できるような、そういったことも必要なんではないかなというふうに思います。で、今、人とペットは同等で、ペット霊園、ペットを火葬するところもあるような状態、時代ですので、やっぱりそのペットと人とのつながりは今の時代はすごくこう、家族、ほんとの家族のようで、子どものように飼ってる家族もいらっしゃいます。なので、ぜひペットと市営住宅、そういったものを希望している方、市民もいらっしゃるので、ぜひと思うのですが、ぜひご見解を何とかもう1回お願いします。

○議長（古谷武美） 再質問に対する答弁を求めます。佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 戸嶋議員の再質問にお答え申し上げます。

先ほど申し上げましたように、やっぱり戸嶋議員のお話も重々気持ちとしては理解しているつもりなんですけれども、やっぱりペットの鳴き声とかふん尿による悪臭など、ほかの入居者に迷惑をかけることが想定されます。また、飼育するペットの種類や、そのしつけの程度は、やはり千差万別でありまして、ペットの行動とか生態、習性など、他の入居者に不快感を与える恐れもあるかと思ってございます。

それから、公営住宅というのは、やはり低所得等の理由により、民間の住宅の確保が困難な方への受け入れをするセーフティーネットという役割を担ってございますので、やはり動物への不快感とかアレルギー発症の不安などがあるため、これらの方々の入居

が阻害されるということも考えられるかと思っております。

入居者の方々がお互いに快適でトラブルのない円滑な共同生活を送ることができるよう、今のペットの飼育を禁止ということにさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） 再々質問はありませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて2番戸嶋貴美子議員の質問を終わります。

【2番 戸嶋貴美子議員 降壇】

○議長（古谷武美） 日程第2、議案第149号から日程第14、議案第161号までの13件を一括して議題といたします。

これより質疑を行います。通告はありません。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております議案第149号から議案第161号までの13件は、議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第15、請願第2号を議題といたします。

本件は、請願文書表のとおり、総務企画常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） 日程第16、陳情第49号から日程第19、陳情第52号までの4件を一括して議題といたします。

本4件は、陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） お諮りいたします。各常任委員会審査のため、12月11日から12月18日まで8日間、休会いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、12月11日から12月18日まで8日間、休会することに決しました。

以上で本日の日程は、全部終了しました。

本日はこれをもって散会し、来る１２月１９日、本会議第４日を定刻に開議いたします。

大変ご苦勞様でした。

午後 ２時 １４分 散 会

令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会会議録第 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木曜日）

議 事 日 程 第 4 号

令和 6 年 1 2 月 1 9 日（木曜日）午前 9 時 5 9 分開議

- | | | |
|-----|-------------|--|
| 第 1 | 議案第 1 4 9 号 | 大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 2 | 議案第 1 5 0 号 | 大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 3 | 議案第 1 5 4 号 | 字の区域の変更について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 4 | 議案第 1 5 5 号 | 秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について
(総務企画委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 5 | 議案第 1 5 1 号 | 大仙市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 6 | 議案第 1 5 2 号 | 大仙市中里温泉条例等の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 7 | 議案第 1 5 3 号 | 大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 8 | 議案第 1 5 6 号 | 大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決) |
| 第 9 | 議案第 1 5 7 号 | 大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決) |

- 第 1 0 議案第 1 5 8 号 大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 1 議案第 1 5 9 号 大仙市大曲体育館等の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 2 議案第 1 6 0 号 大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について
(産業建設委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 3 議案第 1 6 1 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 0 号)
(各常任委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 4 請願第 2 号 「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の請願書 (総務企画委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 5 陳情第 4 9 号 「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 6 陳情第 5 0 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 7 陳情第 5 1 号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情
(教育厚生委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 1 8 意見書案第 2 0 号 大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 1 9 意見書案第 2 1 号 介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 2 0 意見書案第 2 2 号 「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 2 1 意見書案第 2 3 号 「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書
(質疑・討論・表決)
- 第 2 2 議案第 1 6 2 号 令和 6 年度大仙市一般会計補正予算 (第 1 1 号)
(説明・質疑・委員会付託・委員長報告・質疑・討論・表決)
- 第 2 3 各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員（２４人）

１番	大 山 利 吉	２番	戸 嶋 貴美子	３番	佐 藤 文 子
４番	佐 藤 隆 盛	５番	挽 野 利 恵	６番	秩 父 博 樹
７番	青 柳 友 哉	８番	安 達 成 年	９番	高 橋 徳 久
１０番	佐 藤 芳 雄	１１番	橋 本 琢 史	１２番	小笠原 昌 作
１３番	小 松 栄 治	１４番	本 間 輝 男	１５番	佐 藤 育 男
１６番	山 谷 喜 元	１７番	石 塚 柏	１８番	高 橋 敏 英
１９番	橋 村 誠	２０番	渡 邊 秀 俊	２１番	金 谷 道 男
２２番	後 藤 健	２３番	鎌 田 正	２４番	古 谷 武 美

欠席議員（０人）

遅刻議員（０人）

早退議員（０人）

説明のため出席した者

市 長	老 松 博 行	副 市 長	佐 藤 芳 彦
副 市 長	今 野 功 成	教 育 長	伊 藤 雅 己
上下水道事業管理者	舩 谷 祐 幸	総 務 部 長	福 原 勝 人
企 画 部 長	伊 藤 公 晃	市 民 部 長	伊 藤 敬
健 康 福 祉 部 長	佐々木 隆 幸	こども未来部長	田 口 美和子
農 林 部 長	斎 藤 秋 彦	経 済 産 業 部 長	富 樫 真 司
観光文化スポーツ部長	加 賀 貢 規	建 設 部 長	佐々木 英 樹
病 院 事 務 長	藤 原 孝 之	教育委員会事務局長	藤 原 秀 一
総務部次長兼総務課長	小 林 孝 至		

議会事務局職員出席者

局 長	大 沼 利 樹	参 事	佐 藤 和 人
主 幹	佐 藤 真理子	主 幹	佐々木 孝 子

午前 9 時 5 9 分 開 議

○議長（古谷武美） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

○議長（古谷武美） 本日の議事は、議事日程第 4 号をもって進めます。

○議長（古谷武美） 日程第 1、議案第 1 4 9 号から日程第 4、議案第 1 5 5 号までの 4 件を一括して議題といたします。

本 4 件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長 1 0 番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、1 0 番。

【1 0 番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） おはようございます。

当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る 1 2 月 1 1 日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第 1 4 9 号「大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 1 5 0 号「大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第 1 5 4 号「字の区域の変更について」及び議案第 1 5 5 号「秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更等について」の 4 件につきましては、当局の説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本 4 件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【1 0 番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより議案第１４９号から議案第１５５号までの４件を一括して採決いたします。
本４件に対する委員長報告は原案可決であります。本４件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第５、議案第１５１号から日程第１２、議案第１６０号までの８件を一括して議題といたします。

本８件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。

（「はい、議長、５番」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る１２月１１日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求め慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第１５１号「大仙市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「今回の条例改正は企業にとって立地条件が緩和される改正となるため、支障はないと考えるがいかがか。」との質疑があり、当局からは「企業にとってより厳しいものを求めるものではないため、デメリットはないものと考えている。今後進出しようとする企業にとってもメリットのある条件緩和となっている。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５２号「大仙市中里温泉条例等の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明を了とし、質疑及び討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５３号「大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「資格要件の見直しによるメリット、デメリットや外部委託する際に影響はあるか。」との質疑があり、当局からは「本市には特に影響はないが、小規模な自治体は職員数も少ないためメリットがある。また、外部委託への影響はないと考えている。」との答弁がありました。

その他、質疑はなく、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５６号「大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について」につきましては、当局からの内容説明に対し、委員から「当該施設や技術専門校の利用者が減少している現状を考えると、秋田県立大曲技術専門校との連携を考えてもよい時期になっているのではないかと考える。これまで検討したことはなかったのか。」との質疑があり、当局からは「秋田県立技術専門校との共存について、将来的な構想は持っており、選択肢の一つとして考えている。今後、協議を進めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

次に、議案第１５７号「大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について」、議案第１５８号「大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について」、議案第１５９号「大仙市大曲体育館等の指定管理者の指定について」及び議案第１６０号「大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について」の４件については、当局からの内容説明に関連して、今後の指定管理者制度の運用について、委員から「指定管理者制度は市の経費を削減するためだけの手段ではない。利益が出ていることを理由に指定管理料を減額することはよい方法とは言えない。利益は指定管理者の経営努力によって生じたものであり、その努力を評価し奨励すべきである。ボランティアで施設を運営しているわけではない。このままだといずれ応募者がいなくなり、最後には全ての施設が市の直営になってしまうのではないかと心配している。適切な指定管理料の算定・確保をしていただきたいがいかがか。」との質疑があり、当局からは「持続可能な施設運営となるよう、指定管理者制度・予算関係部

署と調整を図り、適正な指定管理料の確保に努めてまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの内容説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本４件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で、報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【５番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第１５１号から議案第１６０号までの８件を一括して採決いたします。本８件に対する委員長報告は原案可決であります。本８件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本８件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第１３、議案第１６１号を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。はじめに、総務企画常任委員長１０番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１０番。

【１０番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

議案第１６１号「令和６年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」のうち、当委員会に付託された所管する予算につきましては、はじめに、地域活動応援課所管のコミュニティセンター等管理費の予算説明に対し、委員から「南外コミュニティセンターの照明をＬＥＤに改修することだが、早めの対応ができなかったのか。また、今後も同

様の案件等について、スピード感を持った対応が必要ではないか。」との質疑があり、当局からは「同センターの照明は、安定器の劣化等による設備の不具合が目立ち始め、市民の要望もあり、更新を進めることとした。全体のＬＥＤ化については財産活用課で調査を進めており、今後、各施設で対応を図る予定である。」との答弁がありました。

次に、総合防災課所管の防災対策費の予算説明に対し、委員から「職員に貸与している防災服を更新されるとのことだが、防災服は上下セットでしか購入できないのか。また、特別職・部長職以外の職員は通年用のみの購入となるようだが、暑い中での作業も考慮し、例えば、上着は通年用、パンツは夏用といった購入方法を検討してはどうか。」との質疑があり、当局からは「上下を別々に購入することも可能である。通年用と春・夏用とで価格が変わらないことから、購入の際は職員の希望を取った上で対応させていただきたい。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「これまで貸与していた防災服が返却された後は、どのように処分されるのか。防災服の素材は非常に丈夫であることから、リサイクルを考えれば使い勝手があるのではないか。」との質疑があり、当局からは「更新に当たり、回収した防災服はすぐに処分するわけではないため、リサイクルの仕方を今後検討してまいりたい。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。
（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） 当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、去る１２月１１日に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告いたします。

議案第161号「令和6年度大仙市一般会計補正予算（第10号）」につきましては、当局からの補正内容の説明に対して、はじめに、社会福祉課所管の障がい福祉サービス給付費について、委員から「市内において、障がい福祉サービス種別が少ない、またはないために近隣市町の事業所を利用している方は何人いるか。」との質疑があり、当局からは「療養介護サービスとして国立病院機構あきた病院等を利用している方が25人、宿泊型自立訓練サービスとして湯沢市にある事業所を利用している方が1人いる。市としては、障がいの状態やニーズに応じたサービスの提供体制を整備することは必要と考えており、事業所の動向も踏まえサービス提供いただけるよう働き掛けていく。」との答弁がありました。

次に、子育て支援課所管の放課後児童クラブ管理運営費について、委員から「平均利用人数が少なかったことでの補助金返還だが、当初の見込みが甘かったのか。また、課題として『児童クラブの運営実態を直接把握することが難しくなった。』とあるが、今後の運営はどうするのか。」との質疑があり、当局からは「補助金の積算は、利用日数に応じた年間の平均利用人数が算出根拠となり、週2、3日の利用など1週間を通した利用がない場合もあったことから、補助金が当初の見込みより少なくなったものである。運営については、委託業者と現場の事例や問題を共有するため定例協議会を開催するなど、協力し問題解決に努めている。現在の運営自体には問題ないと感じている。」との答弁がありました。

次に、総合市民会館所管の仙北ふれあい文化センター管理費について、委員から「ふれあい文化センター周辺への落雷により外灯に不具合が生じたとの推測であるが、避雷針の設置などなかったものか。野外活動もあり人に落ちたら大変なので、落雷がないような対策をしてはどうか。」との質疑があり、当局からは、「建物の高さが設置基準に満たないため避雷針は設置していないが、人が多く集まる場所であり、落雷に関しては油断できないことから、情報収集しながら対応していく。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１６番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） 次に、産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） ご報告いたします。

議案第１６１号「令和６年度大仙市一般会計補正予算（第１０号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、企業立地推進課所管の工業振興奨励事業費について、委員から「補助金交付要件となっている雇用要件について、雇用者の条件と補助金交付後のチェック体制について伺う。」との質疑があり、当局からは「雇用要件は常用雇用者であることが条件となっており、雇用人数については純増としているため、退職者がいた場合はその分の採用も必要となる。また、主に補助金を受けることになる工業等振興条例に指定された企業は５年間事業報告していただくこととなっており、雇用条件についても確認している。」との答弁がありました。

次に、観光交流課所管の観光ガイドボード事業費について、委員から「国道１３号河辺拡幅工事に伴い秋田市との境にある観光ガイドボードの撤去が必要になったとのことだが、新たに看板を設置する予定はあるか。」との質疑があり、当局からは「現時点では拡幅工事の詳細が未定であり、観光ガイドボードの移転先の選定・確保が難しい状況にある。今後、国土交通省と協議を進めつつ、他の看板等の設置状況も勘案しながら検討を行ってまいりたい。」との答弁がありました。

次に、西仙北・協和建設水道事務所所管の道路維持管理費について、委員から「２５０万円の補正金額となっているが、この予算で大丈夫か。」との質疑があり、当局からは「今回の工事は応急措置として対応するもの。令和７年度にトンネルの点検作業を実施し、詳細に調査する予定である。」との答弁がありました。

また、別の委員から「本事業対象の協和地域船岡地区にある遅沢トンネルは秋田市との境となっているが、現在通行止めとなっているのか。」との質疑があり、当局からは「交通規制は行っておらず、週２、３回パトロールを行っている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採

決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【５番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論の通告がありませんので討論なしと認めます。

これより、議案第１６１号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第１４、請願第２号を議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。総務企画常任委員長１０番佐藤芳雄議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１０番。

【１０番 佐藤芳雄議員 登壇】

○総務企画常任委員長（佐藤芳雄） ご報告いたします。

当委員会に審査付託となりました請願第２号「『大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書』の採択等の請願書」につきましては、願意を妥当と認め、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１０番 佐藤芳雄議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、請願第２号を採決いたします。本件に対する委員長報告は採択であります。
本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、採択することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第１５、陳情第４９号から日程第１７、陳情第５１号までの３件を一括して議題といたします。

本３件に関し、委員長の報告を求めます。教育厚生常任委員長１６番山谷喜元議員。

（「はい、議長」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、１６番。

【１６番 山谷喜元議員 登壇】

○教育厚生常任委員長（山谷喜元） ご報告いたします。

陳情第４９号「『介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める』国への意見書提出を求める陳情書」、陳情第５０号「『小・中学校給食費の無償化』を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」及び陳情第５１号「『１８歳までの医療費窓口負担の無料化』を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情」の３件につきましては、願意を妥当と認め、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本３件は採択すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【１６番 山谷喜元議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより陳情第４９号から陳情第５１号までの３件を一括して採決いたします。本３

件に対する委員長報告は採択であります。本３件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本３件は、採択することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第１８、意見書案第２０号から日程第２１、意見書案第２３号までの４件を一括して議題といたします。

意見書案第２０号は総務企画常任委員長から、意見書案第２１号から意見書案第２３号までの３件は教育厚生常任委員長から提出されております。

お諮りいたします。意見書案第２０号から意見書案第２３号までの４件は、会議規則第３７条第３項の規定により、提案理由の説明を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本４件は、提案理由の説明は省略することに決しました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

ただ今、議題となっております本４件は、会議規則第３７条第２項の規定により、委員会には付託いたしません。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより意見書案第２０号から意見書案第２３号までの４件を一括して採決いたします。本４件は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本４件は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。ただ今、議決されました意見書案第２０号から意見書案第２３号

までの４件について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものにつきまして
は、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、条項、字句、数字、その他の整理
は、議長に委任することに決しました。

○議長（古谷武美） 日程第２２、議案第１６２号を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。福原総務部長。

【福原総務部長 登壇】

○総務部長（福原勝人） 議案第１６２号、令和６年度大仙市一般会計補正予算（第１１
号）について、ご説明申し上げます。

資料ナンバー５、補正予算書〔１２月補正③〕をご覧くださいます。

ページは３ページをお願いいたします。

今回の補正予算は、嶽の湯温泉施設内の冷暖房設備故障に伴う改修工事費及び市道改
良における用地調査費の補正であり、歳入歳出予算の総額にそれぞれ４，２７３万３千
円を追加し、補正後の予算総額を４８７億２，７９５万４千円とするものであります。

６ページをお願いいたします。

繰越明許費につきまして、嶽の湯温泉冷暖房設備改修工事において、資材調達の遅れ
により工期が翌年度にまたがる可能性があることから、繰越明許費の追加をお願いする
ものであります。

概要について、歳入から順にご説明申し上げます。

９ページをお願いいたします。

２０款繰越金は、前年度繰越金として４，２７３万３千円の補正であります。

続いて、歳出についてご説明申し上げます。

１０ページをお願いいたします。

７款商工費は、嶽の湯温泉管理費で、施設冷暖房設備の故障による改修工事費として
２，９７３万３千円の補正であります。

１１ページをお願いいたします。

８款土木費は、道路改良事業費で、花館地区の市道駅東１２号線及び西石田杉本線の
拡幅に伴う用地の測量調査費として１，３００万円の補正であります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

【福原総務部長 降壇】

○議長（古谷武美） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、7番青柳議員。

○7番（青柳友哉） 個別の事案については委員会の方で審査いただくだらうと思うので、個別どうこうという話ではないんですけど、ちょっと、資料、この事業説明書の書きっぷりでちょっと疑問があったので質問させてください。

事業説明書の5ページ、道路改良事業費なんですけど、ほかの今まで出していただいている事業説明書って大体、何でやるっていう理由を書いてくださっているんですけど、これだけ、この資料だけ要望があったのでやりますという書きっぷりなんですね。何かこの、市としてどうしても必要ですとか、何かもうちょっと、例えば僕の家隣のタナカさんが要望を出してきて、タナカさんから要望があったのでこれやりますって事業説明書には多分書かないと思うんですけど、農業団体から要望があったのでこの事業を提案します、やりたいですっていうふうに書かれているのが、ちょっと違和感があったので、この書きっぷりで構わないと思われた理由だけちょっとお伺いしたいなと思って質問させてください。

○議長（古谷武美） 佐々木建設部長。

○建設部長（佐々木英樹） 青柳議員の質問にお答え申し上げます。

ただ今の質問でございしますが、この書きぶりに関しましては、ちょっと少し、もともとそこの要望もあるんですけども、ここに関しましては、前後の道路が既に広いというところもありまして、市としましては以前から拡幅については通行に支障があるためにやらないといけないという計画は持っていました。ただ今回、たまたまその要望ということもありましたので、この機会にやりましょうということだったんですが、すいません、ちょっとこの書きぶりは少し言葉悪いんですが舌足らずというか、ちょっと説明不足だったかなとは反省しておりますので、この点につきましては、もう少し詳細に書くようにしたいと思っております。よろしくお願いします。

○議長（古谷武美） ほかにございせんか。

○7番（青柳友哉） ありがとうございます。すいません、細かい話をこういうところではいけないのかなとも思ったんですけど、委員会で審査する内容の前に、僕ら事業書、

自分の委員会以外のものも見ているので、一応細かく知りたいなと思う前の段階で何となく納得できる内容がやっぱり載っていてほしいなと思って、例えば危ないからとか、交通量増えているとか、それこそ近くの土地の売買が増えたら不動産取得税で返ってくるからですか、何でもいいんで、何かある程度納得する内容が書いてあればうれしいなと思いました。すいません、細かい話でした。失礼いたしました。

○議長（古谷武美） よろしいでしょうか。

（「ありがとうございます」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） これにて質疑を終結いたします。

ただ今、議題となっております議案第１６２号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

○議長（古谷武美） この際、常任委員会審査のため、暫時休憩いたします。再開時刻は後ほど連絡させていただきます。

なお、常任委員長におかれましては、常任委員会を速やかに開会していただくようよろしくお願い申し上げます。

午前１０時３６分 休 憩

.....

午後 ２時０８分 再 開

○議長（古谷武美） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

○議長（古谷武美） 日程第２２、議案第１６２号を再び議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。産業建設常任委員長５番挽野利恵議員。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） はい、５番。

【５番 挽野利恵議員 登壇】

○産業建設常任委員長（挽野利恵） 休憩前の本会議において、当常任委員会に審査付託となりました事件につきまして、本会議休憩中に委員会を開催し、所管関係部長等の出席を求めて慎重審査いたしましたので、その経過及び結果について、ご報告いたします。

議案第１６２号「令和６年度大仙市一般会計補正予算（第１１号）」のうち、当委員会に審査付託となりました所管する予算につきましては、はじめに、観光文化スポーツ

部が所管する予算説明については質疑がありませんでした。

次に、道路河川課所管の道路改良事業費について、委員から「今回の補正は測量及び設計費として1,300万円だが、全体事業費はどれくらい想定しているのか。」との質疑があり、当局からは「用地費は未定であるが、それ以外の工事請負費等は3,000万円程度を想定している。」との答弁がありました。

また、別の委員から「事業の効果と追加提案しなければいけなかった緊急性の理由について伺う。」との質疑があり、当局からは「近年、当該地域は活発な開発行為によって、直近で約90戸の宅地が造成されており、今後も引き続き開発が進むことが想定される。通勤時間帯の混雑緩和や事故防止を早急に図る必要があることから、道路整備の可能性を調査するものである。雪解け後にすぐに調査に入りたいと考えているため、今回上程するものである。」との答弁がありました。

また、別の委員からは「この路線は平成22年2月に陳情を受け、議会として不採択とした経緯がある。その結果と整合性を図ることも議会として考慮しなければいけないと考えるがいかがか。」との質疑があり、当局からは「陳情を受けてから14年ほど経過し、市民の住環境は大きく変化している。当該路線の調査を行い、事業化がなされた場合は、未事業化区間についても調査が必要になるものと考えている。」との答弁がありました。

その他、質疑がありましたが、当局からの補正内容の説明を了とし、討論はなく、採決の結果、出席委員の一致をもちまして、本件は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上で報告を終わります。

○議長（古谷武美） ただ今の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 質疑なしと認めます。

【5番 挽野利恵議員 降壇】

○議長（古谷武美） これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） 討論なしと認めます。

これより、議案第162号を採決いたします。本件に対する委員長報告は原案可決であります。本件は、委員長報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって本件は、原案のとおり可決されました。

○議長（古谷武美） 日程第２３、各委員会からの閉会中の継続審査及び調査の申し出についてを議題といたします。

各委員長から審査及び調査中の事件につき、会議規則第１０４条並びに第１１０条の規定により、お手元に配付のとおり閉会中の継続審査及び調査の申し出がありました。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（古谷武美） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり決しました。

○議長（古谷武美） 以上で、本定例会の日程は全部終了いたしました。

○議長（古谷武美） これにて令和６年第４回大仙市議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりありがとうございました。ご苦勞様でした。

午後 ２時１３分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

大仙市議会議長

議 員

議 員

議 員

令和 6 年第 4 回大仙市議会定例会日程表

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
第 1 日	1 1 月 2 9 日（金）	本会議	1. 開 会 2. 会議録署名議員の指名 3. 会期の決定（21日間） 4. 議長報告 5. 市政報告 6. 議案等審議 ・承認を求める件 1 件 （説明・質疑・委員会付託 ・委員長報告・質疑・討論・表決） ・条 例 案 3 件（同 上） ・予 算 案 7 件（同 上） 7. 議案等上程 ・条 例 案 5 件（説 明） ・議決を求める件 7 件（同 上） ・予 算 案 1 件（同 上） 8. 散 会
	1 1 月 3 0 日（土）	休 会	
	1 2 月 1 日（日）	休 会	
	1 2 月 2 日（月）	休 会	
	1 2 月 3 日（火）	休 会	一般質問・議案質疑通告締切（正午まで）
	1 2 月 4 日（水）	休 会	
	1 2 月 5 日（木）	休 会	
	1 2 月 6 日（金）	休 会	
	1 2 月 7 日（土）	休 会	

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	1 2 月 8 日 (日)	休 会	
第 2 日	1 2 月 9 日 (月)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者 (5 人) 1. 佐藤育男 2. 佐藤芳雄 3. 秩父博樹 4. 安達成年 5. 小笠原昌作 3. 散 会
第 3 日	1 2 月 1 0 日 (火)	本会議	1. 開 議 2. 一般質問 ※一般質問者 (4 人) 1. 佐藤文子 2. 挽野利恵 3. 青柳友哉 4. 戸嶋貴美子 3. 議案等審議 ・ 条 例 案 5 件 (質疑・委員会付託) ・ 議決を求める件 7 件 (同 上) ・ 予 算 案 1 件 (同 上) ・ 請 願 1 件 (委員会付託) ・ 陳 情 4 件 (同 上) 4. 散 会
	1 2 月 1 1 日 (水)	休 会	各常任委員会審査
	1 2 月 1 2 日 (木)	休 会	各常任委員会審査
	1 2 月 1 3 日 (金)	休 会	事 務 整 理
	1 2 月 1 4 日 (土)	休 会	
	1 2 月 1 5 日 (日)	休 会	

日 程	月 日	区 分	会 議 内 容
	1 2 月 1 6 日 (月)	休 会	事 務 整 理
	1 2 月 1 7 日 (火)	休 会	討論通告締切日 (正午まで) 事 務 整 理
	1 2 月 1 8 日 (水)	休 会	事 務 整 理
第 4 日	1 2 月 1 9 日 (木)	本会議	1. 開 議 2. 議案等審議 ・ 条 例 案 5 件 (委員長報告・質疑・討論・表決) ・ 議決を求める件 7 件 (同 上) ・ 予 算 案 1 件 (同 上) ・ 請 願 1 件 (同 上) ・ 陳 情 3 件 (同 上) ・ 意 見 書 案 4 件 (質疑・討論・表決) 3. 議案等上程審議 ・ 予 算 案 1 件 (説明・質疑・委員会付託 ・ 委員長報告・質疑・討論・表決) 4. 閉 会

一般質問通告者

質 問 者	質 問 事 項
15番 佐藤育男 議員	1. これまでの手応えや所感、そして次期市長選に対する老松市長のお考えについて
10番 佐藤芳雄 議員	1. 物価高騰などの影響を受けている事業者に対する支援について 2. 災害に強いまちづくりの推進と事業継続支援について 3. 食品製造・加工事業者と一次生産者とのマッチング及び新たな販路開拓支援について
6番 秩父博樹 議員	1. 体育館への空調設置について 2. GIGAスクール端末の更新について
8番 安達成年 議員	1. 予防接種費への助成拡充について 2. 大仙市エコドライブ選手権の検証と今後の方向性について
12番 小笠原昌作 議員	1. 人手不足の解消について
3番 佐藤文子 議員	1. 原油・物価高騰対策について 1) 灯油購入助成について 2) 消費者米価高騰対策について 2. 介護保険利用状況 介護予防日常生活支援サービス事業について 1) 介護保険利用状況 2) 介護予防日常生活支援総合事業について 3. 国保税子ども均等割減免18歳までの拡大について
5番 挽野利恵 議員	1. 学校林について 2. 乳がん検診と子宮頸がん予防ワクチンについて

質 問 者	質 問 事 項
7 番 青 柳 友 哉 議員	1. 小中学校における個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実について 2. 公民連携窓口の設置について
2 番 戸 嶋 貴美子 議員	1. 市営住宅を復活させるには

議案等一覧

番 号	件 名	議決月日	審議結果
1 3 9	大仙市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 1 月 2 9 日	原案可決
1 4 0	大仙市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 4 1	大仙市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 4 2	令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 9 号）	同 上	同 上
1 4 3	令和 6 年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）	同 上	同 上
1 4 4	令和 6 年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
1 4 5	令和 6 年度大仙市学校給食事業特別会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
1 4 6	令和 6 年度大仙市上水道事業会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
1 4 7	令和 6 年度大仙市簡易水道事業会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
1 4 8	令和 6 年度大仙市下水道事業会計補正予算（第 1 号）	同 上	同 上
1 4 9	大仙市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 月 1 9 日	同 上

番 号	件 名	議決月日	審議結果
1 5 0	大仙市ふるさと応援基金条例の一部を改正する条例の制定について	1 2 月 1 9 日	原案可決
1 5 1	大仙市工場立地法に基づく準則を定める条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 5 2	大仙市中里温泉条例等の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 5 3	大仙市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について	同 上	同 上
1 5 4	字の区域の変更について	同 上	同 上
1 5 5	秋田県市町村総合事務組合理約の一部変更等について	同 上	同 上
1 5 6	大曲地域職業訓練センターの指定管理者の指定について	同 上	同 上
1 5 7	大仙市神岡生産物直売・食材供給施設及び大仙市神岡交流促進センターの指定管理者の指定について	同 上	同 上
1 5 8	大仙市中仙地域農業総合管理施設の指定管理者の指定について	同 上	同 上
1 5 9	大仙市大曲体育館等の指定管理者の指定について	同 上	同 上
1 6 0	大仙市ふれあい体育館等の指定管理者の指定について	同 上	同 上
1 6 1	令和 6 年度大仙市一般会計補正予算（第 1 0 号）	同 上	同 上

番 号	件 名	議決月日	審議結果
1 6 2	令和6年度大仙市一般会計補正予算（第11号）	1 2 月 1 9 日	原案可決

《報告》

番号	件名	議決月日	審議結果
10	専決処分報告について（令和6年度大仙市一般会計補正予算（第8号））	11月29日	承認

《請願》

番号	件名	議決月日	審議結果
2	「大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書」の採択等の請願書	12月19日	採択

《陳情》

番号	件名	議決月日	審議結果
49	「介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める」国への意見書提出を求める陳情書	12月19日	採択
50	「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情	同上	同上
51	「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書提出の陳情	同上	同上

《意見書》

番号	件名	議決月日	審議結果
20	大曲簡易裁判所につき裁判官の再配置を求める意見書	12月19日	原案可決
21	介護保険制度の抜本改善、介護従事者の処遇改善を求める意見書	同上	同上
22	「小・中学校給食費の無償化」を国の制度として実施を求める意見書	同上	同上
23	「18歳までの医療費窓口負担の無料化」を国の制度として実施を求める意見書	同上	同上